

環境まちづくり委員会

令和5年7月7日

1 請願審査

(1) 請願5-1 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

2 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付5-13 神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文の削除を求める陳情

送付5-14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

送付5-15 外神田一丁目再開発に関する委員会開催を求める陳情

送付5-16 外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを求める陳情

送付5-17 六番町偶数番地建築物等の高さ制限を含む地区計画(素案)に反対及び策定方法に関する陳情

送付5-18 日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

送付5-19 日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

送付5-20 神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情

送付5-21 日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

送付5-22 陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

送付5-23 二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

送付5-24 日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

送付5-25 二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

送付5-26 日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

送付5-27 外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情

送付5-28 千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情

送付5-29 都市計画法17条手続きに対する意見の速報を求める陳情

送付5-30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

送付5-31 日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

3 報告事項

(1) 千代田区地球温暖化対策第5次実行計画(事務事業編)(素案) 【資料】
に対するパブリックコメントの結果概要について

(2) 地方連携による再エネ供給に関する追加手法の構築について 【資料】

(3) 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について 【資料】

(4) 九段南一丁目地区のまちづくりについて 【資料】

(5) 飯田橋駅中央地区のまちづくりについて 【資料】

4 その他

5 閉会中の特定事件継続調査事項について

環境まちづくり委員会 請願5-1

外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

受付年月日 令和5年5月19日

請願者	提出者	5名
	署名者	19名 (令和5年5月24日受付)
	署名者	4名 (令和5年5月26日受付)
	署名者	45名 (令和5年5月30日受付)
	計	73名

紹介議員 小枝すみ子、のざわ哲夫、牛尾こうじろう

請願書

2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

紹介議員：小枝すみ子

のざわ哲夫
牛尾こうじ

請願者：

請願者：

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり請願します。

本年2月10日に開催された都市計画法16条1項に基づく公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。つきましては、公聴会における意見が適正に反映されるようお願い申し上げます。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」（都市計画法16条1項）として行われるものです。

区が、賛成意見のみならず反対意見も含めて公述意見及び公述申出意見を区の都市計画案の作成に反映するようにお願いします。

千代田区議会環境・まちづくり特別委員会では、本年3月3日に「①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。」との委員会集約を行いました。この委員会集約に従って公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会で確認していただけますようお願い申し上げます。



以上

環境まちづくり委員会 送付5-13

神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文
の削除を求める陳情

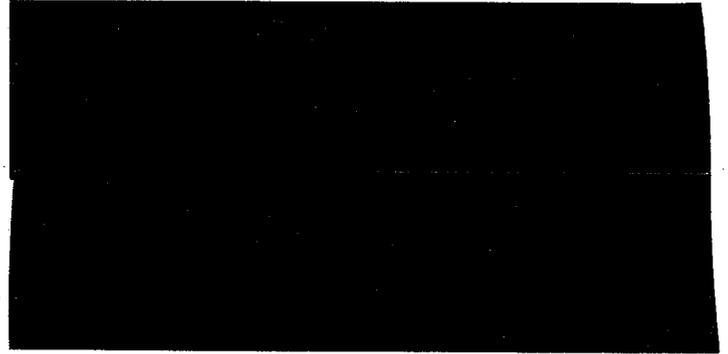
受付年月日 令和5年5月10日

陳情者	提出者	1名
	提出者	9名 (令和5年5月22日受付)
	計	10名

千代田区議会議長 殿

神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文の削除を求める陳情

2023年5月10日



千代田区は、令和5年4月12日付で「神田警察通り道路整備工事における暴力行為について」と題する内容を千代田区ホームページに掲載しました (<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/kuseune/dorosetsubikoji-bo-ryoku.html>)。

そこには、「安全確保のフェンスを設置中に、工事の反対者の体当たりなど暴力的な妨害行為により、警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しました」と記載されています。

令和5年4月11日午前4時過ぎ、千代田区が、神田警察通りⅡ期工事を委託した株式会社大林道路の社員が、同工事区間における神田警察署の前付近路上において、突然、事前の予告や連絡なく、イチョウの木の伐採工事を始めるためのバリケードを作りました。

その動きを知った私たち住民が駆けつけてイチョウの木を守ろうとしましたが、現場では、バリケードの中に入るのを阻止するための警備員（千代田区が神田警察通りの道路工事等の保安業務を委託したシンテイ警備株式会社の従業員）が多数立ち、伐採に抗議する住民との間で小競り合いになりました。

救急車が呼ばれ、警備員が救急車に乗せられた様子は目撃されましたが、千代田区の職員から、現場において、警備員と区職員が負傷したとの説明は一切ありませんでした。

以上のような現場の状況について、千代田区のホームページの上記の記述は、実際に起きた事実とは全く異なっています。

第1に、私たち住民はイチョウの伐採に反対しているのであり、道路整備に反対していませんので、「工事の反対者」という表現は適切ではありません。

第2に、私たち住民は、警備員や区職員に対して「体当たりなどの暴力的な



行為」を行って「転倒」させる行為は一切行っておりません。むしろ、警備員が抗議する住民を突き飛ばし、転倒させ、負傷させました。また、イチョウの木の下から離れないためにガードレールを掴んでいた住民の手の上に警備員が座り続け、負傷させました。

私たちは、それぞれが自分で携帯しているスマートフォンで、当時の状況を撮影しておりましたが、私たちのうちの一部の者が、「体当たりなど暴力的な妨害行為」をして「警備員と区職員の2名が転倒させ」たような状況は記録されておられません。

当時、千代田区の職員も、現場において、カメラで動画撮影しておりましたので、現在、私たち一人一人が、千代田区長宛てに、その画像について、保有個人情報開示請求をしているところであり、開示されましたら、その画像を精査するつもりです。

千代田区のホームページにおいて、私たち住民を「工事の反対者」と呼び、「暴力的な妨害行為」を行って警備員と区職員を転倒させて負傷させたという全く事実ではないことを広報したことは、私たち住民を「暴力的な妨害行為」を行う一部の特殊な暴力集団とのレッテルを貼り、一般の区民から分断させようとするものであり、行政活動としての広報として許されるものではありません。

千代田区ホームページ運営要綱（平成16年3月31日15千政広発第175号、平成31年2月26日30千政広報発第122号最終改正、令和元年7月1日施行）第9条第1項は「ホームページに掲載する情報は、常に最新かつ正確で、公正・公平なものであることを要する。コンテンツは、定期的に内容を確認し、内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報を提供するものとする。」と規定しておりますが、千代田区ホームページの上記記述は、「正確で、公正・公平なものであること」に反していると考えられます。

つきましては、千代田区議会において、千代田区の職員が撮影した画像を閲覧したり、担当職員から事情聴取を行うなどの必要な調査を行った上で、千代田区がホームページにおいて、一部の区民を非難するような記述をすることが、その広報活動として許されるのか、また、広報活動として適切かどうかについて、十分に審議を尽くした上で、上記の記事を削除することを求めて陳情します。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-14

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

受付年月日 令和5年5月19日

陳情者	提出者	3名
	署名者	18名 (令和5年5月24日受付)
	署名者	5名 (令和5年5月26日受付)
	署名者	45名 (令和5年5月30日受付)
	計	71名

陳情書

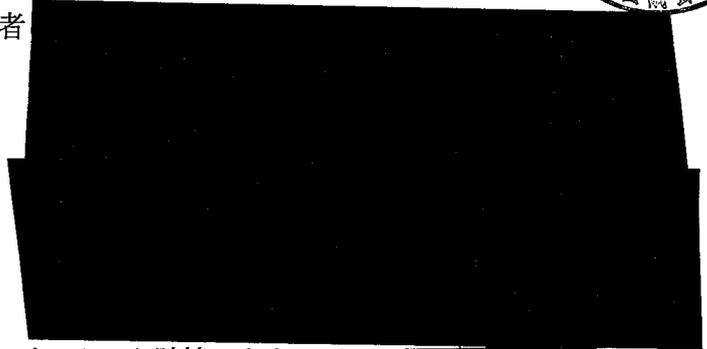
2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情



陳情者



外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり陳情します。



本年3月3日の千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、外神田一丁目再開発に関し、審議継続していた陳情15件（参考送付含む）を一括審査し、また、青山侑氏（明治大学名誉教授・博士）、大澤昭彦氏（東洋大学理工学部建築学科准教授）の専門家意見を受けた上で委員会集約がなされました。この委員会集約では、区有施設に関して、「②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」とされています。

また、同委員会における令和3年6月15日にとりまとめられた「法17条手続きに入るための条

件」でも「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」との条件が示されました。

委員会集約が行われた時期は都市計画法 16 条 1 項に基づく公聴会が行われた後であることから、「法 17 条手続きに入るための条件」と合わせて、行政は区有施設に関する情報共有を同法 17 条の手続きに入る前に行う必要があります。委員会集約を受け、同法 17 条の手続きに入る前に行政が区民と十分に情報共有できているか、区議会において確認していただきたくお願い申し上げます。

特に次の 2 点に関しては、区民の関心も高く、公共性、公益性の観点からも重要な情報と考えています。

(1) 個別建替えができないとの前提に関する情報

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。区の検討に用いた資料をエビデンスとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かの情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

(2) 再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報

清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの区有施設の再開発後の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しがわかる情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

以上

参考資料

環境まちづくり特別委員会 令和5年3月3日

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約

① この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。

② 当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。

③ 都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地権者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

環境・まちづくり特別委員会(令和3年6月15日)

【法17条手続きに入るための条件】

1. 権利者に対する意向調査を実施すること。また、意向調査にあたっては法16条手続きを通して全員に回答を求めるようなやり方をすること。
2. 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。
3. 委員のみに、地権者の賛否に関する地図分布、地積、賛否のパーセンテージを提示すること。
4. 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。
5. 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認をして進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。

環境まちづくり委員会 送付5-15

外神田一丁目再開発に関する委員会開催を求める陳情

受付年月日 令和5年5月26日

陳情者 提出者 3名

陳情書

2023年5月26日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発に関する委員会開催を求める陳情

陳情者:



千代田区は、広報千代田令和5年5月20日号において「外神田一丁目南部地区地区計画の決定」「外神田一丁目南部地区第一種市街地再開発事業の決定」の都市計画案の縦覧を6月5日から同月19日までの間に行う旨を発表しました。千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、「公聴会で公述した内容を都市計画案に反映させること」と委員会集約を行っています。

4月には区議会議員選挙が行われたこともあり、区議会が開催されない状況の下、千代田区は上記委員会集約に何ら応答することなく、都市計画案の縦覧を6月5日から行うことを発表しました。

区民及び区議会に対して何ら説明がないまま6月5日から都市計画案の縦覧を行うことは、区民及び区議会の意見を反映することを軽視したものであり、許されないと考えています。

そこで、外神田一丁目再開発に関する委員会を早急に開催し、区の都市計画案に公聴会で公述した内容がどのように反映されているのか、都市計画案の縦覧手続の前に、委員会を開催の上、審理していただくようお願い申し上げます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-16

外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを
求める陳情

受付年月日 令和5年6月6日

陳情者 提出者 1名

6

2023年6月7日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷こうき様

外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを求める陳情

陳情者



令和5年3月3日、前区議会 環境・まちづくり特別委員会に於いて当時の委員会全員一致でそれまでの陳情に対する委員会集約がされました。

その1番目に「16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。」と明記されています。

実施された2回にわたる説明会では参加者の約9割が開発事業に反対や疑問を述べました。

公聴会には95名が応募し、2月10日に開発賛成者4名、反対者6名の計10名が公述致しました。そして応募者95名の賛否の内訳は賛同者29名



(30.5%)、反対、見直しが64名(67.3%) その他意見2名(2.1%)でした。これを見ても約7割近い区民、関係者が明らかに反対、見直し、疑問の声を挙げています。それに対し千代田区の見解が示されていますが、意見に対し約3割の賛同者には、「再開発事業の機運を捉えて、早期に本計画を実現できるように調整してまいります。」とし、反対者には区の一方的な見解と「その他ご意見として承ります。」と表記してあり、これでは到底区民の声を真摯に受け止めたとは言えません。

執行機関は、公聴会の反対、疑問の声を無視して拙速に17条に進めようとしています。これは区民代表で構成されている議員によって構成されている議会の集約をないがしろにする暴挙ではありませんか。今やるべきは、公聴会で出た区民の抱える問題点、課題を議論の場を立ち上げて十分な時間をかけて、賛同者も反対者もフラットに話し合えるように千代田区が公正、公平に情報を開示し、丁寧な説明をし、秋葉原の将来像の共有を図るべきではありませんか。

是非公聴会の意見を尊重、遵守するように、議会は執行機関に働きかけてください。

環境まちづくり委員会 送付5-17

六番町偶数番地建築物等の高さ制限を含む地区計画(素案)に反対及び策定方法に
関する陳情

受付年月日 令和5年6月8日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年6月8日

千代田区議会議長 殿

件名 六番町偶数番地 建築物等の高さ制限を含む地区計画(素案)に反対 及び 策定方法に関する陳情



陳情趣旨

現在、六番町偶数番地 地区計画(素案)では、災害による全壊または半壊時の除外はあるものの、当マンション区画(B地区)は「建築物等の高さを40メートルに制限」し、「総合設計による建築物等の高さ制限の緩和を認めない」という内容になっています。

当マンションは築45年でマンション建設初期の建築物であり、居室内への漏水や 給排水配管の劣化による事故が頻繁に発生し、躯体・共用設備老朽化、衛生面の課題、機能性の陳腐化、利便性の低下など、様々な機能・住環境の劣化が進行しております。管理組合では最重要事項として継続的に補修を行っていますが、将来的には大規模修繕工事の費用が負担困難なほど高額になったり、抜本的な変更が必要になり、建て直さざるを得ない可能性が大いにあります。

高経年マンションの建替は、各区分所有者の資金状況の違いにより意見の一致が困難であり、一向に進まない現状は日本の社会問題となっております。試算では同規模・同戸数で現在の標準的な仕様で再建すると、各専有戸で7000万円程度の出費となり、全ての各区分所有者が負担できる金額ではないと考えます。建築物の高さを増し増床してその部分を分譲し、再建工事費用の一部を賄う以外に現実的な再建築は無いのが現状です。

マンション建替えの円滑化の方法(マンション建替え円滑化法)として、容積率や高さ制限の緩和が施行されていますが、現在準備されている六番町偶数番地 地区計画(素案)が決まると、これら建替円滑化のための国策適応の制限・制約になると懸念しています。

廃墟化したマンションや 同様な老朽化マンションが立ち並ぶ地域では、地域の過疎化やスラム化の懸念があります。その結果、住民空洞化、所有者や住民の意識の低下、資産価値の低下、治安の悪化など、魅力的で活気のある街とは逆方向に変化することを憂慮しております。

本年2月には 当マンションから75人の地権者が 高さ制限反対署名を提出しました。また、他のマンションからも同様な主旨で千代田区に高さ制限反対を伝えていると聞いております。加えて、16条の公告・縦覧時には当マンションから64人以上が高さ制限反対の意見書を提出しております。地区計画策定は地権者・住民の合意形成が必要だと認識していますが、一部の地権者の要求によって合意が形成されないままに強引に地区計画を決定しようとする千代田区の行政の進め方を見直していただきたく存じます。

30年、50年、100年先に どのような事態・状況になるかは予測不能で、現時点で将来の選択肢を制限することは禍根を残すことになると考え、40メートルの高さ制限や 総合設計による緩和を認めないという内容を 地区計画で規定することに反対であることを表明するとともに、地権者・住民の合意形成なしに地区計画を決定する区政に対して、この陳情書を提出させていただきます。

ご賢察のほど 何卒宜しくお願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付5-18

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

陳情者：

住所：

電話：

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める

陳情書

日本テレビ再開発提案により、居住地における穏やかな生活が大きく変化するのではないかと不安を感じております。再開発を希望する事業主（日本テレビ）の意見だけを優先するのではなく、住民の意見や心情をきちんと受け止め、それを反映するような調整が行政には必要だと考えます。そのために次のことを行政及び区議会に求めます。

1. 住民等に実施された以下の意見募集の賛否を属性別（在住・在勤、番町住民等）に公表してください。

- ①都市計画法第17条に基づく意見募集（2023年3月実施）
- ②都市計画法第16条2項に基づく二番町住民の意見募集（2023年2月実施）
- ③都市計画法第16条1項に基づく公聴会のための意見募集（2023年1月実施）
- ④都市計画法第16条1項に基づく番町住民の意見募集（2022年11月実施）
- ⑤オープンハウスアンケート（2022年7月実施）

2. 過去に提出された陳情書に対し、事業者からの回答を持って区議会委員会の回答とすることが複数回ありました。これでは、事業者にとって都合の良い回答で終始し、住民と事業者間の相互理解や考えの醸成にはつながらないばかりか両者間の溝は深まるばかりです。議会及び行政は、事業者だけではなく、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を聞いて下さい。

3. 住民に対する説明会は行政や事業者が住民に対し個別に対応するオープンハウス形式ではなく、事業者・行政と住民そして、住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場を設けて下さい。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-19

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者： [REDACTED]

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、
区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める
陳 情 書

<陳情の趣旨>

1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を直接聞いていただく機会をつくってください。

2. 区議会及び専門委員の方々には、区役所内での議論だけでなく、是非二番町の現地視察を行ってください。

現地に立ち、どのような再開発計画が妥当なのか、このエリアが持っている歴史性や文化性、隣接する学校の様子、そして道行く人々、道路幅や麴町駅の様子等々、取り巻く環境を直接感得してください。現地視察の際には、すでに完成しているスタジオ棟、及び二番町の直後から開発が予定されている四番町の現在の状況も直接ご確認いただけるよう併せてお願いします。

3. 区には、専門家の先生方が十分な調査検討をし地区計画の範囲内で対案作成が可能なよう予算を含めて配慮してください。

住民がただ徒に再開発計画に反対しているわけではないことを示すものが、番町の町並みを守る会が作成した対案です。与条件が示されないままの作成でした。今回の専門家の先生方による検討会議において、与条件のもと、地区計画の範囲内で対案を作成していただくことを要望します。区はこれを予算面でサポートしてください。



<経緯>

住民は単に、日テレ再開発に反対している訳ではありません。最初にこのことをはっきりと申し上げます。私たち住民は、今回のような超高層ビルの建設を伴う大型の再開発には広範囲にその影響が及び負の側面も生じることから、当初より前広な情報開示を求め住民参加型で計画を進めて頂けるよう区にも日本テレビにも切望してきました。

この数年間、「番町の町並みを守る会」や「千声会」のみならず、番町住民の多くが日テレ再開発の行方を注視してきました。番町住民のこのまちに対する愛着は大変強いものがあります。そして、住民たちは番町のまちのビジョンをまちへの想いととも、昨年度改定された「都市計画マスタープラン」に託しました。ですが、今回の都市計画案はその都市計画マスタープランとの齟齬が度々指摘されています。

住民たちが何を望んでいるかを改めて証明するものが、2023年3月10日～3月24日に実施された17条の意見募集の結果です。番町住民ベースでの意見総数938通の内訳（一番町～六番町の番町住民+麴町三丁目～麴町四丁目の住民）は『賛成 275：反対 658』二番町の住民に限って言えば『賛成 64：反対 90』というものでした。

前回3月30日の都市計画審議会にて採決が見送られ、専門家の方々による検討会議が開始された現在、番町に暮らす住民たちはこのまちの何を大切にしているのか、番町のまちの将来像をどう考えているのか、区議の皆さま、都市計画審議会の皆さまには住民たちの様々な声を直接聴取していただくことを願うものです。

これまで度々、この日テレ再開発問題が地域住民を分断していると危惧する声が多数出ていました。分断を危惧するから結論を急ぐのではなく、区は公の公平中立な立場に徹し住民と事業者間を調整してください。従来通りの手法ではないやり方で早急に対応しご調整いただきたいと切に願います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-20

神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情

受付年月日 令和5年6月19日

陳情者 提出者 1名

陳情書

千代田区議会議員 秋谷こうき様

神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情

2023年6月19日



新しい区議会の皆様

下記経緯を以て、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」による街路樹伐採を伴う工事中断と、道路整備を進めるにあたっての対話の場を求めます。

私たち神田警察通り近隣の住民は、2021年12月に初めて、Ⅱ期工事区間の工事にあたり長く親しんできたイチョウの街路樹32本が伐採されることを知りました。そこで、区や協議会に説明や対話を求め、街路樹を伐採しない形での道路整備工事の実現を求めてきました。伐採を伴う工事が決定されるまでには、女性や若者を一人たりとも含まない限られた協議会での意思決定、パブリックコメントをとらないガイドラインの変更、街路樹の伐採ありきで誘導的なアンケートの実施、議会における「枯損木」との虚偽の説明や専門家の意見の歪曲など、様々な不備がありました。これらのことも指摘してきましたが、見直しされることはなく、住民同士の話し合いもたった一度だけで一方的に打ち切られました。そして昨年4月、区が強引に2本のイチョウを伐採したため、致し方なく現場で木の見守りを始めました。

その後6月には、伐採に関わらない部分の工事を行うとのことで進行を見守り、工事説明を求めたところ、区から「①変更が生じる場合は滝本様へ事前連絡します。②作業にあたっては、木の根に影響がないように努めます」と明記した工程表をいただきました。また7月には、「書類が整わず説明会ができないので、工事ができない」「工事を再開する時は必ず滝本さんに連絡する」と確約があったので、現場での約70日間の木の見守りを中断しました。

ところが、2023年2月6日（月）未明、4本のイチョウが突如伐採されました。昨年7月の約束と異なることに驚き、工事中断と調整を求める陳情書を提出したところ、本年3月8日（水）の企画総務委員会

での陳情審査で、下記2点の取りまとめをしていただきました。

- 1、今後、工事の作業を行う場合、影響を受ける沿道関係者に情報提供を行うこと。
- 2、今後の道路整備の実施に当たり、千代田区道路整備方針や参画・協働ガイドラインの考え方に基づいて協議を行うとともに、沿道関係者の意向を把握するなど、引き続き丁寧に地域の声に耳を傾けながら進めること。

しかしながら、4月11日（火）早朝、再び事前の知らせなく、区の職員および工事作業員とみられる方々が現場に来て工事準備を始めました。そこで、私たちが駆けつけると、屈強な警備員や職員によって木に近づくことを阻まれました。千代田区のホームページでは「安全確保のフェンスを設置中に、工事の反対者の体当たりなど暴力的な妨害行為により、警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しました」と記載されていますが、私たちは「暴力的な妨害行為」は行っておらず、警備員と区職員が負傷したことに関する真偽は私どもには不明です。逆に、住民側に多数けが人が出ております。

区のこうした対応は、7月の約束および3月8日の陳情審査の取りまとめに完全に反しており、信頼関係を壊す行為と言えます。また、けが人がでるようなやり方は、非常に強引で問題があると考えています。このままでは、道路整備は進まず、当該工事エリアである錦町をはじめとする神田地区に将来的に大きな禍根を残すだけではなく、千代田区政そのものの信頼が失墜してしまいます。

私たちはイチョウの伐採に反対しているのであって、道路整備そのものには反対しておりません。また、区は事業者である大林道路株式会社との契約は議会で採択されたものであるため変更できないと言っていますが、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」によれば、当初予期できなかったやむを得ない状況が生じた場合には、工事内容の変更を可能としています。また、今回のケースは、設計変更のガイドラインにある、工事を一時中止する具体例「請負者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じたため」にあたると言えます。

どうか新しい区議会の皆様には、設計変更のガイドラインに基づき、イチョウの伐採を伴う工事を中断することを区に求めると共に、住民同士および住民と区が対話し、共に安全で快適な道路整備を検討する場を設置いただきますようお願い申し上げます。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-21

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月21日

陳情者 提出者 5名

2/
2023年6月14日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び
都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める

陳 情 書

日本テレビ本社跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっており、青空広場やバリアフリー施設等の数多くの地域貢献策、住民のQOLをアップする施策が盛り込まれています。また説明会等の機会を通じて、本提案が決して事業者の利益だけを追及したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であり、マンションの建て詰まりばかりが生じている千代田区において一石を投じる、新たなロールモデルともなり得る提案であることがあきらかとなっています。

それにも関わらず反対住民は「住民の意見を反映していない」と喧伝するだけでなく、地域課題の解決には全く目を向けず、根拠の無い、不安を煽る主張ばかりを繰り返しています。さらには審議の遅延を狙ってほぼ同じ内容の陳情書を何通も送付し、「フラットに意見交換できる場」と称して自らの抗議活動をアピールするための機会を求める陳情まで行う始末です。

これまでの都市計画審議会の議論でも委員からは、いたずらに地区計画変更及び再開発が遅れることは「地域の不利益となってしまう」との指摘があがっています。ごく一部の、毎回同じ反対住民の遅延行為によって審議が振り回されるようなことがあってはいけません。これ以上、地域課題の解決が遅れ、地域住民の不利益が拡大しないよう、千代田区及び千代田区議会、都市計画審議会には以下7点の毅然とした対応と速やかな審議を求めます。

1. 住民等に実施した意見募集の賛否数については既に公表されており、特に都市計画法に基づく意見書募集にあたって属性（在住・在勤など）の記載は条件に入っていませんでした。それにも関わらず属性別の賛否の公表を求める陳情を出すことは、区職員の負担を増やすだけの明らかな遅延行為です。また昼間人口が100万人を超える千代田区においては在勤者の意見も重要です。番町地域の在住者、地権者だけの意見を抽出して賛否数を問うことは、毎回同じ一部の熱心な人たちの意見を数えるのと同じであり、無意味だとの指摘が都市計画審議会でもあがっています。こうした指摘も踏まえ、同じ人物が提出した審議遅延を目的とした陳情書に対しては上記趣旨を速やかに回答するなど、毅然とした対応を求めます。



2. 反対住民は都市計画法17条に基づく意見募集で、全体では賛成意見が大きく上回ったにもかかわらず、「番町住民ベースでは賛成 275、反対 658」「二番町住民に限れば賛成 64、反対 90」だと強調しています。しかもこの意見募集にあたっては、住民の対案と称して建築基準法に違反した成立していないプランを掲載したビラを配布し、いわば住民を騙すような形で反対意見を募っています。この事実は3月の都市計画審議会でも指摘されていますが、区議会でも反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っているという問題を取り上げてください。
3. 日本テレビ社屋跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっています。事業者だけではなく賛成・反対住民、有識者、さらには子育て世代や保育園など様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されているという事実を、区及び区議会でもっと周知する努力をしてください。
4. 反対住民の常軌を逸した抗議活動こそが住民を分断し、提案に賛成する住民に恐怖心を与え、声をあげることができないようにしているということ、それによって公聴会などの傍聴がWEBに限定せざるを得なかったという事実を区議会や都市計画審議会できちんと取り上げてください。そして傍聴がWEBのみとなったことで、自らの抗議活動をアピールする機会を失ったことを不服として、「住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聞ける場」を求める陳情書を出しているということを、区議及び都市計画審議会委員はきちんと理解すべきです。「住民相互」「互いにフラットに意見交換」といった聞こえの良い言葉で彩られた陳情は、単に反対住民のアピールする場を求めているだけであり、むしろ住民の分断を助長する場を生み出すものであるということ、区議会ではしっかり確認して、このような反対住民を利するだけの陳情には速やかに上記趣旨を回答して処理してください。
5. 地価が高い千代田区ではマンションの建て詰まりが深刻です。子供や高齢者の人口が増える一方で、緑地・空地はますます失われ、防災機能を持つ広場や施設の不足は大きな地域課題にもなっています。従来の都市マスタープランや地区計画でコントロールできる範囲には限界が生じており、改定されたマスタープランでは“量から質への転換”や高度利用、地域事情に即した“特殊解”が求められる内容が盛り込まれています。今回の再開発提案は番町・麴町の地域課題を解決するもので、むしろ都市マスタープランの趣旨に沿ったものであるということ、地区計画の目標を達成するための提案でもあるということ、もっと明確にすべきです。そして、反対する住民や区議、都市計画審議会の一部の委員の「都市マスタープランに違反している」という主張が誤りであること、むしろ提案は都市マスタープランに整合しているということ、きちんと区議会・都市計画審議会で確認してください。その上で、速やかに審議を進め、提案を早急に実現するようにしてください。
6. 今回の提案は決して事業者の利益だけを追求したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であること、区議会・都市計画審議会でもっと取り上げるべきです。もし事業者＝日本テレビが自社の利益だけを追求する

のであれば、現行規制の範囲で敷地を目一杯につかって、地域住民と話し合うようなこともなく、早々に収益性の高いマンションあるいはレジデンス部分を含むビルを建てていたはずですが。しかし最も収益が期待出来る建設を行わず、長年にわたり住民と話し合い、地域課題の解決を最優先にした計画を打ち出しているのは、自社の利益を最優先にしていないということの証左でもあります。反対住民や、計画に異論を唱えてきた区議・都市計画審議会委員の主張が従来型開発の固定観念に基づいたものであることを、区議会・都市計画審議会ではしっかり確認してください。

7. その上で、「高さや景観といった形態制限だけを重視した結果、敷地いっぱいには建ち並ぶマンションによって緑地や空地が失われる一方のまちづくり」「地域コミュニティが希薄化し、地域課題も何ら解決できず、番町の町並みや千代田区の良さがどんどん失われていくまちづくり」をこれからも続けるのか、それとも「地域住民と十分に話し合い、緑地や空地が続々生み出され、地域課題も同時に解決していくという新たなサイクルが生まれるまちづくり」のどちらを選択するのか、区議や都市計画審議会委員の一人一人に質してください。また今回の提案の審議を速やかに進めることで、従来型の都市開発や利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる新たなロールモデル・千代田区モデルつっていくという気概があるのかどうか併せて質してください。

千代田区議会、千代田区都市計画審議会はいま大きな転換点を迎えています。ここまで議論を重ねながら、「熟議」や「十分な合意形成」等の便利な言葉で結論を出さず、審議を先送りすることは、もはや何もしないのと同じです。このまま何もしないのか、それとも毅然とした対応と速やかな審議によって新たな一步を踏み出すのか、区議そして委員の皆様には未来を見据えた賢明な判断を求めます。

そして住民・行政・事業者にとって「三方よし」の新たな千代田区モデルによるまちづくりをお願いします。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-22

陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 2名

令和5年6月26日

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿

(写) 千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区都市計画審議会会長 岸井 隆幸 先生

千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長 加島 津世志 殿

陳情書

「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

表記の件、具体的には以下の3点であります。

1. 随時行われるアンケートや都市計画法16条・17条に基づく意見募集等の際に、意見提出者の住所・氏名のみならず、その属性等も把握・分析し、民意を正確に把握していただくこと。
2. 現在、前掲の再開発案については、都市計画審議会学識経験者委員の方々による改訂案がまとめられつつあると理解しておりますが、この案についても必ずもう一度都市計画法16条・17条に基づく意見募集を実施し、民意を確認していただくこと。
3. 民意の正確な把握の大前提は、アンケート・意見募集に際して、出来るだけ時間的余裕（いわゆるリードタイム）を持って、可能な限り多くの住民等に周知徹底を図ることである。この点について、従来のやり方は必ずしも十分とは言えず、抜本的な改善を図っていただきたいこと。

以下、やや詳しく陳情の趣旨を申し上げます。

1. に関して

千代田区二番町地区計画の変更提案に関して、都市計画法17条縦覧に基づき3月に提出された意見書の提出状況は、二番町では変更提案に賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と、地区計画変更提案に反対する住民が圧倒的多数を占めております。一方で、千代田区外(全体数一区内在住者及び地権者)からの意見書では、その9割以上が再開発に賛成しています。

千代田区二番町の問題に関し何故、千代田区外在住者が9割も賛成の意見を出したのか、意見の内容に付いて詳しい分析を求めます。又、今後のアンケートや意見募集に当たっては、住所のみならずその属性(住民、通勤者、通学者など)を把握し、正確な民意を把握するための改善を促していただきたく、陳情致します。





2. に関して

都市計画審議会学識経験者の委員の方々は都市計画の専門家でいらっしゃる、いろいろな要素を勘案し住民等も納得出来る素晴らしい案をお作りいただくと期待しておりますが、以前提出された案とは異なるものであるはずですから、是非とももう一度改めて法律に定める意見募集を行うべきものと理解しております。その際には、上記第1点にご留意をいただくべき事は言うまでもありません。

3. に関して

大勢の住民に対して広報を徹底することはなかなか難しいことであります。広報が不十分では意見募集が行われていることに気付かない人が多くなり、正確な民意把握は不可能です。十分なリードタイムを取り、区報になるべく目立つような掲載をすること、同時に区ホームページにも掲載し、また伝統的なアナログ手法ながら、区内の各町内会を通じての掲示板表示やお知らせ配布等も組み合わせて行っていただくべきと考えます。問題が重要であればある程、こういう努力が必要であります。

二番町問題に関して云えば、昨年7月3、4日に行われた区主催のオープンハウスは、始めて本提案が地区計画の高さ規制60メートルを大幅に超える90メートルの建物建設を含むという重要な内容であることが公にされるという極めて重要な機会であったにもかかわらず、リードタイムが僅か1週間で広報手段も極めて不十分でありました。

以上よろしくご検討の程 お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付5-23

二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

令和5年 6月26日

千代田区議会議長
秋谷こうき様

陳情者：
住所：
電話：



二番町地区地区計画の変更について

「陳情書」

日頃は、より良い区政の為にご努力頂き感謝しております。

さて、二番町地区再開発計画案については、

①2022年7月、オープンハウス、②11月、16条に基づく説明会アンケート、意見募集、③2023年1月、16条1項に基づく公聴会。④2月、地権者に周知、意見募集、⑤3月、17条縦覧、意見書、と5回にわたり住民意向の聴取があり、そのすべてに於いて地元の意向は計画に対する「反対」が過半数を占めました。特に、本年3月の都市計画法17条縦覧に伴い提出された意見書では、二番町は賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と反対が圧倒的に多数を占めています。そればかりでなく、本開発計画案は地元住民の合意で定めた現行の「二番町地区地区計画」、2021年5月改定の都市計画マスタープランの制約、精神を大きく逸脱しています。

また、16条対象案件であった地区計画は日本テレビの地所を切り出してD地区とした地区計画案と、D地区を除いた二番町地区を対象とした2種類の地区計画案についての説明会、公聴会でした。一方、本年3月の17条縦覧の対象地区計画案はD地区を含む二番町地区計画の変更のみあり、D地区は独立して存在していません。

このように高さ制限、容積率の大幅な緩和に反対する多くの住民の意向、また手続き上の混乱が有りながら、区当局は次々と都市計画法上のステップを進めています。

以下の2点につき議会としてご審議をお願いすると共に、区民の代表として正しく監視機能を行って頂きたくお願い申し上げます。

1. 夫々の住民の意見表明の内容につき、その属性を含め、行政はどのような判断をしたのか。その判断は合理性の有る妥当な判断と言い得るのか。
2. 2023年1月の16条公聴会と3月の17条縦覧の間に地区計画案が変わった事の理由とその詳細につき、分かりやすい説明を区民に対し行ったのか。



環境まちづくり委員会 送付5-24

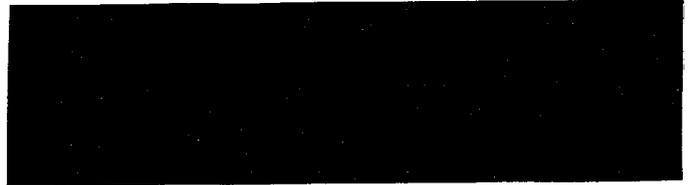
日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様



日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

二番町地区における日本テレビ再開発に関しては、行政・日本テレビ・町会(以下三者間)の不透明な関係性を背景とし、住民を置き去りにした拙速な意思決定を進めようとする動きが散見されました。地方自治における三権分立の理念に基づき、行政を監視する立場にある区議会に対し、以下の対応を求め、陳情します。

【陳情内容】

1. 三者間のみならず、住民に対する説明と住民意見の聴取、及び施策への反映を適時・適切かつ十分に行うよう行政を指導し、議会自らも住民と対話願います。
2. 行政を中心に、意思決定過程における利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。

【背景及び理由】

1. 過去の「日本テレビ再開発沿道まちづくり協議会」「二番町地区における都市計画案の公聴会」「千代田区都市計画審議会」議事録、及び私自身も出席した二番町地区住民を対象とした説明会の発言・質疑を見るに、行政は住民意見を軽視し、日本テレビの再開発案を早期に確定させたいとする姿勢が見られました。「千代田区第4次基本構想(以下同構想)」に行政の役割として以下の記載がありますが、これが十分に果たされていない点、議会から行政を指導願うとともに、議会自ら住民と対話願います。
 - 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進
2. 上述の各種会議体における発言内容を見ると、二番町では住民意見を聴取される機会がなかったにも関わらず、行政のみならず二番町会も同姿勢に対し強く賛同する動きを見せていました。同構想には行政の役割として以下の記載がありますが、こうした一連の動きを目の当たりにすると、「住民福祉の増進を目的とした主体的な意思決定」以外に、何らかの論理が意思決定プロセスに介在しているのではないかとの疑念が生じ得ます。かかる無用な疑念や不信感を住民側に抱かせず、行政の決定結果を住民側が納得感高く受け入れるためにも、利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。
 - 住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割



以上

環境まちづくり委員会 送付5-25

二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様



二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

陳情内容

二番町地区計画変更提案について、区役所が住環境への影響調査を客観的に行う為に必要な予算措置をして頂くと共に、適時・適切に同調査の実施・調査結果の公表がなされるようにして頂きたく、よろしくお願い致します。

陳情理由

令和5年1月26日に実施された二番町地区に関する都市計画案の公聴会において、公述人からは住環境への影響への懸念が示されました。しかしながら、これに対する区の見解としては、いずれも事業者（日本テレビ）が実施したシュミレーション結果として、影響は限定的である旨事業者から示されていることを述べているに過ぎません。地区計画の変更という重大な意思決定が行われようとしているにもかかわらず、区役所は90メートルという超高層ビル建設に関する住環境への影響調査を全て日本テレビに任せている状況です。

二番町に住む四人の子供の親として、超高層ビルが建つことによる交通量増・人流増は大きな懸念です。番町内は殆どが狭い一方通行の道であり、番町中央通りも例外ではありません。一部双方向化したとしても、車が溢れ、また、人流の増加により、児童・生徒の通学、保育園児の送迎・散歩時の移動が危険な状況になる事を危惧します。

交通量・人流の問題のみならず、ビル風、日照への影響調査を含め、区役所が独立したコンサルタントを起用できるよう予算措置をとっていただくと共に、適時・適切な調査の実施・調査結果の公表がなされるよう区議会からもご指導いただきたく陳情致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-26

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める

陳情書

日本テレビ（事業者）は2022年の「都市計画提案の概要」で、過去数年にわたり広場を利用した多くの方々にアンケート等を実施し、地域の要望を聴取したと述べています*。また多くの方が番町地域には南池袋やお茶の水にある空地のようなスペースがふさわしいと答え、「回答者の90%が青天空地を求めている」と報告しています*。そしてこれをビルの北側に公開空地を作り、ビルを高層化することの根拠の一つにしています。

「回答者の90%が青天空地を求めている」という回答を導くために日本テレは7800㎡の広々とした芝生と空が見える南池袋公園の写真等を見せて、住民に意見を求めています。一般論としてこのような広場が都会の真ん中にできることは望ましいことだと思いますが、二番町で作ろうとしている広場はこの写真とは異なります。天井がなく、見上げれば空は見えますが、高層ビルの北側で真夏以外は日陰が多く、ビル風が吹き下ろす空地であるということは回答者に知らされているのでしょうか。住民の回答や意見が事業者にとって都合よく解釈されているように感じます。

また、保育園ヒアリング調査においても、表面的な質問のみで調査が行われ、ビルが建った後のリスクやデメリットは説明されていないようです。利用しやすいオープンスペースについて、「コンクリートの屋根などができると園児を遊ばせづらい。屋根があるより外を感じさせたい。」と言う意見がほとんどの中で、「夏場は半分くらい日陰になっているといい」と言う意見もあります。ピロティー方式にして屋根をつけるか否か、屋根の高さ、広さ等についてももっと深く検討して頂けないのでしょうか。

イチかゼロかではなく、お互いが歩み寄るために検討する余地はまだたくさんあるのではないのでしょうか。事業者には、住民の意見をもう少し丁寧に聴取して把握して下さることを願います。

事業者はアンケート回答の言葉のみをとらえ、住民の心情は把握していないようです。悪く勘繰ってしまえば自分たちにとって都合よく言葉を解釈し、アンケートの回答を利用しているように感じます。このままでは住民の希望を聞いて開発を進めたのに、住民がイメージしていたものとは異なる開発になってしまいます。このような手順で開発が進められていくことに、事業者と行政に対して不信感が募ります。

行政に対しては上記概要のp27に書かれている事業者が行ったアンケート等の目的・実施方法・結果・分析内容を、第三者的な目で判断し、報告して下さることを望みます。

* 2022年12月8日開催の都市計画審議会 資料1-2 P25~27



以上

環境まちづくり委員会 送付5-27

外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情

受付年月日 令和5年6月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年6月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情

陳情者：住所

氏名

連絡先



外神田一丁目南部地区のまちづくりの手続きに関して、次のとおり陳情します。

本年4月までの前・環境まちづくり特別委員会におかれましては、本件再開発計画について様々ご審議頂き感謝申し上げます。引き続き、新しい環境まちづくり委員会においても、公正公平で透明な手順手続きをするよう執行機関に対し確認と働きかけをお願い申し上げます。

前・特別委員会では、本年3月3日に3つの委員会集約がなされました。しかし、委員会が機能していなかった期間での行政による都市計画法に基づく17条縦覧の手続き強行には驚きを隠せません。公聴会で行政の素案についてさまざまな意見が出たにもかかわらず、素案から全く変更のない都市計画案で17条縦覧が行われました。これは都市計画法の手続きを形骸化させるものであり、多くの区民、権利者、関係者は区行政へ不信感を増長させてしまいます。

氏名・住所・連絡先などの個人情報を明記した都市計画法に基づく意見は一つ一つが重大な判断で出されたものです。区行政は、これらを簡単に「反映済み」「反映しない」「都市計画と関係なし」の3つに分類し、委員会集約があることを知りながら委員会への事前の説明を敢えて行わず、何一つ意見を案に反映することなく手続きを進めました。このような進め方は、区民や関係者等をあまりにも軽視したものです。17条縦覧で寄せられた区民や関係者等の意見についても実質的に検討されることなく、このまま都市計画審議会に諮問されることを強く危惧しています。

また、区有施設や区道を含んだこの計画は地権者のみならず、区民や就業者、関係者に十分慎重な同意を得る必要があります。ことさら地権者の同意が事業決定に必要な最低限の3分の2に満たない状況で見通しが立たないものを区行政が拙速に進めてしまうことにも大きな問題があります。事業の見通しが立っていない状況で都市計画決定を強行することは、千代田区の将来のためにもどうかおやめください。

万が一にも区行政が形式的な手続きで委員会への丁寧な説明、議論もなく、次の都市計画審議会へ諮問するようなことがないよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-28

千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者 提出者 1名

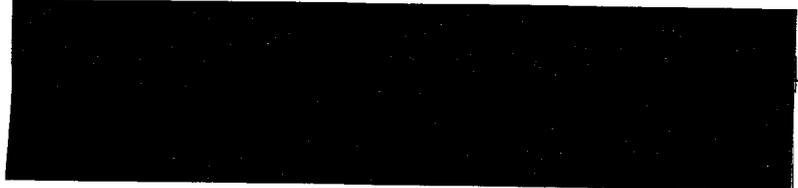


陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様
環境まちづくり委員会委員長 嶋崎秀彦 様

千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情



日頃より千代田区のためにご尽力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。このたび、千代田区が外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して都市計画法第 17 条の縦覧手続を行いました。が、区の都市計画案は「千代田区都市計画マスタープラン」と整合していない部分があると考えています。私の大好きな秋葉原の将来像を大きく変えることであり、千代田区のまちづくりにとって、とても大切なことと思っておりますので、区の都市計画案が「千代田区都市計画マスタープラン」に整合しているものか、区議会のみなさまにご確認いただきたく、陳情書を提出します。

令和3年5月に改定された「千代田区都市計画マスタープラン」の第2章、39ページには秋葉原・神田一帯について「街区再編*や建物更新の際には、味わいある建物のリノベーション*、路地を活かした空間デザインなどを組み合わせながら、神田らしさを感じるまちづくりを進めていきます」とあります。区道678号、681号、682号を廃道し、大街区化することは、このマスタープランで定めた方針に反するものではないでしょうか。路地を有する街並みが大きな超高層ビルに変わってしまうことがマスタープランで目指すまちづくりとは全く異なるように感じています。

マスタープランの第 4 章、172 ページの外神田一・三・四丁目の「地区別方針」には、「秋葉原駅周辺の拠点と中高層を基本とする複合市街地が連携・協調して、万世橋の歴史性や電気街・サブカルチャーのまちとしての文化、次世代の先端性、高質なアメニティを感じられる魅力を育て、世界の人々から愛されるまちをつくります」、「世界から訪れる人々をひきつける、電気街・サブカルチャーのまちとしての固有の文化や、次世代のアート・カルチャー、先端技術が融合した活力と魅力にあふれるまちづくりを進めます」との方針が掲げられています。

他方、区の都市計画案の「地区目標」には、「電気街・サブカルチャー等様相を変えながら国際的な商業地・観光地として発展してきた秋葉原周辺地域との結節点に位置している」との位置の説明しか記載がありません。また、「土地利用に関する基本方針」には、「都道437号(中央通り)沿いの建築物の1階及び2階(以下「低層部」という。)の主たる用途として、秋葉原らしい個性をいかした文化を継承し、にぎわい形成に資する用途を導入する」と書かれていますが、秋葉原らしい個性をいかす対象

が超高層ビルの中央通り沿い低層部だけであり、それ以上に具体的な記載がありません。これでは超高層ビル建築で「千代田区マスタープラン」の「地区別方針」で掲げられた方針が大きく損なわれるのではないかと強く心配しています。

以上のように考え、区の都市計画案と「千代田区都市計画マスタープラン」の整合性についてご確認いただけますように陳情する次第です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-29

都市計画法17条手続きに対する意見の速報を求める陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

都市計画法17条手続きに対する意見の速報を求める陳情



外神田一丁目南部地区地区計画に関する都市計画案の縦覧が本年6月5日から同月19日まで行われました。約2週間経ちましたので区役所へ問い合わせしたところ、4,000件を越える意見を1件ずつ精査している、報告は7月末を予定している都市計画審議会で報告することでした。しかし4,000件余の意見書のチェックをごく少数で行っていると側聞いたしましたが、結果を待っている方々に対して迅速に対応する体制はとれないのでしょうか。

先般、都市計画法16条1項の公聴会の意見反映の報告についても区の見解をホームページで示すのみでした。これでは区民、関係者に真摯に対応する姿勢がなかったと言わざるをえません。本来そこで立ち止まり、報告及び審査検証が行われる筈が、同法17条の手続きを進め、また同じことを繰り返すのですか。これでは区民無視、その代表である議員が構成している委員会軽視も甚だしいと言わざるをえません。

遅くとも本年7月7日の環境まちづくり委員会において、最低でも賛否の数など速報をお示しください。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-30

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者	提出者	2名
	署名者	2名 (令和5年7月5日受付)
	計	4名

陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情



外神田一丁目南部地区再開発計画の街区内にある清掃事務所及び万世会館の区有施設の機能更新及び、区道を廃道し大街区化することに関し、千代田区議会会議規則第67条に基づき、環境まちづくり委員会は、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会と協議して連合審査会を設置の上、審査及び調査をして頂くことを求めます。

本年4月末までの、前・環境まちづくり特別委員会では、本件再開発の審議を進めていく中で、区有施設を民間ビルとの共同化計画案に対し、区住民から数多くの反対や慎重意見が出ております。

また、当該区域内の地権者からも、計画に慎重、反対の立場のみならず、計画推進、賛成の立場からも共同化について慎重な意見もあります。

区の都市計画案には「再開発等促進区・土地利用に関する基本方針」に「道路を挟んだ敷地の一体的な整備を図るとともに、地域の生活を支える既存の公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備を行う」と明記されており、「公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備」が都市計画決定の対象になっています。

今後、仮に都市計画決定がなされた場合には、建築基準法第68条の2及び都市計画法第53条による制約が生じ、公共施設の再整備方法が共同化によるものに実質的に限定されてしまいます。

そのため、本年3月3日の委員会集約の2では、「当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであり、それらが不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」と明確に集約されました。

以上のことから、都市計画決定の判断がなされる前に、しっかりと公共性、公益性の審査・調査のため、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査していただくようお願いいたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-31

日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

受付年月日 令和5年7月5日

陳情者 提出者 1名

令和5年7月5日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

番町・麴町地区の住民にとって、近隣での食料品調達が不便であることは共通認識になっています。集合住宅、マンションの再開発によって住民は増加したにも関わらず、地元商店の多くは廃業し、以前は活気があった商店街は軒並み消滅してしまいました。地域のブランド価値が高いことは好ましいことですが、買い物するにも新宿や日本橋、近隣区のショッピングモールに出かけなければならない状況は、行政として改善すべき課題として認識する必要があります。

昨今は、高齢者の一人暮らし世帯が急激に増加しており、タクシーや公共交通機関に頼らなければ買い物すら満足にできない状態を放置していいのでしょうか。

日本テレビ再開発事業は地区計画の変更、意思決定過程について反対運動ばかりが目立っていますが、常識的な多数の住民は地域の利便性向上に期待し、黙って見守っているのが現実です。

老朽化した麴町駅の機能更新・バリアフリー化、広場空間の確保は長年、地域として要望していますが、行政単独では困難なので、民間の再開発に合わせて行政需要を実現する手法は効果的といえます。

さらに、大型総合スーパー(生鮮食料品店)、銭湯(スパ)の誘致ができれば、地域のブランド価値だけでなく利便性向上にもつながります。

これまでの交渉過程における高さ90m未満という案は、こうした地域貢献を考慮すれば極めて妥当です。地域住民の願いをかなえるためにも、千代田区に対して日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求めます。



外神田一丁目地区に関する陳情について

●送付5-14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情
→17条手続きに入る前に情報共有することの陳情であり、区は17条手続きに既に入っている。陳情内、「個別建替えができないとの前提に関する情報」は、令和3年7月30日の環境・まちづくり特別委員会(以下「前特別委員会」という。)で報告している。また、令和3年6月15日に前特別委員会で定めた17条手続きに入るための条件の5番目の項目であり、委員会で設定した条件等を踏まえた上で、前特別委員会のなかで集約されたところである。そして、もう一つの「再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報」は6/12の委員会の請願審査のなかで情報提供した。

●送付5-15 外神田一丁目再開発に関する委員会開催を求める陳情
→6/7、6/12に当委員会が開催され、外神田一丁目地区に関する請願審査がなされている状況である。

●送付5-16 外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを求める陳情
→6/7、6/12の当委員会の請願審査のなかで情報提供している。

●送付5-27 外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情
→「事業の見通しが立っていない状況で都市計画決定することはやめて。」は、前特別委員会のなかでも議論され、そういったことも含め集約されたところである。「行政が形式的な手続きで委員会への丁寧な説明、議論もなく、次の都市計画審議会へ諮問するようなことがないようお願いする。」については、前特別委員会集約で指摘された都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得るために、手続きを進めているところである。

●送付5-28 千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情
→当該地周辺は、高度機能創造・連携地点の「C1 秋葉原駅周辺」に位置づけられており、電気街、サブカルチャー等、まちの進化の過程で醸成される独自の文化を世界に発信、交流のための機能や空間を充実させていくことが求められている。さらに、当該地区周辺は「戦略的先導地域」にも位置づけられ、まちの課題、内外の環境変化を踏まえて拠点性の向上や周辺環境との調和など次世代の都心生活を豊かにする魅力、価値を創造するまちづくりをけん引していく地域となっており、本都市計画案は、都市計画マスタープランと整合するものと考えている。

●送付5-29 都市計画法17条手続きに対する意見の速報を求める陳情

→17条の意見書について、委員会に賛否の数など速報を示すことの陳情であるが、意見書については要旨としてとりまとめ都市計画審議会での審議の資料となる。事前にその内容を公表することは、審議会での公平な審議を阻害する恐れがあり、慎重な対応が求められると考える。

●送付5-30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

→意見なし

神田警察通りに関する陳情について

●送付5-13 神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文の削除を求める陳情

→ホームページの掲載内容は事実であり、業務執行上の人身事故であることから区としては公表の義務が生じたことに加え、工事を望む方々に状況をご説明するとともに、こうした妨害行為に対して、区として毅然とした態度で臨むことを表明するため、当日の状況を掲載したものである。

その事実として、7月3日、区職員と警備員に対しての妨害行為4件が検察へ送致されたと聞いている。

一方、警備員の行為1件も送致されたことを確認した。こちらは本区の認識とは異なっているが、今後、検察で取り調べが進んでいくものと認識している。

●送付5-20 神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情

→送付5-7「神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情」と同様の内容と認識している。本陳情のなかで記載のとおり、令和5年3月8日の企画総務委員会にて委員会として取りまとめられている。

六番町偶数番地地区に関する陳情について

送付5-17 六番町偶数番地地区 建築物等の高さ制限を含む地区計画（素案）に反対
及び 策定方法に関する陳情

【陳情書趣旨】

当マンションは築45年でマンション建設初期の建築物であり、様々な機能・住環境の劣化が進行しております。継続的に補修を行っていますが、将来的に大規模修繕工事の費用が負担困難なほど高額になったり、抜本の変更が必要になり、建て直さざるを得ない可能性が大いにあります。現在準備されている地区計画（素案）が決まると、建替円滑化のための国策適応の制限・制約になると懸念しています。

地区計画策定は地権者・住民の合意形成が必要だと認識していますが、一部の地権者の要求によって合意が形成されないままに、強引に地区計画を決定しようとする千代田区の行政の進め方を見直していただきたく存じます。現時点で将来の選択肢を制限することは禍根を残すことになると考え、40mの高さ制限や総合設計による緩和を認めないという内容を、地区計画で規定することに反対であることを表明するとともに、地権者・住民の合意形成なしに地区計画を決定する区制に対して、この陳情書を提出させていただきます。

【区見解】

六番町偶数番地地区では、平成30年3月に住民有志の方々から、高さを抑制し中高層の落ち着いた街並みを守っていくことを位置づける地区計画の案が提出されました。これをうけて区では、本地区を対象に地区計画についての検討を開始し、令和元年以降、六番町偶数番地地区の全地権者に案内を送付したうえで、地権者を対象とした意見交換会を数回開催するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、約4年間、地区計画の素案作成に向けての検討を重ねてまいりました。

地権者の方々からいただいた様々なご意見や、基準容積消化に必要な建物高さシミュレーション結果等踏まえて、住民有志から提案いただいた案よりも制限高さを上げたり、既存不適格建物については同規模建て替えを認める特例を追加する等の変更を加えながら、区の想定案として地区計画素案のたたき台を構築し、六番町偶数番地地区の全地権者に配布し共有を図ってきたところです。

そして、令和4年12月に実施した意見交換会において、これまで検討してきた区のたたき台案を基に地区計画素案を作成し、都市計画手続きに入っていくことについて概ねの合意が得られたと認識しております。その後、災害時居住継続不能となった場合の分譲マンションに限定した高さ緩和の特例についても付加したうえで、令和5年3月30日の都市計画審議会で素案の内容と、今後都市計画手続きを進めることについて報告させていただいた次第です。

区としては、十分な時間をかけて地区計画の内容について変更を重ねながら、地域での合意形成を行い、現時点において概ねの合意が得られているものと認識しております。これまでの長年の経緯を考慮いただき、ご理解を賜りますようお願いいたします。

二番町地区 地区計画の変更について 陳情書一覧

環境まちづくり部 参考資料4
令和5年7月7日

No.	受付日	陳-番号	件名	内容(概要)	整理区分	回答
1	6月13日	5-18	日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書	1. 以前に実施した意見募集の賛否を、属性別に公表してほしい 2. 事業者だけでなく、賛成・反対住民、有識者などの意見を聞いてほしい 3. 説明会は、オープンハウス形式ではなく、住民相互が意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場として設けてほしい	1.- 2.新たな意見 3.新たな意見	1.専門家会議の意見を踏まえ、計画案が見直しとなる可能性があるため、以前の意見募集についての対応はいたしかねます。 2.都市計画手続きを通じて、様々な立場の方からご意見を伺います。また、現在、専門家会議へ検討を依頼しています。 3.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。
2	6月13日	5-19	日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書	1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者などの意見を聞いてほしい 2. 区議会及び専門委員の方々に二番町の現地視察を行ってほしい 3. 専門家が調査検討し、地区計画範囲内で対案作成ができるよう、予算面の配慮をしてほしい	1.新たな意見 2.回答済(2/28) 3.新たな意見	1.区の判断するものではございません。 2.※区の判断するものではございません。 3.専門家会議では、3/30の都市計画審議会にて検討事項に挙げられた点について議論を行っています。
3	6月21日	5-21	日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書	1. 審議遅延を目的とした陳情書に対し、毅然とした対応を求める 2. 区議会で、反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っている問題を取り上げてほしい 3. 今回の再開発案は、様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されている事実を区や区議会はもっと周知してほしい 4. 常軌を逸した抗議活動が恐怖心を与え、公聴会の傍聴がWEB限定になったことを、区議会や都市計画審議会に取り上げてほしい 5. 再開発案が都市マスに整合していることを区議会・都市計画審議会を確認してほしい 6. 今回の提案は、地域住民・行政・事業者の三方よしの提案であること、反対住民等の主張は固定観念に基づいたものであることを、区議会や都市計画審議会を確認してほしい 7. 区議や都計審委員に、従来型の都市開発や、利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる千代田区モデルをつくる気概があるか質してほしい	1~4、6~7: 新たな意見 5:回答済(1/19)	1~4、6~7.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。 5.※今回の提案は、都市マスとの整合は図れているものと考えています。
4	6月26日	5-22	陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。	1. アンケートや都市計画法16条・17条意見募集等の際に、属性等を把握・分析してほしい 2. 学識委員の案についても、都市計画法16条・17条意見募集をしてほしい 3. アンケート・意見募集の際は、余裕をもって住民等に周知徹底を図ってほしい	1.回答済(1/19) 2.新たな意見 3.新たな意見	1.※ご意見として承りました。 2.専門家会議の意見を踏まえ、計画案を修正する場合は、改めて手続きを行っていく見込みです。 3.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。
5	6月26日	5-23	二番町地区地区計画の変更について「陳情書」	以下2点について、議会として審議し監視してほしい 1. 区は住民意見の内容について、属性を含めどのような判断をしたのか、その判断は合理性があるか 2. 16条公聴会と17条の間に計画案が変わった理由とその詳細を、分かりやすく区民へ説明したのか	1.集約済 2.集約済	1.2 ※3/3集約(「議会は、この開発の是非について結論、見解を出す立場にはない」)
6	6月26日	5-24	日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書	行政を監視する立場にある区議会に対して、以下の対応を求める 1. 住民への説明・意見聴取、施策への反映について行政を指導し、議会も住民と対話してほしい 2. 利害関係者に便宜供与等が行われていないか監視し予算措置して調査してほしい	1.集約済 2.新たな意見	1. ※3/3集約(「議会は、この開発の是非について結論、見解を出す立場にはない」) 2. 区の判断するものではございません。
7	6月26日	5-25	二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書	1. 区が住環境への影響調査を行う為に必要な予算を措置し、適時・適切に調査を実施した上で結果を公表してほしい	1.新たな意見	現時点で区が影響調査を行うことは考えておりません。専門家会議の意見を踏まえ、計画案が見直しとなる場合は、事業者にて改めて影響調査を実施するよう指導します。
8	6月26日	5-26	日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書	1. 広場に屋根をつけるか、屋根の高さ・広さ等について、より深く検討してほしい 2. 行政は、事業者が行ったアンケートの目的、実施方法、結果、分析内容を第三者的な目で判断し報告してほしい	1.- 2.-	専門家会議の意見を踏まえ、計画案が見直しとなる可能性があるため、以前の計画・アンケート等についての検討はいたしかねます。
9	7月5日	5-31	日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情	1. 地域の願いを叶えるため、日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求める	1.新たな意見	1.ご意見として承り、今後の手続きの際の参考とさせていただきます。

■整理区分 新たな意見:3/3特別委員会以降の対応に関する内容
回答済:過去の陳情審査で区の見解を示している内容

集約済:3/3委員会集約に関連する内容
一:以前の計画、調査等に関する内容

千代田区地球温暖化対策第 5 次実行計画（事務事業編）

に対するパブリックコメントの結果概要について

1. 概要

千代田区地球温暖化対策第 5 次実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務付けられており、自治体自らの事務事業で排出する温室効果ガス等の削減に関する計画である。現在の第 4 次実行計画（平成 30 年度～令和 4 年度）が目標年次を経過することから、新たに第 5 次実行計画を策定する。

2. 計画期間（5 年間）

令和 5 年度（2023）～令和 9 年度（2027）

3. 計画の目標

「2030 区有施設のゼロカーボン」を目指す。

2050 ゼロカーボンに先行し、区有施設においては、2030 ゼロカーボンを目指すことを目標とし、計画期間の 2027 年度まで 82%削減（2013 年度比）を目標とする。

4. 施策の概要（資料 1-2 概要版のとおり）

- ・ 基本方針 1 エネルギー消費量の削減
 - 施策 1-1：区有施設等における省エネ設備等導入の推進
 - 1-2：区有施設等における運用改善の推進
 - 1-3：職員の省エネ行動の推進
- ・ 基本方針 2 エネルギーの脱炭素化の推進
 - 施策 2-1：再生可能エネルギーの利用推進
- ・ 基本方針 3 協働による地球温暖化対策の推進
 - 施策 3-1：区外との連携による CO₂削減
- ・ 基本方針 4 スマートシティの強化
 - 施策 4-1：クリーンエネルギー自動車の導入推進
 - 4-2：エネルギーレジリエンスの強化
 - 4-3：ヒートアイランド対策の推進
 - 4-4：スマートシティの強化に向けた取組み

5. 策定スケジュール

R5. 4. 20～5. 8	・パブリックコメント募集
R5. 7 月	・計画策定

6. 意見公募の概要

- (1) 募集期間 令和5年4月20日(木)から5月8日(月)まで
- (2) 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区HP送信フォーム
- (3) 周知方法 広報千代田4月20日号掲載、区ホームページ等、環境政策課、区役所2階区政情報コーナー、各出張所

(4) 提出者数

区 分	人 数
在住者	4人
在勤者	0人
区内事業所	2人
利害関係者	1人
合 計	7人

(5) 意見数(延べ件数)

区 分	件数
区全体の取組みに関する事項	5件
基本方針1 エネルギー消費量の削減	
1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進	2件
1-3. 職員の省エネ行動の推進	1件
基本方針2 エネルギーの脱炭素化の推進	0件
基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進	
3-1. 区外との連携によるCO ₂ 削減	2件
基本方針4 スマートシティの強化	
4-2. エネルギーレジリエンスの強化	1件
4-4. スマートシティの強化に向けた取組み	1件
その他の意見	5件
合 計	17件

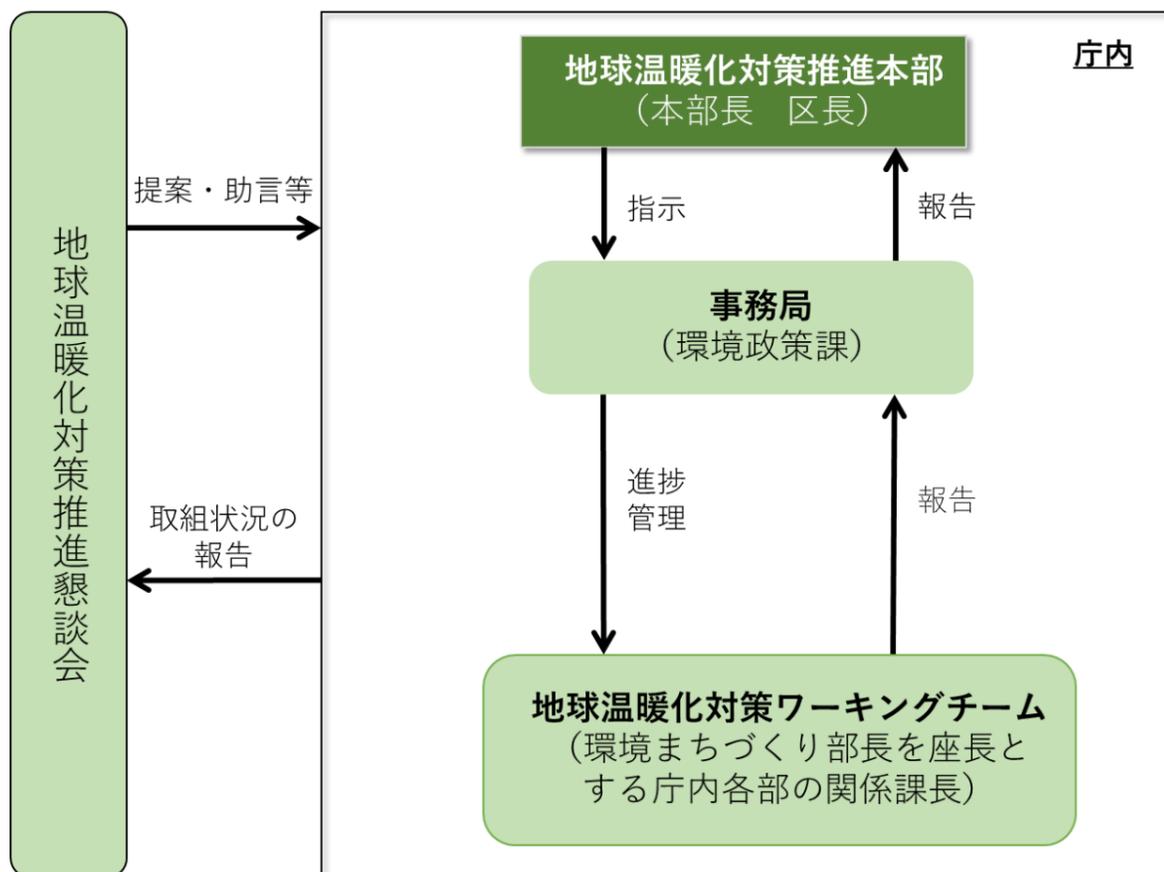
(6) 意見の概要と区の考え方

資料1-3「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画(事務事業編)素案に対する意見概要及び区の考え方」参照

4. 計画の推進体制

4-1. 計画の推進体制

第5次計画の推進体制として、区長をトップとする「地球温暖化対策推進本部（事務局を含む）」、「各課担当者（環境保全事業に関わる個別事業担当者）」、「地球温暖化対策ワーキングチーム」を設置する。



4-2. 計画の進捗状況の公表

第5次実行計画の進捗状況（CO2排出量など）については、区のホームページなどで区民に向け公表します。

千代田区地球温暖化対策 第5次実行計画(事務事業編)

概要版

令和5年 月

発行・編集 千代田区 環境まちづくり部 環境政策課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL：03-5211-4255

FAX：03-3264-8956

HP：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/index.html>

千代田区地球温暖化対策 第5次実行計画(事務事業編)

-2030 区有施設のゼロカーボンに向けて- 概要版

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の目的

「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画（事務事業編）」（以下、「第5次計画」）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条及び「千代田区地球温暖化対策条例」第10条に基づき、千代田区の事務事業全般に関し、自らが率先して温暖化対策に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減を目的とする計画です。

1-2. 計画の対象

- ・適用範囲：区が自ら実施する事務事業全般とし、すべての区有施設とします。
- ・対象とする温室効果ガス：CO₂（二酸化炭素）とします。

1-3. 計画期間

5年間：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度とします。

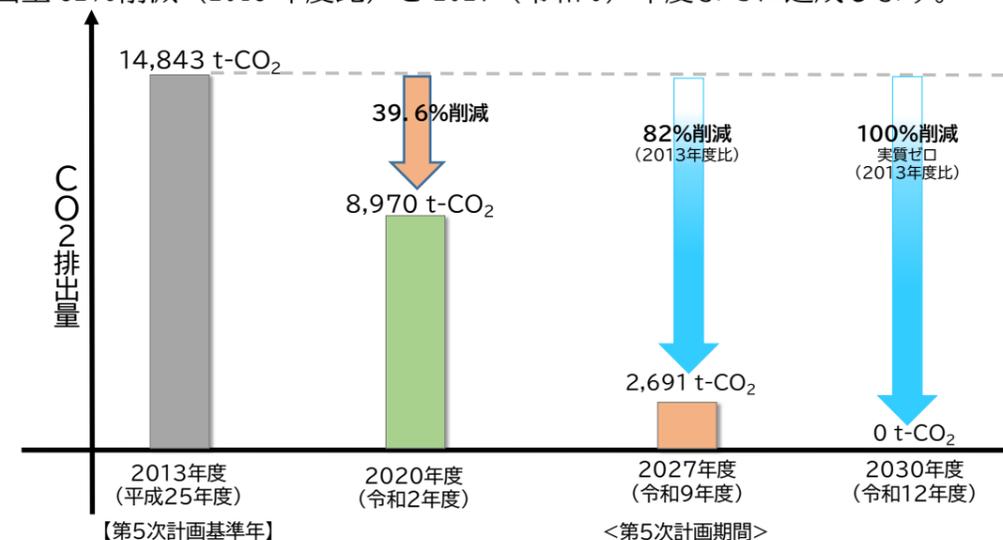
2. 温室効果ガス削減目標

2-1. 基準年度

2013（平成25）年度 ※『地域推進計画2021』及び国の方針に即して設定しました。

2-2. 削減目標 「2030 区有施設のゼロカーボン」をめざして

CO₂排出量 82%削減（2013年度比）を2027（令和9）年度までに達成します。



3. 施策の一覧

第5次計画の削減目標達成のため、基本方針1~4ごとに施策を実行します。施策の一覧は以下の通りです。

削減目標	基本方針	施策
「2030 区有施設 のゼロカーボン」 をめざして CO₂削減量 6,279t-CO₂	基本方針1 エネルギー消費量の削減 CO ₂ 削減量 839 t-CO ₂	1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進 (1) LED化の推進：区道の街路灯や本庁舎の照明などをLEDへ更新 (2) 新築・改築時における省エネルギー化の推進：「千代田区建築物環境計画書制度」に基づく35%削減（住宅は20%削減）、実現可能な区有施設でZEB Ready(50%削減)の水準を目指す (3) 既存施設大規模改修時における省エネルギー化の推進：既存施設の大規模改修時には可能な限り高効率型の設備機器を導入する 1-2. 区有施設等における運用改善の推進 (1) 既存施設における機器の運用改善の推進：設備・機器の運用改善による省エネルギー化 (2) 省エネ設備の効果的な運用：設備の効果的運用のため、専門アドバイザー等が施設管理者へアドバイスなど 1-3. 職員の省エネ行動の推進 (1) 節電行動の推進：節電要請等の対応、始業時間前や昼休み及び残業時の最小点灯、ノー残業デー（毎週金曜日）の設定など (2) 『千代田区 DX 戦略』と連携した取組みの推進：ペーパーレス化、オンライン会議など (3) 省エネ×働きやすい職場環境づくりの推進：「通年輕装ガイドライン」等による職場環境づくり (4) 資源循環型社会に向けた取組みの推進：3R+Renewable(再生可能な資源への置き換えなど)
	基本方針2 エネルギーの脱炭素化の推進 CO ₂ 削減量 5,260 t-CO ₂	2-1. 再生可能エネルギーの利用推進 (1) 再エネ電力の導入推進：本庁舎や指定管理者管理施設への再エネ電力の導入、再エネ電力契約の継続 (2) 区有施設への再エネ設備の導入推進：区有施設への太陽光発電設備等の再エネ設備の最大限導入 (3) 地方との連携による新規再エネ電力の導入推進：地方と連携した産地指定の再エネ電力調達により、区有施設へ電力供給 (4) 再エネ電力の導入周知：再エネ電気を導入した区有施設等を区のホームページなどで周知
	基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進 (CO ₂ 吸収量 150 t-CO ₂)	3-1. 区外との連携によるCO₂削減 (1) 「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」の推進：高山市・嬬恋村・五城目町との森林整備によるカーボン・オフセット、交流、再エネの創出・導入・利用の拡大、区有施設や区の事業等における木材利用の推進、住民・企業等の脱炭素に関する協働 (2) 都内連携による森林整備事業等の推進：都内自治体と連携し、多摩地区における森林整備事業によるカーボン・オフセットなど (3) 新たな自治体との連携の推進：新規の自治体との再エネ供給、森林・藻場の整備等のカーボン・オフセットの実現に向けた連携の推進
	基本方針4 スマートシティの強化 CO ₂ 削減量 30 t-CO ₂	4-1. クリーンエネルギー自動車の導入推進 (1) EV・FCVへの切替え推進：庁有車等のEV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)への切り替え 4-2. エネルギーレジリエンスの強化 (1) 充電・蓄電・発電設備の整備推進：区有施設等における充電・蓄電・発電設備の整備による災害時等の対応強化 4-3. ヒートアイランド対策の推進 (1) 人工排熱対策：区有施設等における人工排熱の潜熱化や暑熱対策の推進 (2) 道路舗装の工夫：保水性・遮熱性のある舗装整備の推進 4-4. スマートシティの強化に向けた取組み (1) 遊休施設等を活用した新技術の実証実験：区の遊休施設等におけるペロブスカイト(壁面太陽光)電池や舗装型太陽光パネル、電力受給調整(デマンドレスポンス)等の実証実験 (2) 事業者等からの提案制度：事業者等からの提案制度を活用したゼロカーボンへの取組みの推進 (3) ゼロカーボンエリアの創出：区と連携し、2030年度までのゼロカーボン化を先行して実現する地域の創出

「2030 区有施設
のゼロカーボン」
をめざして

CO₂削減量
6,279t-CO₂

目標年度	2027 (令和9) 年度
目標排出量	2,691t-CO ₂
基準年度	2013 (平成25) 年度 ※「地域推進計画2021」や国の基準年に即して設定
基準排出量	14,843t-CO ₂
目標削減率	82%削減 (2013 (平成25) 年度比)

千代田区地球温暖化対策第 5 次実行計画（事務事業編）（素案）に対する意見概要及び区の考え方

意見概要	区の考え方
基本方針 1 エネルギー消費量の削減	
1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進	
<p>①全体のエネルギー使用量では無く、各フロアごとに使用エネルギーの可視化を行う、各事業別に使用量を可視化する事を進めるべき。</p> <p>②区有施設等の省エネ設備として、コージェネレーションシステムや高効率設備の導入が効果的であるので、「コージェネレーションシステム等」を文言に追加を希望する。</p>	<p>①区本庁舎の使用エネルギーは全庁で管理しているため、現状ではフロアごと、各事業別の可視化は困難ですが、ご意見として受け止めさせていただき、区有施設の管理運営等の参考にさせていただきます。</p> <p>②コージェネレーションシステムは現在も「区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドライン」で導入を推奨しておりますが、エネルギーレジリエンスを強化する観点から改定時に含めるよう検討いたします。</p>
1-3. 職員の省エネ行動の推進	
<p>①早朝に区役所 2 階の電気が点いていた。問題は一職員の問題では無く、単なる削減がお題目になり各職員全体に伝わらない区役所全体の問題だと推察する。</p>	<p>①改めて職員全体で省エネに対する意識を高め、省エネ行動の推進・徹底及び管理システムの工夫によりエネルギー消費量の削減に努めて参ります。</p>
基本方針 3 協働による地球温暖化対策の推進	
3-1. 区外との連携によるCO2削減	
<p>①区外との連携をさらに広く進めて欲しい。</p> <p>②基本方針 3 を「区外との連携によるCO2削減などを進めることによる協働、さらに風の通り道や窓の開閉仕様等区内建築物の在り方を検討し、また、区有地の緑化や既存樹木の保護等による冷房機器稼働時間を削減することで地球温暖化対策を推進する。」と自然利用での温暖化対策を加えた文言に変更すべき。</p>	<p>①地域連携推進にご賛同の意見として受け止め、脱炭素社会の実現に向け他の自治体との連携を広く進めて参ります。</p> <p>②「区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドライン」改定時の参考にさせていただきます。</p>

意見概要	区の考え方
基本方針4 スマートシティの強化	
4-2. エネルギーレジリエンスの強化	
①区有施設等において、充電・蓄電設備に加えて、太陽光発電設備やコージェネレーションシステム等の自立分散型の発電設備を導入することにより、長期の停電への対応力が大幅に向上することから「発電」の文言を追加すべき。	①エネルギーレジリエンスの強化に「発電」の文言を追加させていただきます。
4-4. スマートシティの強化に向けた取組み	
①区内公園や歩道や交差点付近の情報（温度、CO2濃度）を公開してほしい。区有施設と区全体のCO2排出量を区役所や出張所の区有施設で公開してほしい。	①エネルギー使用量やCO2排出量など情報の見える化は重要なことと認識しており、区有施設と区全体のCO2排出量は区ホームページで公開しております。今後の情報提供の参考にさせていただきます。
その他の意見	
<p>①調整後排出係数の説明がここに書かれて無い点、専門家では無い区民に対する説明責任が感じられない。</p> <p>②「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画（事務事業編）」の表題だが、一般の区民には内容が解らない表題になっている。千代田区が行わなくてはならない計画であり、副題に「千代田区が行うべき事」と書くべき。</p> <p>③第2章第4次計画の検証と第3章削減目標の設定は数学的に間違っている部分があるのではないか。（3ヶ所）</p>	<p>①調整後排出係数の説明は後半の資料にございますので、注釈として加えさせていただきます。</p> <p>②本計画は区有施設等、区自らの事務事業における計画となっており、副題には「2030区有施設のゼロカーボンをめざして」とさせていただいております。</p> <p>③ご指摘の部分は数値に間違いはございませんが、分かりやすいように第4次実行計画の2020（令和2）年度時点目標達成状況の表を修正いたしました。</p>

意見概要	区の方考え方
区全体の取組みに関する事項【実行計画の対象以外を含むもの】	
<p>①二酸化炭素の量の低下目標が、82%削減とは具体的にどうするかを明示していない事が、区にとって目標の達成を難しくしている。例えば、排出ゴミを8割削減、車の通行量を8割削減規制などの目標の明確化が必要になる。</p> <p>②自治体や企業がCO2削減について、やることはやりつくした現状であるが、事業所等に対して空調機・冷蔵機・冷凍機の出力が5kw以上の製品を対象としたCO2及び消費電力削減製品を導入したらどうか。</p> <p>③カーボン・オフセットは一定の成果は出ると思うが、他力部分も感じられる。先進の欧米では「都市の森」を充実する方向に向かっている。緑被率は緑の面積だが、近年では樹冠量（緑の量）を目的にしている。千代田区も先進的に樹冠量に変える時期ではないか。</p> <p>④CO2削減、地球温暖化対策を言うなら、街路樹を伐採する計画はやめるべきである。緑のまちをめざし、樹木の本数よりも樹冠（緑の日傘）拡大を目指してはどうか。</p> <p>⑤建て替えをやめてリノベーション（改修）推進に切り替えてはどうか。再開発推進でなく、建物を保存したり、改修を優遇したりするような政策を望みたい。にぎわい、活力、活性化を追い求める政策は、見直してほしい。必要なのは修理、修繕の技術である。あるものを生かす技術開発こそ持続可能な開発である。</p>	<p>①区有施設の省エネ、再生可能エネルギーへの切り替え等により、82%の削減を目指します。なお、本計画は区有施設等、区自らの事務事業における計画となっており、区のごみ減量、自動車通行量削減などについては、区のゼロカーボン実現に向けて地域推進計画に基づく取組みの参考とさせていただきます。</p> <p>②本計画は区有施設等、区自らの事務事業における計画となっておりますが、区全体のゼロカーボンに向けた取組みに対するご提案として受け止めさせていただきます。区有施設においても適時、高効率の省エネ設備等への切替えや運用改善を行うことによりエネルギー消費量の削減に努めて参ります。</p> <p>③本計画は区有施設等、区自らの事務事業における計画となっておりますが、今後の都市づくりや緑化施策の推進の参考にさせていただきます。</p> <p>④本計画は区有施設等、区自らの事務事業における計画となっておりますが、今後の都市づくり、ヒートアイランド対策や緑化施策の推進の参考にさせていただきます。</p> <p>⑤本計画は区有施設等、区自らの事務事業における計画となっておりますが、区全体のゼロカーボンに向けた取組みとして都市づくりの参考にさせていただきます。</p>

千代田区地球温暖化対策 第5次実行計画(事務事業編)

「2030 区有施設のゼロカーボン」
をめざして



令和5年7月

目次

第1章 計画策定の背景、目的等の基礎的事項.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) 世界の地球温暖化対策の動向.....	1
(2) 国の地球温暖化対策の動向.....	1
(3) 東京都の地球温暖化対策の動向.....	1
(4) 区の地球温暖化対策の動向.....	2
2. 計画の目的	4
3. 計画の位置付け.....	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の対象	5
(1) 適用範囲	5
(2) 対象とする温室効果ガス.....	5
6. 計画の基準年度.....	5
7. 計画の排出係数.....	5
第2章 第4次計画の検証.....	6
1. 第4次計画検証の目的.....	6
2. 第4次計画の概要.....	6
3. 第4次計画の目標達成状況.....	7
4. 第4次計画の実施状況と課題.....	8
第3章 削減目標の設定.....	9
1. 目標設定の考え方.....	9
2. 温室効果ガス総排出量の削減目標.....	10
第4章 基本方針	11
基本方針1 エネルギー消費量の削減.....	12
基本方針2 エネルギーの脱炭素化の推進.....	15
基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進.....	17
基本方針4 スマートシティの強化.....	20
第5章 計画の推進体制.....	23
1. 推進体制および役割.....	23
(1) 地球温暖化対策推進本部.....	23
(2) 各課担当者（環境保全事業に関わる個別事業担当者）	23
(3) 地球温暖化対策ワーキングチーム.....	23
2. 計画の進捗状況の公表.....	24
資料編	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画策定の背景、目的等の基礎的事項

1. 計画策定の背景

千代田区（以下、「区」という。）は、2001（平成13）年3月に『第1次実行計画（事務事業編）』を策定してから、2009（平成21）年には「環境モデル都市」に選定されるなど地球温暖化対策を積極的に実践してきた。区は、この行動を継続し、世界・国・東京都などの動向などを踏まえた「経済と環境とが調和した脱炭素社会」を目指している。

今までの区の地球温暖化対策の経緯や社会的動向を踏まえ、『千代田区地球温暖化対策第5次実行計画（事務事業編）（以下、第5次計画）』を策定する。

第5次計画の策定背景を、国、東京都、区の動向といった視点から整理した内容を以下に示す。

(1)世界の地球温暖化対策の動向

「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」や「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」などの動きを受け、2030年までに、1990（平成2）年比で英国68%削減、EUは55%削減、米国は2005（平成17）年比で50～52%削減などといった目標を掲げている。長期的には2050（令和32）年までに、カーボンニュートラルの達成を目指している。

また、2015（平成27）年の国連サミット採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』における「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsにおいて、「目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」および「13 気候変動に具体的な対策を」として地球温暖化対策に関する目標が位置付けられています。

(2)国の地球温暖化対策の動向

国は、2021（令和3）年の英国のグラスゴーで行われた「第26回 気候変動枠組条約締約国会議（COP26）」の締結に先立ち、2020（令和2）年10月26日には「カーボンニュートラル宣言」、2021（令和2）年10月『地球温暖化対策計画』を策定した。同計画では、2030（令和12）年における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減することが示されている。各部門別の削減率の中で、地方自治体の事務事業にあたる「業務その他部門」では、2013（平成25）年度比で51%の削減目標となっている。

(3)東京都の地球温暖化対策の動向

東京都では、2021（令和3）年3月に『ゼロエミッション都庁行動計画』を策定し、地球温暖化対策を実行している。同計画においては、2030（令和12）年までにカーボンハーフ（50%削減）を目標としている。

(4)区の地球温暖化対策の動向

a. 千代田区地球温暖化対策条例の改正

2007（平成19）年12月に制定された「千代田区地球温暖化対策条例」を2021（令和3）年10月に改正し、従来取り組んできた「低炭素社会」をより一層深化させた「脱炭素社会」を目指すことを基本理念として明記した。「経済と環境が調和した脱炭素社会」を目指し、社会的潮流に合わせ条例を改正した。

（基本理念）

第3条 区は、2050年までに二酸化炭素の排出量 実質ゼロを達成する脱炭素社会をめざし、区民や事業者と協力し合って、その実現に向けて取り組みます。

出典：千代田区地球温暖化対策条例 抜粋

b. 気候非常事態宣言の発出

2021（令和3）年11月に「気候非常事態宣言」を行い「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げ2050年までの二酸化炭素排出量を実質ゼロにするなどの内容を発出した。

【宣言（抜粋）】

本区は、ここに気候非常事態を宣言し、「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

c. 千代田区地球温暖化対策地域推進計画の策定

条例改正や気候非常事態宣言の発信を踏まえ、2021（令和3）年11月に『地球温暖化対策地域推進計画 2021』（以下、地域推進計画 2021）を策定した。その中では、2030（令和12）年までに2013（平成25）年度比42.3%削減が対策目標とされている。

【対策目標】

2030（令和12）年度までに、区内のエネルギー起源 CO₂ の総排出量を2013（平成25）年度比で42.3%削減します。 ※1990（平成2）年度比では33.6%削減

出典：『地球温暖化対策地域推進計画 2021』

区・東京都・日本・世界の地球温暖化対策の目標等をまとめた内容は、次ページの通り。

表 1 区・東京都・日本・世界の地球温暖化対策の目標等一覧

	区	東京都	日本	COP21、26 を受けた世界の動向
基準年度	2013 年度 (平成 25 年度)	2000 年 (平成 12 年)	2013 年度 (平成 25 年度)	英国、EU：1990 年 (平成 2 年) 米国：2005 年 (平成 17 年)
目標年又は年度	短期：2030 年度 (令和 12 年度) 長期：2050 年度 (令和 32 年度)	短期：2030 年 (令和 12 年) 長期：2050 年 (令和 32 年)	短期：2030 年度 (令和 12 年度) 長期：2050 年 (令和 32 年)	短期：2030 年 (令和 12 年) 長期：2050 年 (令和 32 年)
削減目標	短期：42.3%削減 長期：2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ、2050 ゼロカーボンちよだ	短期：50%削減 長期：カーボンニュートラル	短期：46%削減 (業務その他部門は 51%削減) 長期：カーボンニュートラル	短期：英国 68%削減 EU 55%削減 米国 50～52%削減 長期：カーボンニュートラル
参考資料	千代田区地球温暖化対策条例 2021(令和 3 年)10 月	『ゼロエミッション都庁行動計画』 2021 (令和 3)年 3 月	「カーボンニュートラル宣言」 2020(令和 2)年 10 月	「パリ協定」 2015(平成 27)年 12 月
	「気候非常事態宣言」 2021(令和 3)年 11 月		『地球温暖化対策計画』 2021(令和 3)年 10 月	「グラスゴー気候合意」 2021(令和 3)年 11 月
	『地球温暖化対策地域推進計画 2021』 2021(令和 3)年 11 月			『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』 (SDGs) 2015(平成 27)年 9 月

(5).これまでの地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定の状況

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)では、地方自治体の事務および事業によって生じる温室効果ガスの排出抑制・削減のため、「実行計画の策定」とその計画の「公表」が地方自治体に義務付けられている。

区は温対法および「千代田区地球温暖化対策条例」に基づき、「千代田区地球温暖化対策第 1 次実行計画(事務事業編)」(以下、第 1 次計画)、「暫定計画」、「千代田区地球温暖化対策第 2 次実行計画(事務事業編)」(以下、第 2 次計画)、「千代田区地球温暖化対策第 3 次実行計画(事務事業編)」(以下、第 3 次計画)、「千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画(事務事業編)」(以下、第 4 次計画)を策定した。これにより、区内の地球温暖化対策を率先して実施し、地球温暖化対策に取り組んできた。

2. 計画の目的

温室効果ガスの排出削減を目的とする。

3. 計画の位置付け

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は温対法において策定が義務付けられており、区の事務事業における温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全および強化のための措置に関する計画である。

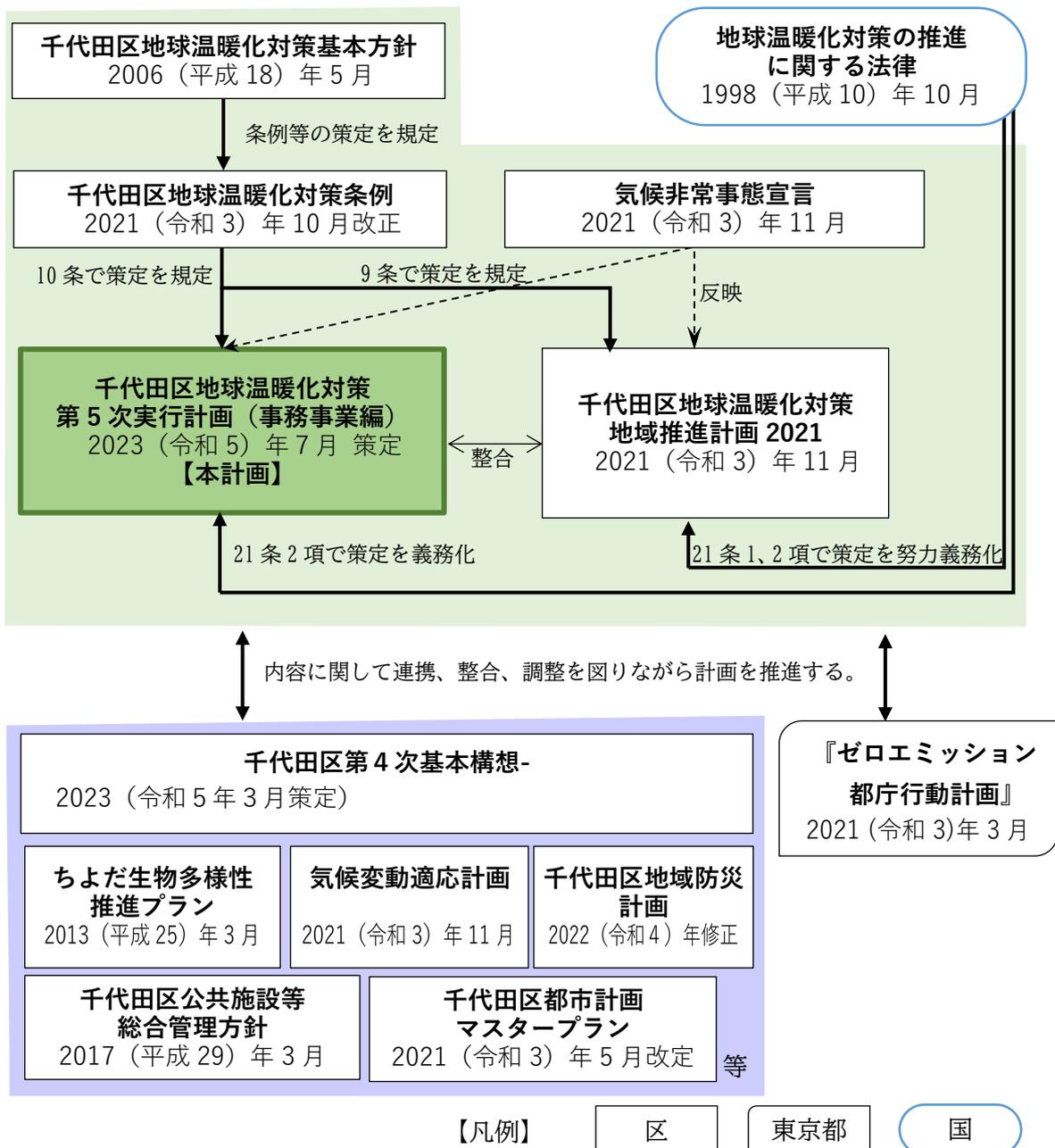


図 1 上位関連計画および法律等と本計画の位置付け

4. 計画の期間

2023（令和 5）年度 ～ 2027（令和 9）年度の 5 年間とする。

5. 計画の対象

(1)適用範囲

区が自ら実施する事務事業全般とし、すべての区有施設を対象とする。

(2)対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（以下、「CO₂」）とする。

6. 計画の基準年度

第 5 次計画の基準年度は、『地域推進計画 2021』の基準年と整合を図り、2013（平成 25）年度とする。

7. 計画の排出係数

第 5 次計画において使用する排出係数は、調整後排出係数*とする。

※P52 資料 5（1）参照

第2章 第4次計画の検証

1. 第4次計画検証の目的

2022（令和4）年度を目標年とした第4次計画を検証し、課題を抽出することで、第5次計画への反映を目的とする。

2. 第4次計画の概要

表1 第4次計画の概要

項目	内容	
計画期間	5年間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度	
基準年度	2015（平成27）年度	
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・区が自ら実施する事務事業全般 ・区有施設が対象 	
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)	
削減目標	<p>【削減目標】 -4,081t-CO₂</p> <p>2022（令和4）年度までに、2015（平成27）年度比で33.3%（4,081t-CO₂）削減するものとする。</p> <p>【基準年度】2015（平成27）年度CO₂排出量：12,246t-CO₂</p> <p>【目標年度】2022（令和4）年度CO₂排出量：8,165t-CO₂</p>	
削減シナリオごとの削減目標	削減シナリオ1：区有施設・設備等における省エネルギー等の推進	削減目標：-1,204t-CO ₂
	削減シナリオ2：庁舎・施設管理における省エネルギー等の推進	削減目標：-814t-CO ₂
	削減シナリオ3：低炭素型エネルギー供給の導入拡大	削減目標：-2,063t-CO ₂
	削減シナリオ4：その他の削減対策の推進	シナリオ4は吸収量のため、削減目標を設定していない
	（総削減量）削減目標：-4,081t-CO ₂	

3. 第4次計画の目標達成状況

第4次計画の目標達成状況（削減量）は、2020（令和2）年度において、削減量が4,109 t-CO₂、2015（平成27）年度比33.6%の削減（目標達成率100.7%）となり、第4次計画の目標値を達成した。

表2 第4次実行計画の2020（令和2）年度時点目標達成状況

削減シナリオとその概要		削減目標 (t-CO ₂)	2020 (令和2) 年度 削減量 (t-CO ₂)	達成率 (%)
シナリオ1	区有施設・設備等における省エネルギー等の推進	-1,204	-556	46.2
	1. 既築建築物の省エネルギー化の推進			
	2. 新築等における建築物の高水準な省エネルギー化の推進			
	3. 再生可能エネルギーの導入			
シナリオ2	庁舎・施設管理における省エネルギー等の推進	-814	+30	-3.7
	1. 省エネ目標の設定によるエネルギー管理の推進			
	2. 庁舎・施設の設備・機器等の運用改善の推進			
	3. 職員の省エネルギー行動の推進			
シナリオ3	低炭素型エネルギー供給の導入拡大	-2,063	-3,583	173.7
	1. 低炭素型電力供給事業者に関する調査等			
総削減量（シナリオ1+2+3）		-4,081	-4,109	100.7

- ・削減シナリオの検証にあたっては、1990（平成2）年度の排出係数で固定し値を算出している。
- ・シナリオ4は削減目標を設定していないため、含めていない。

4. 第4次計画の実施状況と第5次計画に向けた方向性

第4次計画の実施状況を捉えた上で、第5次計画に向けた方向性を以下に整理した。

表3 第4次計画の実施状況と第5次計画に向けた方向性

削減シナリオ	第4次計画の実施状況と第5次計画に向けた方向性
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画期間中のCO₂排出量は、大幅な減少傾向となった。社会情勢等も変化する中で、今後も減少傾向を維持し続けることが課題である。 ・再エネ設備を十分に活用しきれていないなど、設備の運用面における課題がみられた。 ・削減シナリオ1~4の中で、「削減シナリオ3：低炭素エネルギー供給の導入促進」の達成率が最も高く、CO₂削減に最も貢献しているため、今後も拡大を進めていくものとする。
削減シナリオ1 区有施設・設備等における省エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオ1の目標値に対する達成率は46.2%であり、施設・設備改修による削減効果がみられた。 ・今後も、施設の改築・改修等と連携した省エネルギー化を引き続き推進することが必要である。
削減シナリオ2 庁舎・施設管理における省エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオ2の目標値に対する達成率は-3.7%であり、第5次計画において新型コロナウイルス等の感染拡大の影響により、設備・機器の運用方法が計画当初の状況から変化したため、運用改善効果が十分に上がらなかったという結果となった。 ・今後もエネルギーの利用にも変化が考えられるものの、設備・機器の運用改善を継続して実施していくことが必要である。
削減シナリオ3 低炭素型エネルギー供給の導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオ3の目標値に対する達成率は173.7%であり、低炭素電力等の購入(排出係数がゼロとなる電気)による大幅な削減効果が見られた。 ・第3次計画で課題となっていた東京エコサービス(株)以外の電気の購入先について、第4次計画では新たな供給先を確保したことから、引き続き供給先の確保を進めていく。
削減シナリオ4 その他の削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオ4では、岐阜県高山市と群馬県嬭恋村との連携協定に基づく森林整備による2018(平成30)年度から2020(令和2)年度までのカーボン・オフセットの実績値は、2,370t-CO₂となった。 ・岐阜県高山市、群馬県嬭恋村、秋田県五城目町と「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」など地方との連携を今後も継続・拡大する方向とする。

第3章 削減目標の設定

1. 目標設定の考え方

前述の基本方針 1~4 を達成するための目標設定にあたっては、『地域推進計画 2021』の削減目標との整合性を図るとともに、地域に先行した目標数値を設定する。

『地域推進計画 2021』に示す将来像「2050 ゼロカーボンちよだ」を目指し、2030（令和 12）年度に区内のエネルギー起源 CO₂ 排出量を 2013（平成 25）年度比 42.3%減を掲げているが、これまでの実施状況による目標達成状況や地域へのリーダーシップや先進的な取組みを積極的に示す必要があることから、第 5 次実行計画では、目標設定として「区有施設の 2030 ゼロカーボン達成」を目指すものとする。

＜第 5 次実行計画における目標設定の考え方＞
計画目標:2030(令和 12)年度までに区有施設におけるゼロカーボンの達成を目指す。

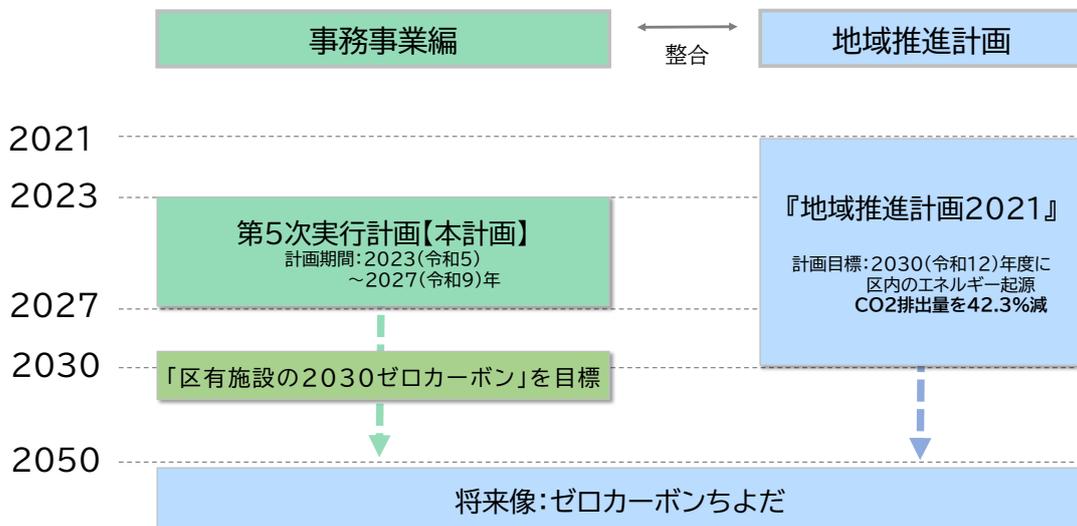


図 2 事務事業編と地域推進計画 2021 の計画期間と削減目標

2. 温室効果ガス総排出量の削減目標

第5次計画の基準年度2013（平成25）年度比で、2030年までに100%の削減（実質ゼロ）を目指し、本計画においては2027（令和9）年度までに82%の削減を目標とする。

2013（平成25）年度の温室効果ガス総排出量は、14,843 t-CO₂であり、2027（令和9）年度までに2,691 t-CO₂の排出量を目指す。この目標を達成するためには、6,279 t-CO₂の排出量削減が必要である。

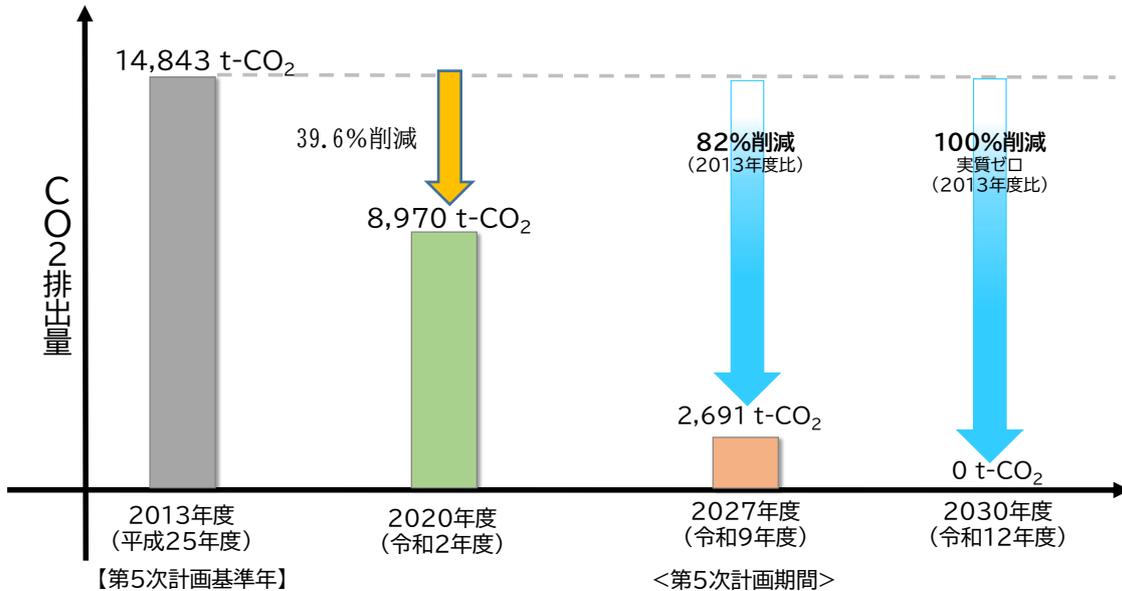


図3 第5次実行計画における温室効果ガス総排出量イメージ

※当該年度の調整後排出係数で算出した値

表4 現状・目標年度のCO₂排出量および削減量、削減率

	【第5次計画の基準年度】 2013(平成25)年度	【目標年度】 2027(令和9)年度
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	14,843 t-CO ₂	2,691 t-CO ₂
CO ₂ 削減量(t-CO ₂)		12,152 t-CO ₂
削減率(%) ※2013年度比		82%

※当該年度の調整後排出係数で算出した値

表5 第5次計画のCO₂排出量および削減量、削減率

	【現状】 2020(令和2)年度	【目標年度】 2027(令和9)年度
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	8,970 t-CO ₂	2,691 t-CO ₂
CO ₂ 削減量(t-CO ₂) ※第5次計画期間中		6,279 t-CO ₂

※当該年度の調整後排出係数で算出した値

第4章 基本方針

削減目標を達成するため、第5次実行計画の課題を確認し、基本方針を設定する。

【方向性1】第4次計画のシナリオ1では削減効果は確認できたものの、目標に対して未達成であったため継続して実施する。また、シナリオ2については、運用改善の効果が十分に上がらなかったため、設備の導入・更新と合わせて運用改善を推進する方向とする。

基本方針1 エネルギー消費量の削減

区有施設等における省エネ設備等の導入や運用改善、職員の省エネ行動などを推進することにより、エネルギー消費量を削減する。

【方向性2】第4次計画のシナリオ3では低炭素電源の導入などをすすめ、CO₂排出量削減に大きく貢献することができた。この成果を継続しつつ、再エネ電力の導入周知についても追加し、再エネ電気の導入や波及効果を意図した取組を推進する。

基本方針2 エネルギーの脱炭素化の推進

区有施設において再エネ電気の利用などを進めることにより、エネルギーの脱炭素化を推進する。

【方向性3】第4次計画において、地方との連携を進め森林整備事業によるカーボン・オフセットを実施した。この取組みを継続し、ブルーカーボン等の新たな取組みを加えた区外との連携を推進する。

基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進

区外との連携によるCO₂削減などを進めることにより、協働による地球温暖化対策を推進する。

【課題】第4次計画において、シナリオ1ではヒートアイランド対策などを行ってきた。この取組み内容に加えて、EV、FCVの導入エネルギーレジリエンス強化、新技術の実証実験、先進的な取組みなどにより、スマートシティの強化を推進する。

基本方針4 スマートシティの強化

区有施設において、クリーンエネルギー自動車の導入、エネルギーレジリエンスの強化、ヒートアイランド対策、スマートシティの強化に向けた実証実験などを進めることにより、スマートシティの強化を図る。

基本方針 1 エネルギー消費量の削減

区有施設等における省エネ設備等の導入や運用改善、職員の省エネ行動などを推進することにより、エネルギー消費量を削減する。

■基本方針 1 の体系

1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進

- (1) LED 化の推進
- (2) 新築・改築時における省エネルギー化の推進
- (3) 既存施設大規模改修時における省エネルギー化の推進

1-2. 区有施設等における運用改善の推進

- (1) 既存施設における機器の運用改善の推進
- (2) 省エネ設備の効果的な運用

1-3. 職員の省エネ行動の推進

- (1) 節電行動の推進
- (2) 『千代田区 DX 戦略』と連携した取組みの推進
- (3) 省エネ×働きやすい職場環境づくりの推進
- (4) 資源循環型社会に向けた取組みの推進

■基本方針 1 の削減目標

項目	削減目標(2027(令和 9)年度)
CO ₂ 削減量	839 t-CO ₂

■基本方針 1 の取組み

1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進	
(1)LED 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ナトリウム灯・水銀灯などとなっている街路灯を LED へ更新する。(約 4,000 本) ➤ 本庁舎の照明を LED へ更新する。
(2)新築・改築時における省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区有施設の新築・改築時において、「千代田区建築物環境計画書制度」の努力目標である省エネ基準より 35%削減(住宅は 20%削減)の達成による省エネルギー化を推進する。また、実現可能な区有施設においては基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減する ZEB Ready 相当の水準を目指す。(区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドラインを改定) ➤ 建築計画の早い段階(施設の基本構想等)から、高効率型の設備機器の導入や外皮性能の向上、太陽光発電や地中熱等の再生可能エネルギー設備の導入に向けた検討を進める。
(3)既存施設大規模改修時における省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存施設の大規模改修時には可能な限り高効率型の設備機器を導入する。
1-2. 区有施設等における運用改善の推進	
(1)既存施設における機器の運用改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区有施設等において、設備・機器の運用改善による省エネルギー化を推進する。
(2)省エネ設備の効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー設備を効果的に運用するため、環境アドバイザー等が施設管理者(指定管理者を含む)への省エネアドバイスなどを行う。
1-3. 職員の省エネ行動の推進	
(1)節電行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 節電要請等に応じた需給調整(デマンドレスポンスなど)、ノー残業デーの設定、始業時間前、昼休み及び残業時の最小点灯、CES(千代田エコシステム)活用等により節電行動を推進する。
(2)『千代田区 DX 戦略』と連携した取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ペーパーレス化、オンライン会議、フリーアドレス等『千代田区 DX 戦略』と連携した取組みを推進する。

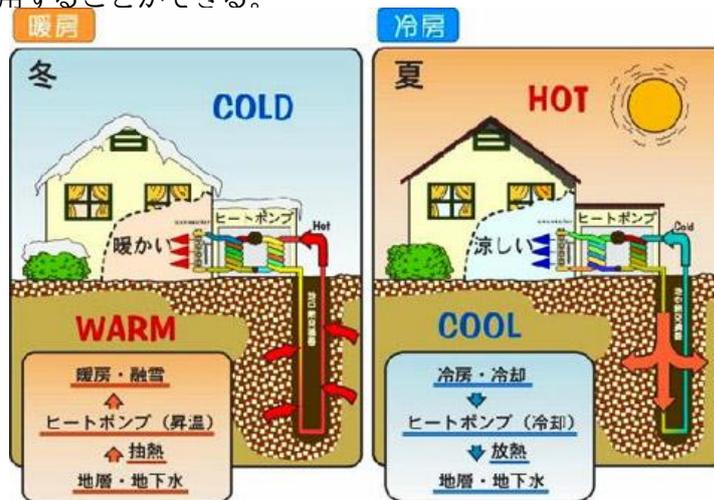
(3)省エネ×働きやすい職場環境づくりの推進	➤ 「通年輕装ガイドライン」により省エネルギー化を実行しながら働きやすい職場環境づくりを推進する。
(4)資源循環型社会に向けた取組みの推進	➤ 3R(Reduce、Reuse、Recycle)+ Renewable(再生可能な資源への置き換えなど)を推進する。

コラム 1 地中熱

■地中熱とは

地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのことである。地中温度は、地下 10～15m の深さでは 1 年を通じ一定である。

この地中熱と大気との温度差を利用し、地中の温度が大気の気温より高い冬は暖房、地中の温度が大気の温度より低い夏は冷房としてエネルギーを利用することができる。



出典：地中熱利用促進協会HP

■区有施設における地中熱の導入状況

現在、地中熱が導入されている区有施設は 6 施設あり、教育施設に多い。

NO	区有施設名
1	神田保育園
2	九段小学校・幼稚園
3	富士見みらい館
4	麴町中学校
5	神田一橋中学校
6	万世橋出張所（新庁舎）

出典：千代田区資料（令和 3 年度末時点）

基本方針 2 エネルギーの脱炭素化の推進

区有施設において再エネ電気の利用などを進めることにより、エネルギーの脱炭素化を推進する。

■基本方針 2 の体系

2-1. 再生可能エネルギーの利用推進

- (1)再エネ電力の導入推進
- (2)区有施設への再エネ設備の導入推進
- (3)地方との連携による新規再エネ電力の導入推進
- (4)再エネ電力の導入周知

■基本方針 2 の削減目標

項目	削減目標(2027(令和9)年度)
CO ₂ 削減量	5,260 t-CO ₂

■基本方針 2 の取組み

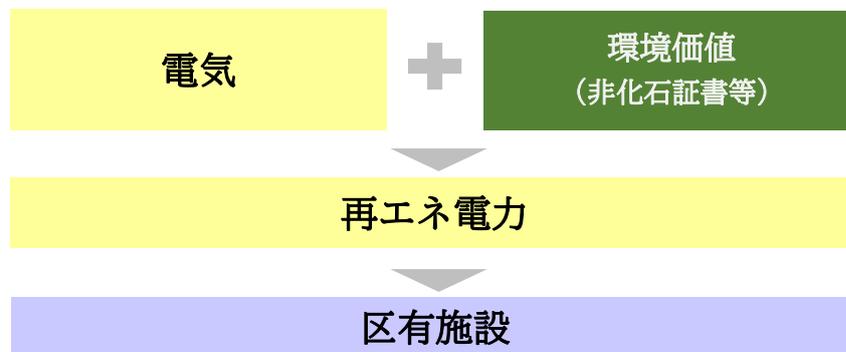
2-1. 再生可能エネルギーの利用推進

(1)再エネ電力導入等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 所管部署が予算措置を講じた上で、区有施設における再エネ電力への切り替えを推進する。 ➤ 本庁舎の管理者への要請により、再エネ電力への切り替えを推進する。 ➤ 所管部署が予算措置を講じた上で、区有施設の指定管理者への要請を行うことにより、再エネ電力への切り替えを推進する。
(2)区有施設への再エネ設備の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区有施設において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等を最大限導入する。
(3)地方との連携による新規再エネ電力の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方と連携した電力調達により、区有施設等への再エネ電力導入を推進する。
(4)再エネ電力の導入周知	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ電気を導入した区有施設等を区のホームページ等で周知することにより、区内事業者への普及啓発を図る。

コラム 2 再エネ電力

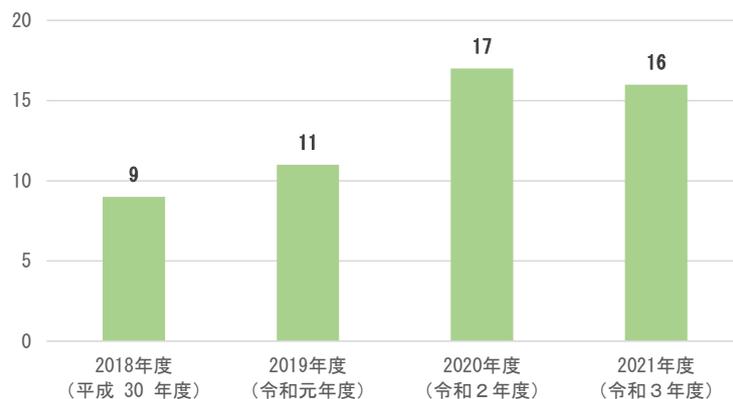
■再エネ電力とは

再エネ電力とは、CO₂排出係数が0.000kg-CO₂/kWhとなる電源のことである。化石燃料などを用いて電気を発電した場合、電気の生成過程においてCO₂を排出しているため、排出係数は0.000kg-CO₂/kWhとはならない。非化石証書などの環境価値を購入することにより、排出されるCO₂を減じることで排出係数をゼロとしている。



■再エネ電力の導入状況

2018（平成30）年から2021（令和3）年における区有施設における再エネ電力の購入件数としては、概ね増加傾向となっている。



出典：千代田区資料

基本方針3 協働による地球温暖化対策の推進

区外との連携によるCO₂削減を進めることにより、協働による地球温暖化対策を推進する。

■基本方針3の体系

3-1. 区外との連携によるCO₂削減量

(1)「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」の推進

(2)都内連携による森林整備事業等の推進

(3)新たな自治体との連携の推進

■基本方針3の削減目標

項目	削減目標(2027(令和9)年度)
CO ₂ 削減量	(150 t-CO ₂) ※

※第5次実行計画期間中の削減量(累計)は、680t-CO₂である。

■基本方針3の取組み

3-1. 区外との連携によるCO₂削減量

(1)「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協定3市町村(高山市・婦恋村・五城目町)との連携協定で締結した、森林整備事業によるカーボン・オフセット、交流事業、再生可能エネルギーの創出・導入・利用の拡大、木材利用の推進(ガイドラインを策定)、住民・企業等の脱炭素に関する協働といった連携協定の内容を推進する。
(2)都内連携による森林整備事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 都内の自治体と連携し、多摩地区における森林整備事業によるカーボン・オフセットを推進する。
(3)新たな自治体との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在連携を行っていない新規の自治体を対象とし、再生可能エネルギーの創出・導入・利用等の拡大、森林整備、藻場の整備(ブルーカーボン)によるカーボン・オフセットの実現に向けた連携を推進する。

コラム3 地方との連携協定

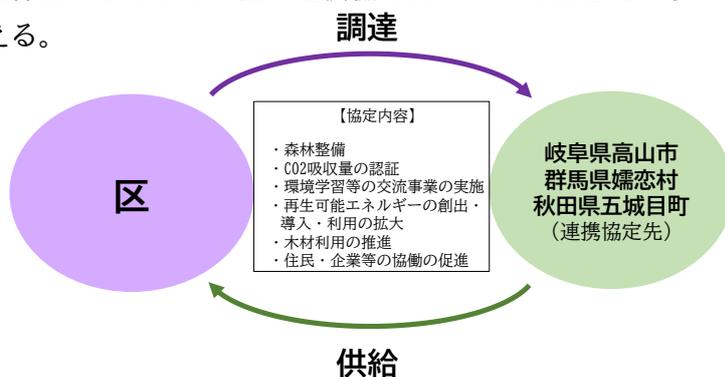
■地方との連携協定の経緯と実施状況

区は、今まで高山市と群馬県嬭恋村にカーボン・オフセットに関わる森林整備協定を締結してきた。脱炭素化を推進するため新たに岐阜県高山市、群馬県嬭恋村、秋田県五城目町と「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」を締結し、問題の解決にあたっている。

■区と連携自治体との互恵的關係と地方との連携協定の内容など

区の土地利用状況を見ると殆どが市街化されエネルギー使用量が多い一方で、CO₂の吸収源となる森林面積が少なく、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入のための面積が不十分な状況となっている。こういった現状から、地方との連携協定による問題解決が必要である。

連携協定先の地方としては、区からの調達を通じた地域の経済循環により、地域振興や域外交流が促進される。とりわけ、CO₂の吸収源のための森林整備は、災害に強い豊かな森林の形成につながり、国土保全にも寄与し、区や連携協定先にとって互恵的な取り組みといえる。

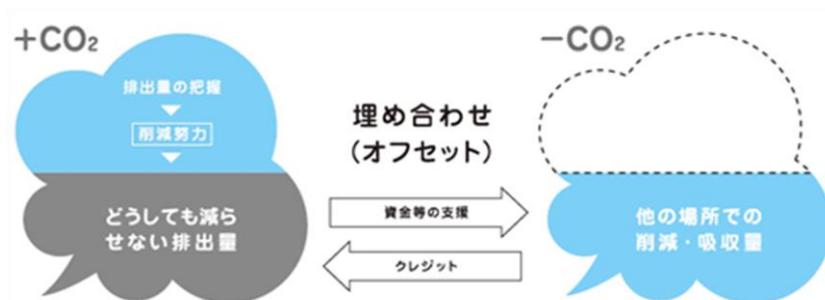


ちよだ・つま恋の森づくり植樹ツアー（令和4年度）の様子

コラム4 カーボン・オフセット

■カーボン・オフセットとは

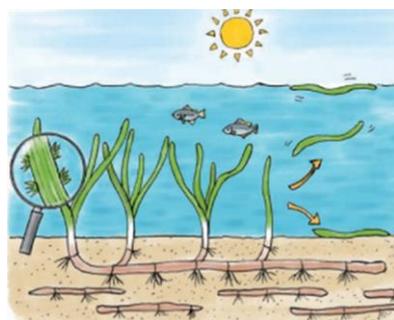
カーボン・オフセットとは、自ら排出する温室効果ガス（CO₂ など）のうち、どうしても削減できない排出量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量として埋め合わせ（オフセット）することを指す。



出典：千代田区 HP

■ブルーカーボンとは

ブルーカーボンとは、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれる炭素のことを指す。森林源等の陸の「グリーンカーボン」に対し、海の「ブルーカーボン」と呼ばれ、吸収源対策の新たな選択肢として注目されている。例えば、海中の海草、その葉に付着する微細な藻類は、光合成により CO₂ を吸収して成長し炭素を隔離する効果がある。



**海底が
巨大な「炭素貯留庫」に**

出典：国土交通省 HP、『海の森ブルーカーボン CO₂の新たな吸収源』

基本方針4 スマートシティの強化

区有施設において、クリーンエネルギー自動車の導入、エネルギーレジリエンスの強化、ヒートアイランド対策、スマートシティの強化に向けた実証実験などを進めることにより、スマートシティの強化を図る。

■基本方針4の体系

4-1. クリーンエネルギー自動車の導入推進

(1) 庁有車等のEV・FCVへの切替え推進

4-2. エネルギーレジリエンスの強化

(1) 充電・蓄電・発電設備の整備推進

4-3. ヒートアイランド対策の推進

(1) 人工排熱対策

(2) 道路舗装の工夫

4-4. スマートシティの強化に向けた取組み

(1) 遊休施設等を活用した新技術の実証実験

(2) 事業者等からの提案制度によるゼロカーボンの推進

(3) 区と連携し2030年までに先行してゼロカーボンを実現する地域の創出

■基本方針4の削減目標

項目	削減目標(2027(令和9)年度)
CO ₂ 削減量	30 t-CO ₂

■基本方針4の取組み

4-1. クリーンエネルギー自動車・充電設備の導入推進

(1)EV・FCVへの切替え推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁有車のEV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)への切替えを推進する。 ▶ 区有施設において充電設備の導入を推進する。
------------------	--

4-2. エネルギーレジリエンスの強化

(1)充電・蓄電・発電設備の整備推進	▶ 区有施設等における災害時対応力を強化するため、充電・蓄電・発電設備の整備を推進する。
--------------------	--

4-3. ヒートアイランド対策の推進	
(1)人工排熱対策	➤ 区有施設等において、人工排熱の潜熱化や暑熱対策などを推進する。
(2)道路舗装の工夫	➤ 保水性・遮熱性のある舗装整備を推進する。

4-4. スマートシティの強化に向けた取組み	
(1)遊休施設等を活用した新技術の実証実験	➤ 区の遊休施設等を活用し、ペロブスカイト太陽電池(壁面太陽光)や舗装型太陽光パネル、電力需給調整(デマンドレスポンス)などの実証実験を行う。
(2)事業者等からの提案制度	➤ 事業者等からの提案制度を活用し、ゼロカーボンに向けた取組みを推進する。
(3)ゼロカーボンエリアの創出	➤ 民間事業者等と連携し、2030年度までにゼロカーボン化を先行して実現する地域の創出を推進する。

コラム 5 FCV (燃料電池自動車)

■FCVとは

FCV(燃料電池自動車)とは、燃料電池で水素と酸素の化学反応により発電した電気エネルギーを用いて、モーターを回転させて走行する自動車を指す。

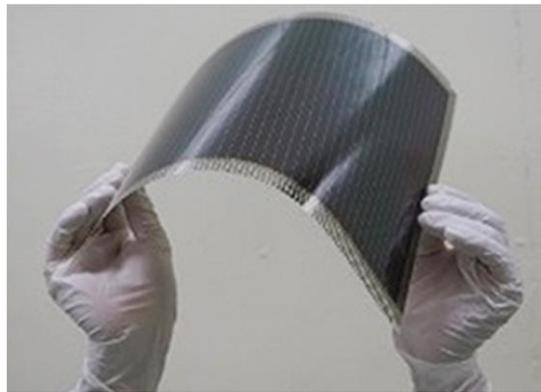
ガソリン車が、ガソリンスタンドで燃料を給油するのと同様に、FCV(燃料電池自動車)は、水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

コラム 6 注目される新技術

(ペロブスカイト太陽電池)

■ペロブスカイト太陽電池とは

ペロブスカイト太陽電池とは、光吸収層がペロブスカイト結晶で構成される太陽電池を指す。従来から利用されているシリコン系太陽電池等と比べ、ペロブスカイト膜は塗布技術による作製により、低価格で柔軟に設置できるという研究成果が出されている。



フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール

出典：NEDO HP

■ペロブスカイト太陽電池の開発支援の動向

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、グリーンイノベーション基金事業において「次世代型太陽電池の開発」としてペロブスカイト太陽電池の開発を支援している。この事業を通じ、既存技術で太陽電池が設置できなかった場所（耐荷重の小さい工場の屋根やビル壁面など）にも太陽光発電を導入するため、軽量化と柔軟性（建物の曲面などにも設置可能）などを持たせ、性能面（変換効率や耐久性など）でも既存電池に匹敵する次世代型太陽電池としての実用化を目指している。

出典：NEDO HP

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制および役割

第5次計画の推進体制として、区長をトップとする「地球温暖化対策推進本部（事務局を含む）」、「各課担当者（環境保全事業に関わる個別事業担当者）」、「地球温暖化対策ワーキングチーム」を設置する。各組織におけるそれぞれの役割は以下の通り。

(1)地球温暖化対策推進本部

区長をトップとする地球温暖化対策推進本部は、計画、進捗状況の確認を行う。また、地球温暖化対策推進本部（事務局）は、計画、進捗状況の確認、提出されたデータの集計・整理、取組み内容の検討を行う。

(2)各課担当者(環境保全事業に関わる個別事業担当者)

各課担当者は、施策の実施、「エネルギー等使用量記録」および「廃棄物排出量記録」、「環境保全活動計画/実績表」の作成および点検・評価を行い環境政策課へ書類を毎月提出する。提出書類および対象項目は以下の通り。

表 6 提出書類と対象項目の対応

No	環境課への提出書類	対象項目
1	環境保全活動計画/実績表（数値・行動目標）	事務事業
2	エネルギー等使用量記録※	電気、ガス、水道、ガソリン
3	廃棄物排出量記録※	ごみ、廃棄物

※本庁舎に関しては政策経営部施設経営課が一括入力し、環境政策課へ報告する

(3)地球温暖化対策ワーキングチーム

地球温暖化対策ワーキングチームは、地球温暖化対策推進本部および各課担当者と連携し、計画の進行管理を行う。施策の進行管理については、「区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドライン」などを活用する。

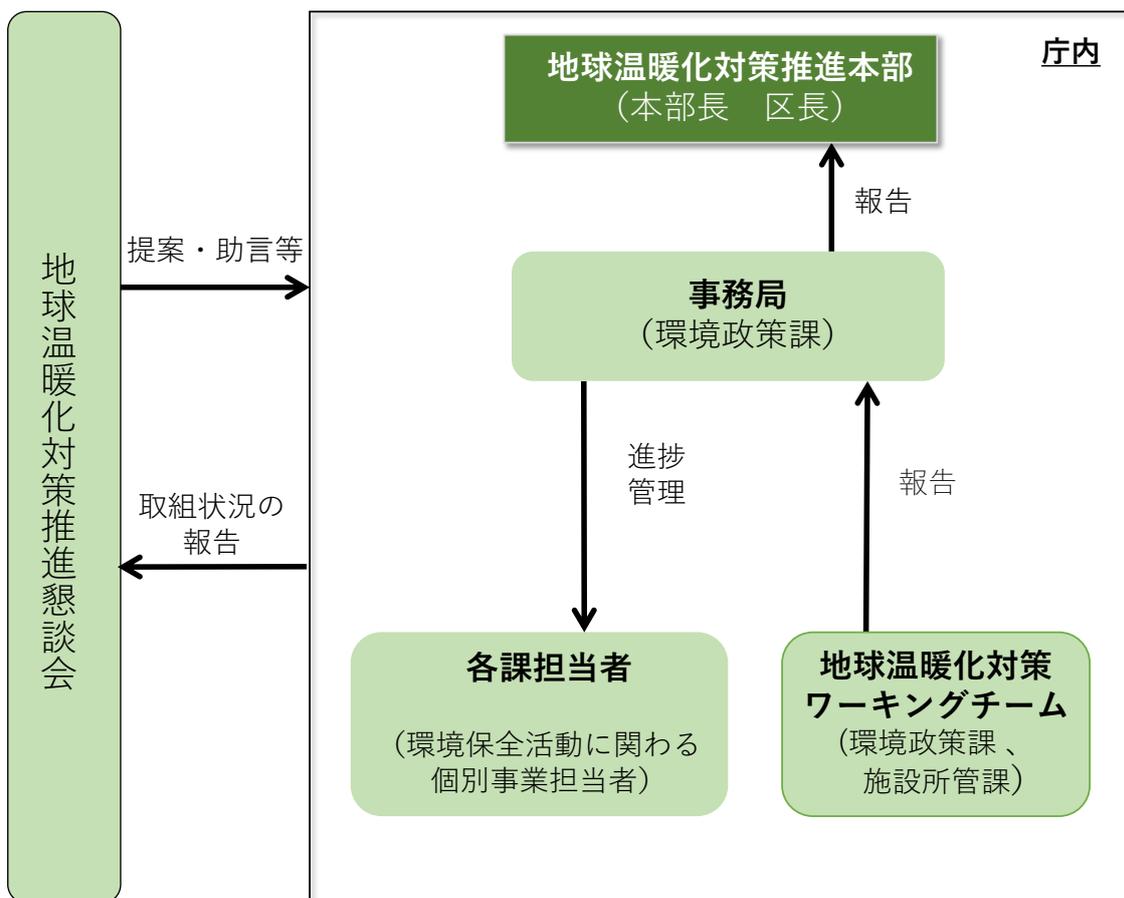


図 4 第 5 次計画の推進体制

2. 計画の進捗状況の公表

第 5 次計画の進捗状況（CO₂ 排出量など）については、区のホームページなどで区民などに向け公表する。

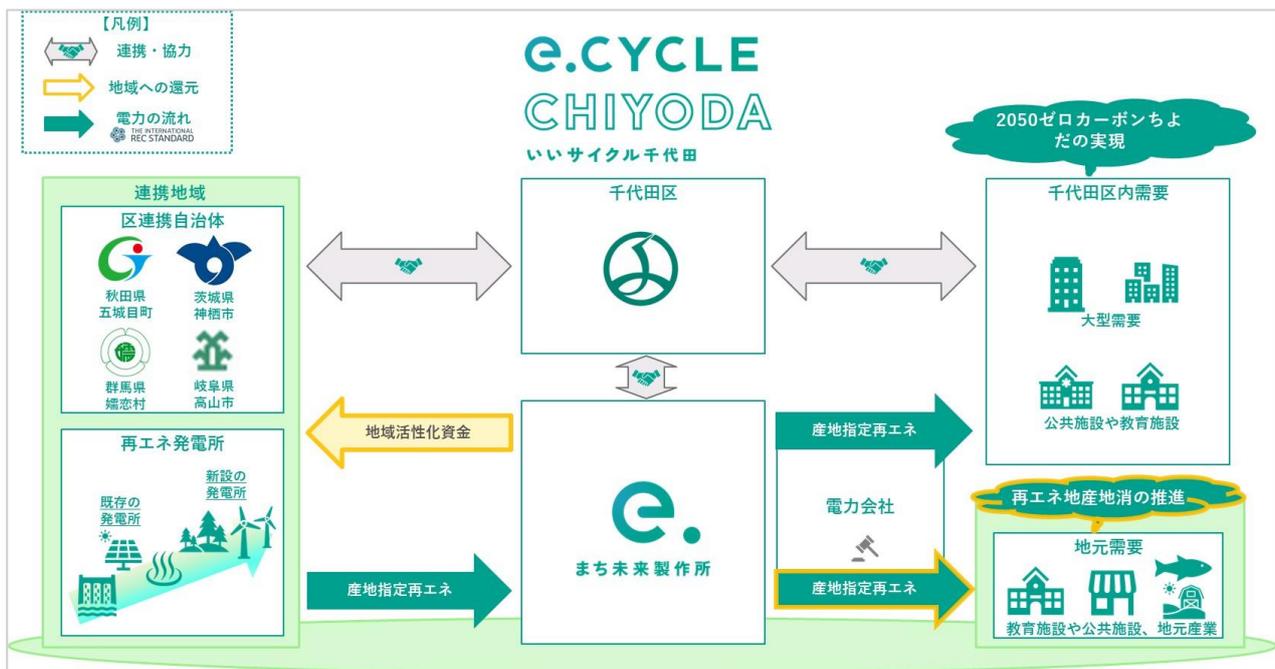
地方連携による再エネ供給に関する追加手法の構築について

区では、令和 4 年度より、区内再エネ普及促進の一環として、連携協定を締結する自治体地域内で発電された再生可能エネルギーを区内事業者へ供給するとともに、自治体地域の電力地産地消の推進及び電力売益の一部を地域活性化資金として還元する仕組みを構築している。

しかし、ロシア・ウクライナ問題等に起因して電力の市場価格が高騰したこと等により、電力の契約に至らなかった。このため、新たに非化石証書（環境価値）のみを提供する手法を追加する。

1 事業概要

区内再エネ普及促進の一環として、脱炭素化へ向けた連携協定を締結する高山市、嬭恋村、五城目町及び神栖市の 4 市町村の自治体地域内の再生可能エネルギーで発電された電力を区内事業者へ供給するとともに、自治体地域へ電力地産地消の推進及び電力売益の一部を地域活性化資金として還元する仕組みを構築。現在、約 196,442MWh/年の再エネ電力量を確保している。



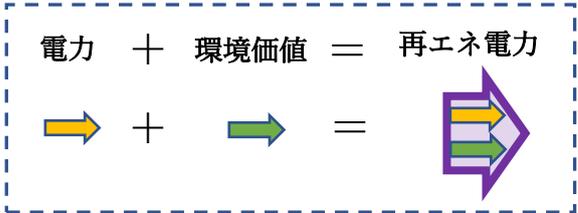
2 課題と対策

昨今、ロシア・ウクライナ問題等に起因する電力市場価格の高騰により、再エネ電力等による新電力事業者に切り替えることで、電気料金が上昇する傾向がみられる。

また、大手電力会社と契約を維持したい大規模事業者やテナント入居事業者のため独自に電力契約を変更することができない事業者もあり、再エネ需要はあるものの電力契約を変更できない事業者が多い。

そのため、価格が安価で電力契約を変える必要のない非化石証書（環境価値）のみを提供する方式を追加し、区内の実質的な再エネ電力の普及に努める。

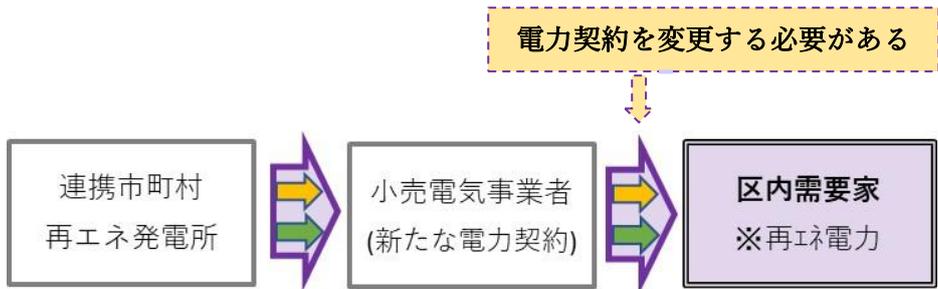
3 再エネ電力供給手法



【現状】再エネ電力切替方式

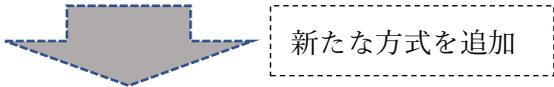
【現状の方式】： 電力 + 非化石証書（環境価値） → 電力契約を変更する必要がある

（概略図）



【課題】

- ・ 電力市場における再エネ電力の料金が高く、電力契約の切り替えができなかった
- ・ 電力契約を変更する必要がある



【追加】非化石証書のみ購入方式

【新たな方式】： 非化石証書（環境価値）のみ → 電力契約の変更が不要

（概略図）



【メリット】

- ・ 非化石証書（環境価値）のみの購入となるため、費用が安い
- ・ 現状の電力契約を変更することなく、実質的に再エネ電力の使用が可能

4 追加方式実施スケジュール

令和5年7月下旬より区のHP等で周知予定

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について

1 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会の設置

千代田区都市計画マスタープラン（令和 3 年 5 月 31 日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるようにするため、多様な意見を交換して地域の共通認識を築くまちづくりの合意形成のあり方及びその実現に向けた仕組みとしてのまちづくりプラットフォームについて検討を行う。

2 第 3 回検討会

(1) 開催日 令和 5 年 5 月 15 日（水）

(2) 議題

- ・第 2 回検討会での意見対応について
- ・千代田区まちづくりプラットフォームのあり方素案（案）について
- ・千代田区まちづくりプラットフォームの実証実験実施方針（案）について

(3) 主な意見

- ア 区民がまちづくりのイメージを想起できるような資料やページなどを作ったほうが良いと考える。
- イ 新住民を巻き込んだ組織の作り方が重要である。
- ウ 専門的な内容になっており、議論を追い切れなかった。

3 第 4 回検討会

(1) 開催日 令和 5 年 5 月 22 日（木）

(2) 議題

- ・第 3 回検討会での意見対応について
- ・公・民・学連携まちづくり支援組織「千代田区まちづくりプラットフォーム」の概要について
- ・実証実験について

(3) 主な意見

- ア 町会に加入していない 7 割の方のニーズをくみ上げていく必要がある。
- イ 誰にでも居場所があるまちづくりが重要である。
- ウ 地域のニーズを協力してかなえるために、区民がどこに相談すれば良いかが分かることが重要である。
- エ 千代田区全体をひとつの事業として捉えて、みんなで力を合わせて、ゼロのものをプラスにしていくという発想でまちづくりを進めていくことが求められていると感じる。
- オ 人やエピソードによってまちの範囲が異なると思うので、神保町のエリアはぼんやり示し、あいまいさを持たせておいても良いのではないかと。
- カ 古書店街以外にも、かなり面白い飲食店もあり、神保町の中でもゾーン分けができそうである。

4 今後のスケジュール

- 令和 5 年 9 月頃 : 千代田区まちづくりプラットフォームの実証実験
- 12 月頃 : 第 5 回検討会
- 令和 6 年 1 月頃 : パブリックコメント
- 3 月頃 : 第 6 回検討会
- 3 月末 : 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方策定

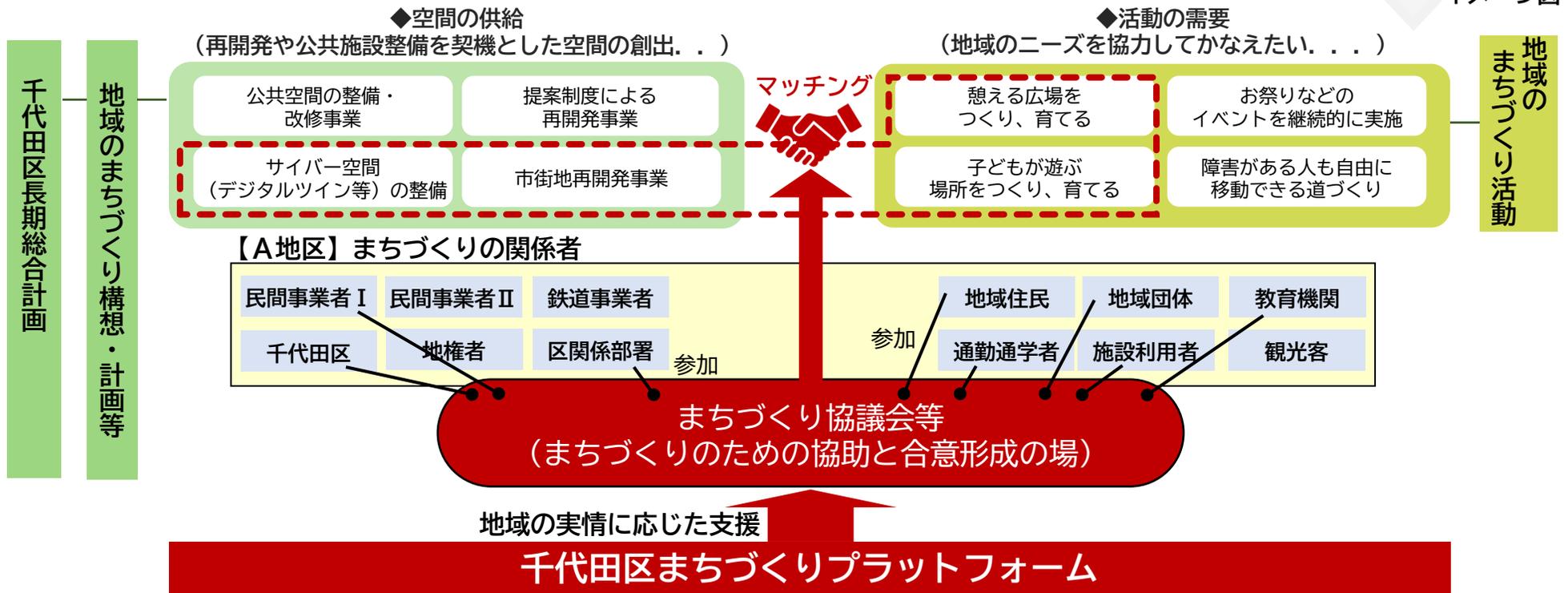
■ 公・民・学連携 まちづくり支援組織「千代田区まちづくりプラットフォーム」とは

- 千代田区では、合意形成を図りながらまちづくりを推進してきた。とりわけ、再開発や公共施設整備にあたっては、各地区でまちづくり協議会等を組織してきた。
- しかしながら、まちづくり協議会等では、合意形成が円滑に進まず、区民等がサービスを受受できないケースが発生している。
- 計画の構想段階において区民のニーズをとらえ、区や民間企業による空間づくりに反映する機会を創出するなど、「合意形成を円滑に進める受け皿」としてのまちづくり協議会等の形成及び活動が重要となる。
- そこで、このまちづくり協議会等の形成及び活動を支援するための仕組みとして、「公・民・学連携 まちづくり支援組織（千代田区まちづくりプラットフォーム）」を設置する。



イメージ図

■ まちづくり協議会等での協働と合意形成のイメージ



まちづくりの合意形成に向けた
千代田区まちづくりプラットフォームの
あり方素案（案）

令和5年6月

目次

序章 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の全体像 ... 1

第1章 千代田区まちづくりプラットフォームの概要 3

- 1 千代田区まちづくりプラットフォームとは 3
- 2 エリアプラットフォームとまちづくりのステークホルダー 4
- 3 検討の背景 5
 - (1) 近年の社会情勢 5
 - (2) 千代田区のまちづくりの情勢 5
 - (3) 千代田区のまちづくりの方針 5
 - (4) 千代田区のまちづくりにおける合意形成の手法 6
- 4 千代田区の特性 6
 - (1) 3つのエリア 6
 - (2) 人口 6

第2章 まちづくりの合意形成 9

- 1 まちづくりの合意形成で得られるもの 9
- 2 まちづくりの合意形成に必要な要件 11

第3章 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方 13

- 1 支援の対象とする取組み 13
- 2 千代田区まちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割 14
- 3 千代田区まちづくりプラットフォームの支援機能 15

第4章 みんなで取組むまちづくりに向けて 17

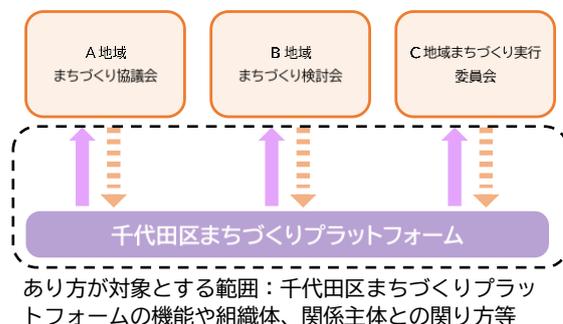
序章 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の全体像

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方とは、千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月31日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるように合意形成を進めるために、また、地域発意でのまちづくりの意思決定や取組が進むために、地域の事情に合わせて形でまちづくり協議会等（以後、「エリアプラットフォーム」という）への支援を実施する組織体である「千代田区まちづくりプラットフォーム」の考え方とその仕組みやプロセスをまとめたものです。本書は、以下の4章で構成しています。

第1章 千代田区まちづくりプラットフォームの概要

まちづくりプラットフォームに関する説明や、エリアプラットフォームとの関係性を記載しています。また、まちづくりプラットフォームが求められる背景について、近年の社会情勢や千代田区のまちづくり情勢の変化、千代田区の特徴から記載しています。

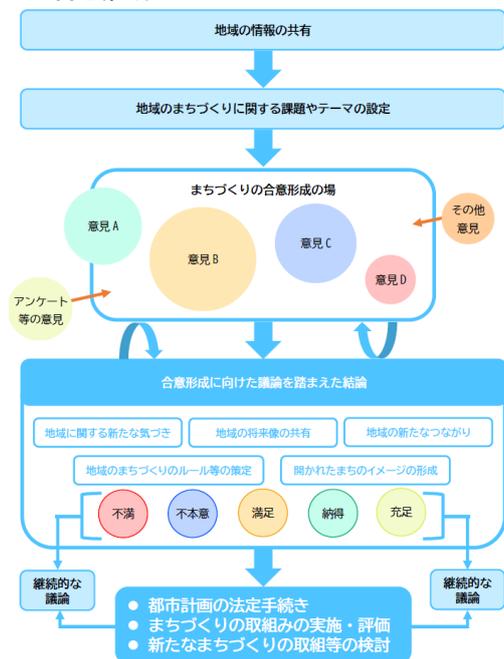
■千代田区まちづくりプラットフォームのイメージ



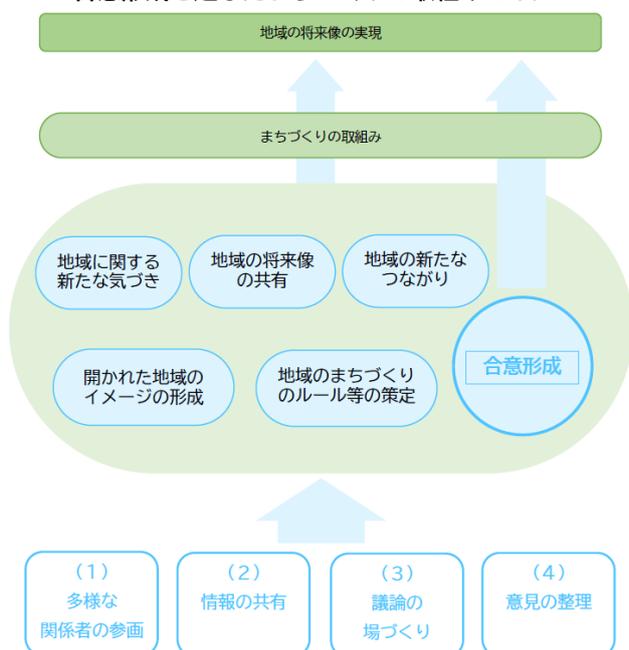
第2章 まちづくりの合意形成

まちづくりを進めるにあたり、完全な意見の一致を得ることは困難ですが、多様な関係者が参画・協働し、地域のまちづくりに対して議論を重ねる合意形成のプロセスを経ることで様々な効果を得ることができます。本章では、合意形成のプロセスに取組むことで得られることや、合意形成プロセスを進めるにあたって必要な条件について記載しています。

■合意形成のプロセスのイメージ



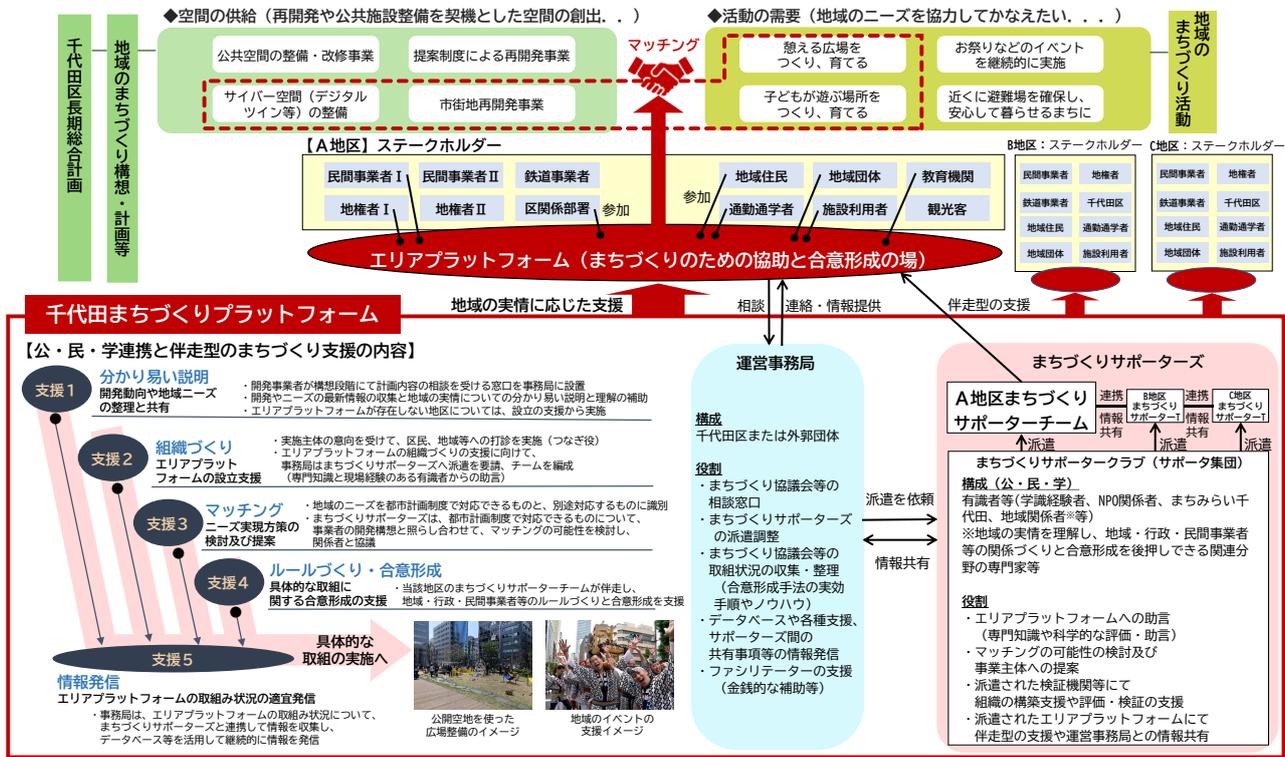
■合意形成を通じたまちづくりの取組のイメージ



第3章 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方

本章では、千代田区まちづくりプラットフォームが支援の対象とする取組みやまちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割、千代田区まちづくりプラットフォームの5つの支援機能について記載しています。

■千代田区まちづくりプラットフォームの役割と構成



第4章 みんなで取組むまちづくりに向けて

千代田区まちづくりプラットフォームの実現に向けて、今後検討すべきテーマを記載しています。

■検討すべきテーマ

テーマ①	千代田区まちづくりプラットフォームの組織のあり方の検討
テーマ②	データベースのあり方の検討
テーマ③	合意形成の手法等に関する研究
テーマ④	多様な人々の参画の推進

第1章 千代田区まちづくりプラットフォームの概要

1 千代田区まちづくりプラットフォームとは

「プラットフォーム」とは、システムやサービスの「土台や基盤となる環境」のことです。

このことから、千代田区まちづくりプラットフォームは、千代田区のまちづくりにおいて、「共通の土台」となるもので、一定以上のまとまりによる地域での様々なまちづくり活動を支えるものです。

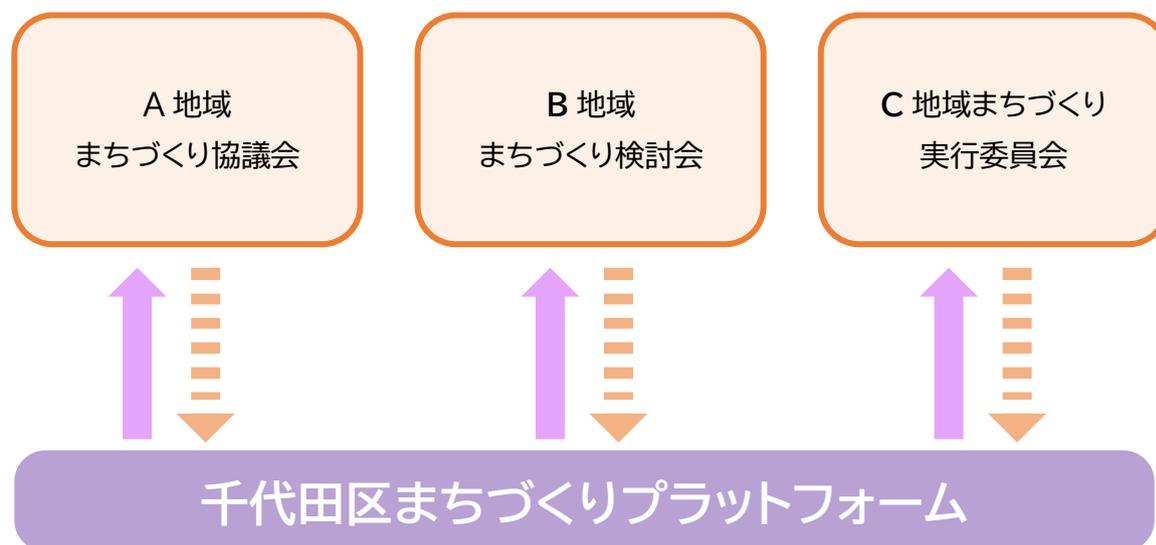
千代田区では、合意形成を図りながらまちづくりを推進してきました。とりわけ、再開発や公共施設整備にあたっては、各地区でエリアプラットフォームを組織してきました。

しかしながら、総論から具体的な事業（空間づくり）へと各論に進むにあたり、エリアプラットフォームでは合意形成が円滑に進まず、まちづくりが停滞・長期化し、区民等に不利益等が生じるケースが発生しています。

計画の構想段階において区民のニーズをとらえ、区や民間企業による空間づくりに反映する機会を創出するなど、「合意形成を円滑に進める受け皿」としてのエリアプラットフォームの形成及び活動が重要となります。

そこで、このエリアプラットフォームの形成及び活動を支援するための仕組みとして、公・民・学連携 まちづくり支援組織「千代田まちづくりプラットフォーム」を設置し、区主導や事業者提案、地域発意で行われる様々な形態でのまちづくりの合意形成等を円滑に推進することを目指します。

▼様々なエリアプラットフォームを支える千代田区まちづくりプラットフォームのイメージ



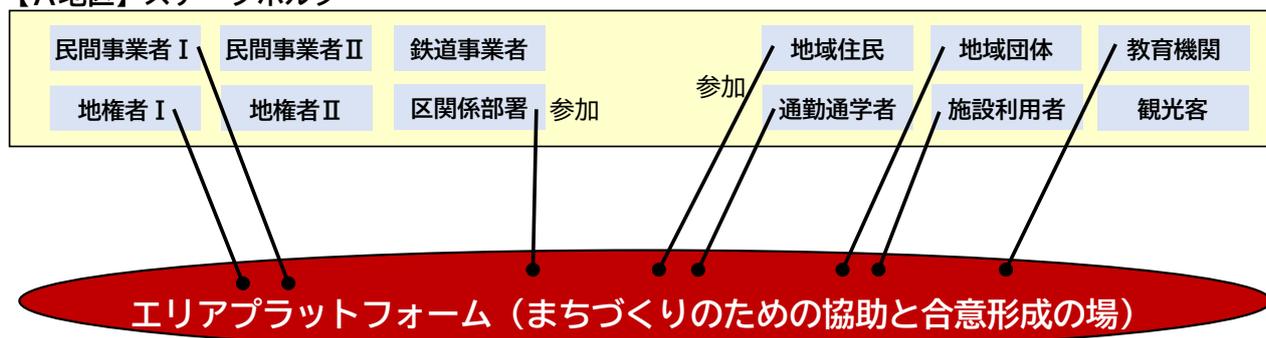
2 エリアプラットフォームとまちづくりのステークホルダー

エリアプラットフォームは、地域の関係者や企業、行政等、多様なまちづくりのステークホルダーで構成されます。エリアプラットフォームは、一律同じまちづくりのステークホルダーで構成されるわけではなく、地域の実情等に応じて多様な関係者で構成されます。

地域やまちづくりの取組内容に応じたまちづくりのステークホルダーで構成されたエリアプラットフォームにより合意形成を進め、地域のまちづくりの指針を定めたり、具体のまちづくりに取組んだりすることになります。

▼多様なまちづくりのステークホルダーと多様なエリアプラットフォーム

【A地区】ステークホルダー



3 検討の背景

(1) 近年の社会情勢

これまでのまちづくりやその際の合意形成は、行政が公共の担い手であるという観点のもと、比較的画一的なステークホルダーの捉え方やまちづくりの方法論に基づいて進められてきました。しかし昨今は、国や自治体による一元的・平等主義的な公共事業・サービスではなく、住民や地域組織、企業等の民間の多様な主体が担い手として参加し、官民が協働で形成する「新しい公共」が求められています。

また、近年、社会・経済状況の変化や地域コミュニティの流動化、個人の価値観の多様化、デジタル化やコミュニケーション方法の多様化など、急激な社会変化等が生じています。

こうした状況により、まちづくりにおいては、関係者の増加と範囲の拡大、それに伴う合意形成の複雑化や長期化等の課題が生じています。

(2) 千代田区のまちづくりの情勢

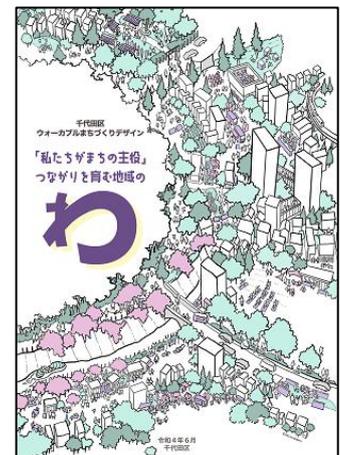
一部の地域のまちづくりにおいて、エリアプラットフォームで議論され合意に至ったことについて地域内で意見が割れ、まちづくりが停滞するといったことが生じています。

特に、まちづくりの取組みの一部について、強い賛成・反対の意見が出る場合等は、対立構造が生じてしまい、まちづくり全体の取組みが停滞・長期化することで、本来まちづくりで得られるはずのメリットが享受できなくなる等、多くの区民等に影響があります。

(3) 千代田区のまちづくりの方針

千代田区では、昭和 62 年策定の「千代田区街づくり方針」において、定住人口の回復と、区民生活と都市機能の調和を目標に定め、区民・企業・行政の三位一体によるまちづくりを進めてきました。

平成 10 年に策定された千代田区都市計画マスタープランにおいては、土地利用の方針の一つとして、地域の住民・企業の参加と合意を得ながら、きめ細かくまちを更新していくことが定められました。その後、千代田区では公共空間活用検討会や各地域のエリアプラットフォームを通じて地域課題の解決についての地域別の議論が行われ、区や各地域の実情に沿ったまちづくりが進められてきました。令和 3 年 5 月に改定された千代田区都市計画マスタープランでは、将来像を「つながる都心」と定め、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりの展開を目指しています。また、「つながる都心」を実現するためのウォーカブルなまちづくりの方針である「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」（令和 4 年 6 月策定）においては、ウォーカブルなまちづくりの実現のため、区民・事業者・行政が一体的に取り組んでいくとともに、多様な主体で共創しながら推進していくための場づくりの必要性を示しています。



▲千代田区ウォーカブル
まちづくりデザイン

(4) 千代田区のまちづくりにおける合意形成の手法

千代田区では、これまでのまちづくりにおいて、都市計画法など法令に定められた手続きを進める中で、区民等の意見を反映し、そのプロセスによって合意形成を進めてきました。

また、法令に定めのない地域のまちづくり構想やまちづくりガイドライン、開発等においては、平成 26 年 4 月に策定された「千代田区参画・協働ガイドライン*」に定められた手続きを準用することで、区民等の参画と協働を図り、そのプロセスによってまちづくりの合意形成を進めてきました。

これらの合意形成のプロセスは、区と区民等における参画・協働には有効に活用され、区と区民等との合意形成において機能してきました。しかし、まちづくりに関わる人が多様化し、「区民と区民」の合意形成の重要性が増す中、これまでの合意形成のプロセスに加え、よりまちづくりに特化した合意形成の仕組みが求められています。

*千代田区参画・協働ガイドラインは、区民等の区政への参画と、様々な活動主体と区及び活動主体同士の協働を推進する際の、区の職員の基本姿勢やそのための手法等を示すものです

4 千代田区の特性

(1) 3つのエリア

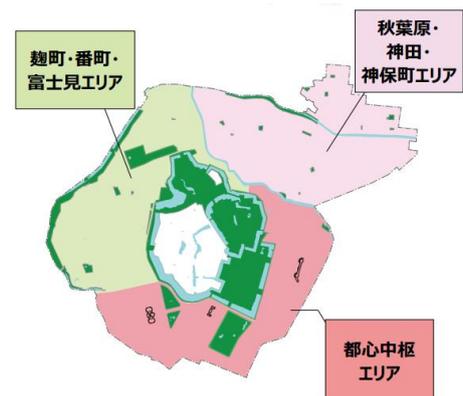
千代田区内には、歴史や文化を感じられる落ち着いた住環境と都心の利便性が調和する麹町・番町・富士見エリア、下町文化や境界の個性を継承しつつ新たな魅力・価値を創造する秋葉原・神田・神保町エリア、政治・経済の中核として首都東京を牽引しながら進化を続ける都心中枢エリアの3つの基本エリアが存在します。

千代田区は、それぞれのエリアの個性や魅力等の違いを活かし、相互に作用させることで、区の魅力や価値を一層高めるまちづくりを展開しています。

(2) 人口

一時は4万人を下回った千代田区の定住人口は、居住機能の回復を目指したまちづくりの推進により、平成 25 年には、平成 4 年に区の基本構想で目標に掲げた定住人口5万人に到達しました。現在も増加傾向にあり、令和 4 年 10 月 1 日時点では約6万7000人となっています。また、千代田区は転入・転出が活発であり、毎年区民の1割ほどが入替わっています。

一方、昼間人口は約90万人となっており、多くの人々が千代田区に通勤・通学しているほか、観光客等の交流人口を含めると、千代田区は100万人規模の大都市となります。そのため千代田区は、定住人口は6万7000人でありながら、充実した交通インフラのほか、教育機関や文化施設、大規模病院などの都心ならではの高度な機能やサービスを有しています。

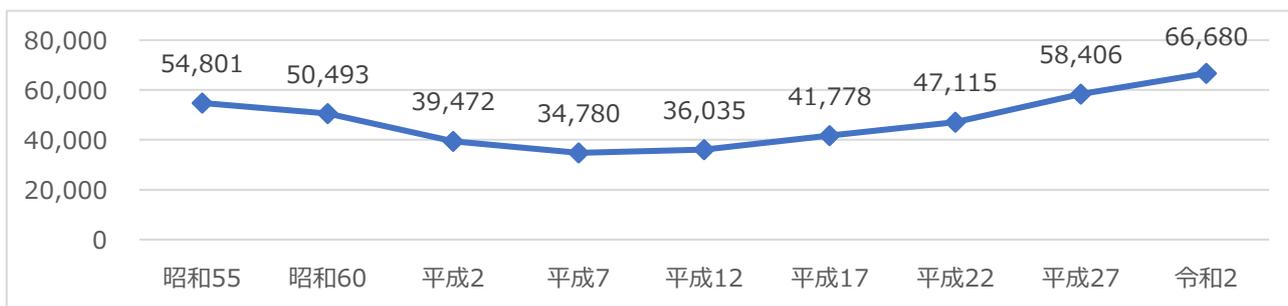


▲千代田区の基本エリア
(千代田区都市計画マスタープラン)

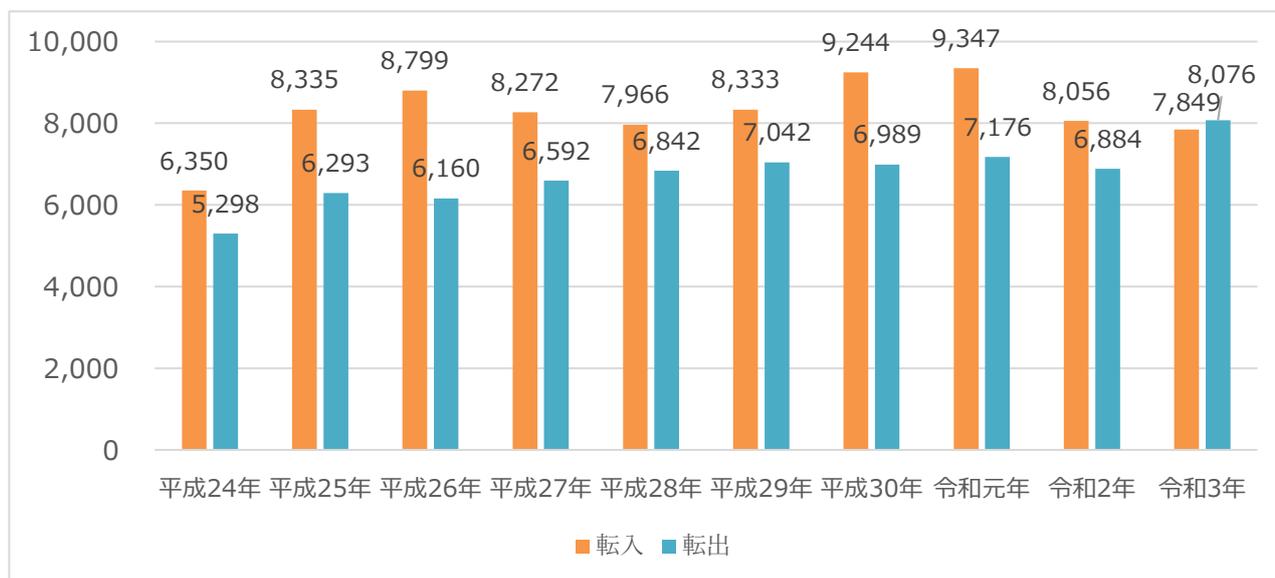
また、千代田区内には 100 を超える数の町会が存在し、地域コミュニティの形成・維持において重要な役割を担ってきました。しかし、千代田区の町会加入率は下降傾向が続いており、特に賃貸マンションの住民の加入率が低い傾向にあります。

このように、歴史ある静謐な住宅街としての顔と都心の中核としての顔を併せ持つ千代田区においては、時代とともに様々な環境が変化し、そこで活動する人々が多様化する中で、よりきめ細やかにまちづくりの合意形成を行っていくことが求められています。

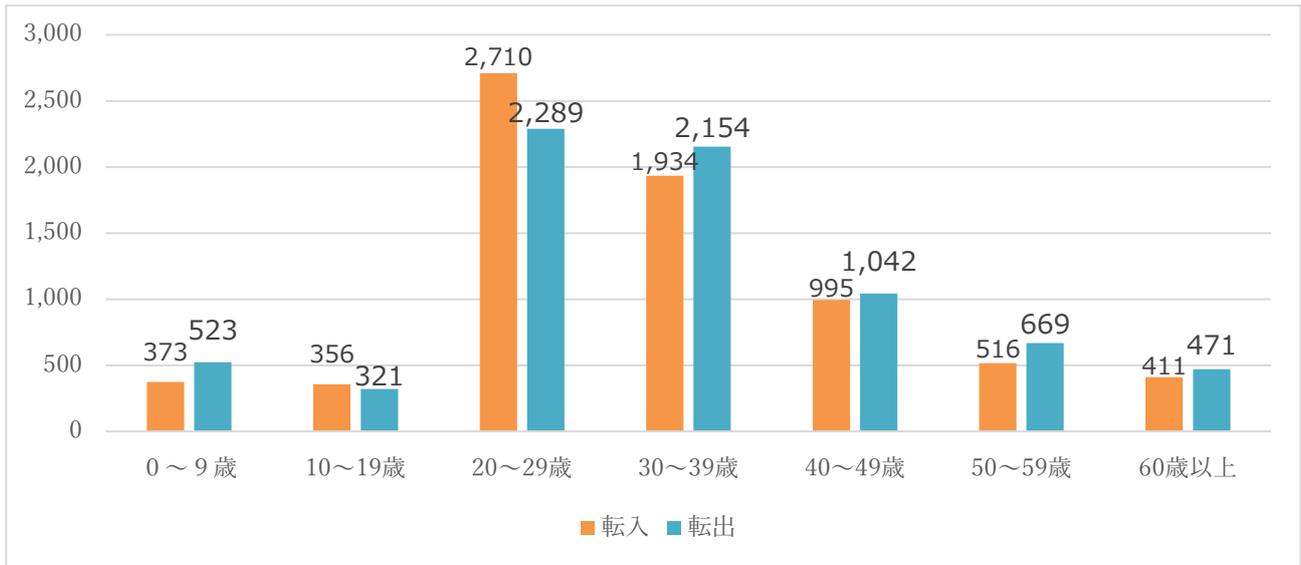
▼千代田区の総人口の推移（千代田区人口ビジョン（令和3年度））



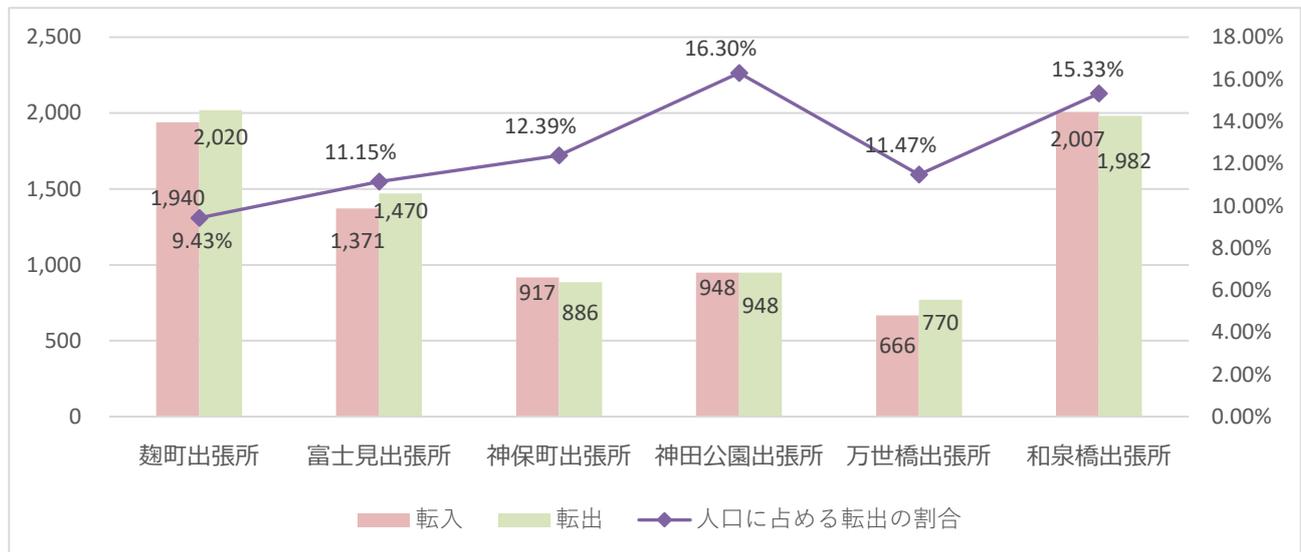
▼千代田区における転入・転出数



▼千代田区における年齢別転入・転出数



▼地域別転入・転出者数及び人口に占める転出者数の割合（令和3年）



第2章 まちづくりの合意形成

1 まちづくりの合意形成で得られるもの

合意形成とは、一般的に多様な利害関係者の意見の一致を図ることを指します。

しかし、まちづくりは日々の生活や価値観に様々な影響を及ぼし、権利や利害に触れることもあるため、関係者間で意見の相違や対立が生じることがあります。加えて、同じ「賛成」「反対」という立場であっても、その中には全面的に賛成・反対の人やどちらかという賛成・反対の人など、様々な意見を持つ人がいます。また、意見はあってもそれを合意形成の場等では表明しない方もいます。

このように、様々な関係者が意見が出る中、また意見があるものの表明されないような方もいる中、完全な意見の一致を得ることは困難です。最終的な結論に対して納得する人もいれば、不満に思う人も当然います。

しかし、完全に意見が一致しなくとも、多様な関係者が参画・協働し、地域のまちづくりについてより良い答えを求めて試行錯誤しながら議論を重ねることで、以下のものを得られることが期待できます。また、議論の積み重ねから得られたものを未来のまちづくりに生かしていくことが重要となります。

1 地域に関する新たな気づき

合意形成に向けた議論を重ねる中で、まちづくりに参画する多様な関係者の意見や立場、地域の情報を知ることができ、その中から地域の魅力や課題といった新たな発見を得ることができます。新たな発見は、当該議論だけでなく、未来のまちづくりにおいても活用されることが期待されるとともに、地域のまちづくりのモチベーションにもつながることが期待されます。

2 地域の新たなつながり

合意形成の場を通じて、多様な関係者間で新たなつながりが生じることが期待されます。お互いの立場を理解して議論を進めることができれば、賛成・反対の垣根を越えて信頼関係を築くことができ、それが地域の力となることが期待されます。

3 地域の共通認識の構築

①・②が進む中で、賛成・反対の意見に共通する考え方などから、地域で大事にしているもの、地域に必要なものが見えてくることで、地域の将来像等について共通認識を構築することが期待されます。

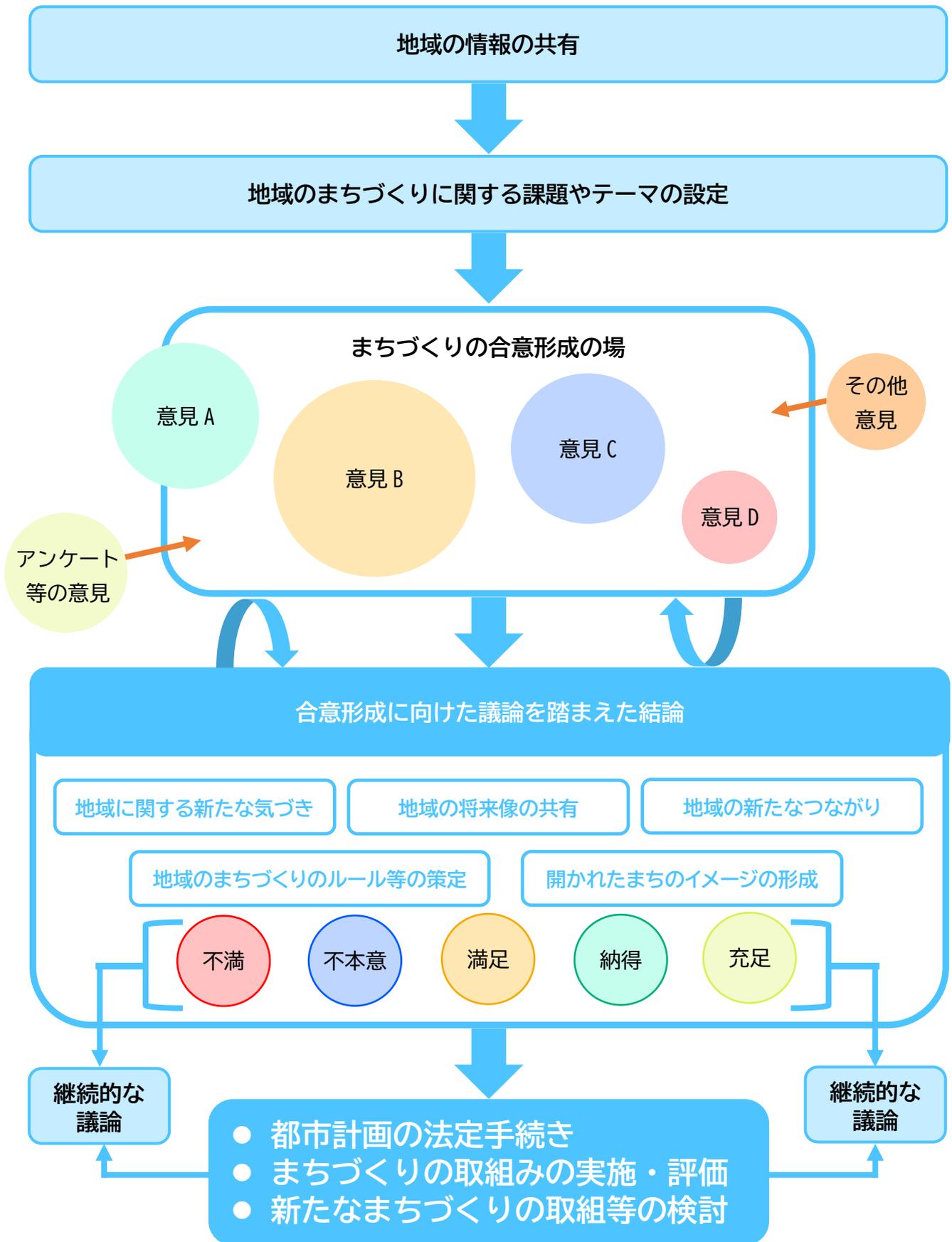
4 開かれたまちのイメージの形成

地域をよりよくするために、多様な関係者が合意形成を目指して積極的に活動する姿は、自由で開かれたまちのイメージを区の内外に広く伝えることが期待されます。

5 地域のまちづくりのルール等の策定

合意形成が進み、定められた要件を満たすことで、地区計画等による地域のルール等を定めることができます。

▼エリアプラットフォームにおけるまちづくりの合意形成のプロセスのイメージ



2 まちづくりの合意形成に必要な要件

まちづくりの合意形成においては、取組みの規模や重要度、それに伴うスピード感、地域の実情等によって、期限の設定や最適な手法の選択等をしていく必要があります。

一方で、まちづくりの取組みの内容等に関わらず、合意形成を行う際に必要な要件として以下のものがあげられます。

(1) 多様な関係者の参画

まちづくりにおいては、住民、地権者、地域団体、民間事業者、対象地域への通勤・通学者、自治体など、多くの関係者が存在します。まちづくりのテーマや規模等によって、利害関係者（ステークホルダー）は様々に変化します。このことを考慮しながら、それぞれの取組みにおける関係者を明確にし、ICT等を活用しながら多様な関係者が多様な手法で参画できるようにすることが必要です。

(2) 情報の共有

立場が異なると、得られる情報の量や内容も異なります。合意形成の重要な材料である情報に不均衡が生じていると、合意形成が困難になることから、関係者が持つ情報の質・量を同じものとしていく必要があります。

そのために、情報の発信側の関係者は、関係者全員が同じ情報にアクセスし共有できるようにするとともに、多様な手段で関係者にそのことを発信することで、関係者が情報を「自分事」として受け取れるように工夫することが必要です。同時に情報の受信側も、それらの情報を積極的に取得していくことが必要です。

また、関係者がまちづくりの内容だけでなく、お互いの立場や意見等の基礎情報や、それぞれの意見の基となるデータ等を共有し、理解し合うことも重要です。

(3) 開かれた議論の場づくり

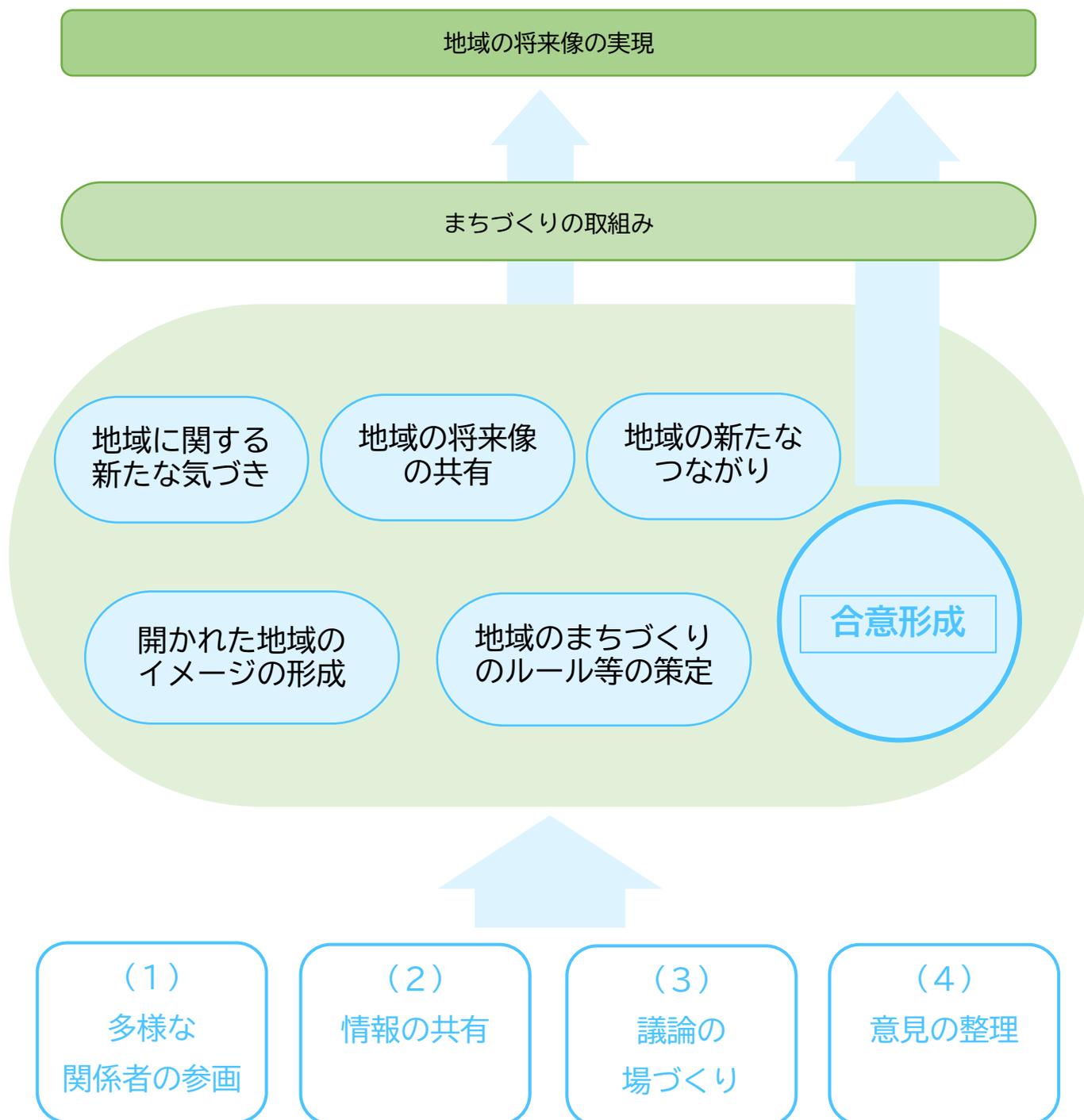
まちづくりは、多様な関係者が参画することから、相反する意見が生じることが多々あります。そのため、自分とは異なる意見が多くを占める際に意見が言いづらくなってしまいうようなケースも考えられます。

一方で、多様な意見を得られることで、お互いの立場や意見を認め合うことや理解につながることから、様々な手法を組み合わせることで自由に幅広い意見を募り、合意形成に向けた議論を積み重ねることが必要です。

(4) 意見の整理

(1)～(3)を踏まえた議論の場では、出てくる意見も多種多様です。その中で、賛成か反対という二項対立的な構造にしてしまうと合意が困難となります。賛成意見の中にも一部反対があり、また逆のこともあります。意見を大きな枠組みでとらえるのではなく、しっかり分析・整理・可視化することで、差異や共通点を明確化することが重要です。また、明確な意見を表明しない方の意見を引き出していくことも重要となります。加えて、議論を踏まえた代替案の検討や、外部からの客観的な意見等を通じて、意見を整理することで、より良い結論を得られる可能性が高まります。

▼合意形成を通じたまちづくりの取組みのイメージ



第3章 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方

本章では、第2章で示した合意形成の実現や地域発意でのまちづくりの意思決定及び実施に向けて求められる、千代田区まちづくりプラットフォームのあり方を整理します。

1 支援の対象とする取組み

千代田区まちづくりプラットフォームが対象とする取組みは、公共空間や市街地再開発事業などの空間供給の機会を対象としています。

<支援対象の取組みのイメージ>

- ・ 公共空間の整備・改修事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 提案制度による再開発事業
- ・ サイバー空間（デジタルツイン等）の整備

※支援対象となる取組は、区民の意向を確認しながら更新していきます。



公開空地を使った広場整備のイメージ



歩きやすいの道路空間のイメージ

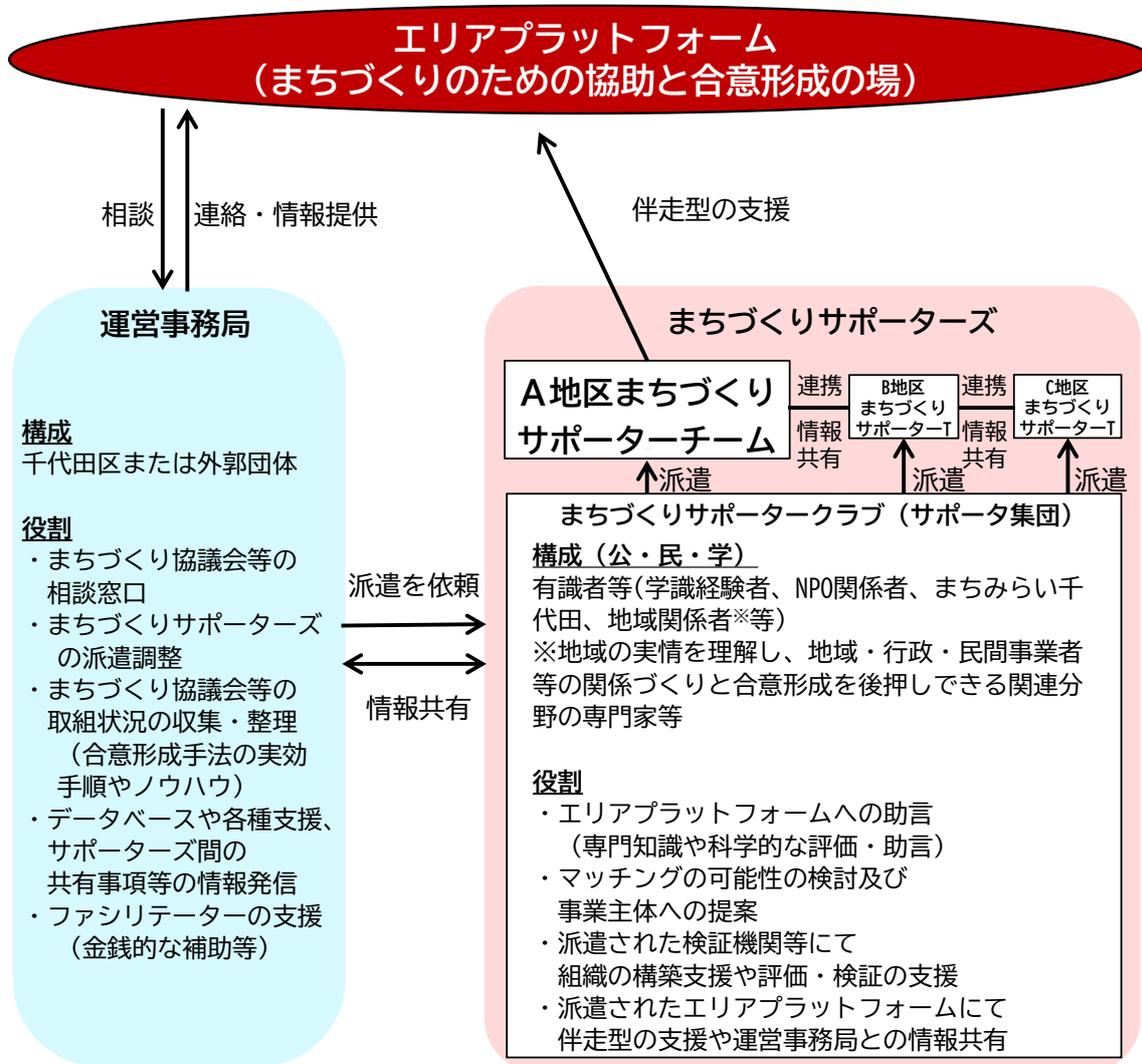


防災広場機能を備えた広場整備のイメージ

2 千代田区まちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割

千代田区まちづくりプラットフォームは、以下のとおり運営事務局とまちづくりサポーターズで構成します。運営事務局がエリアプラットフォームからの相談を受け、まちづくりサポーターズと連携し、伴走型の支援を実施します。

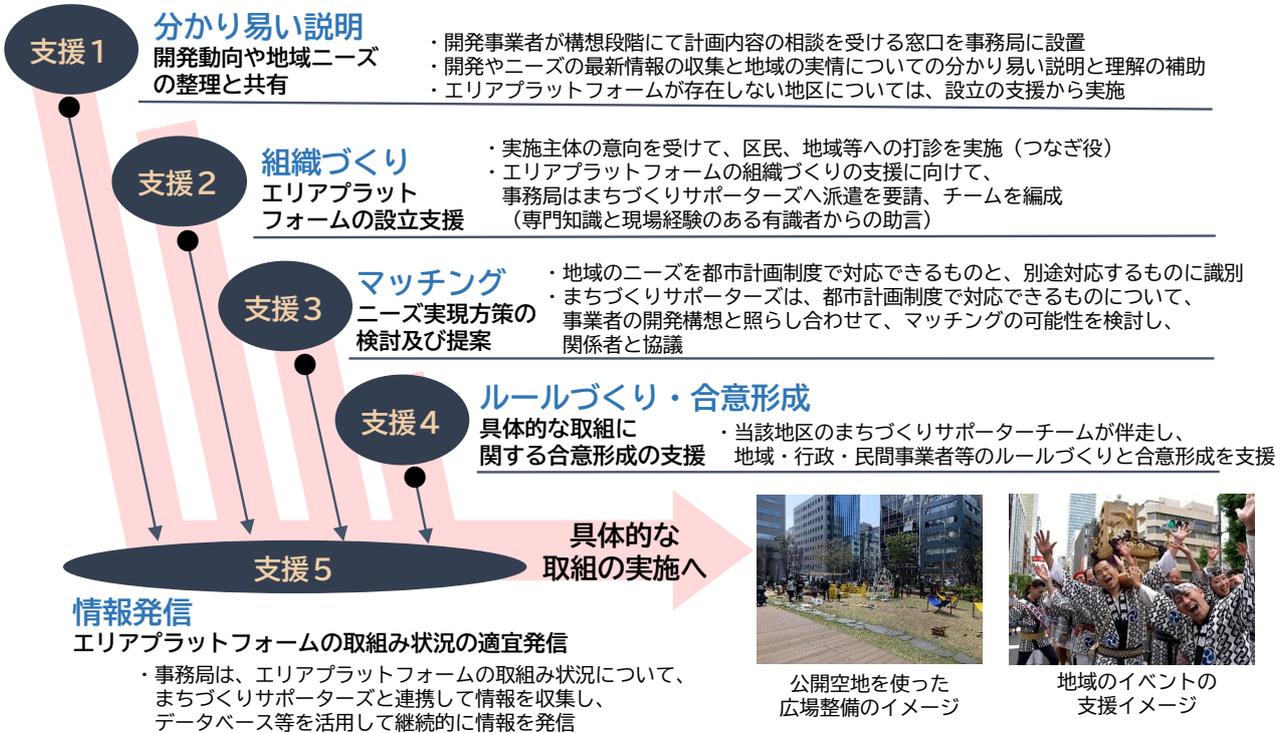
▼千代田区まちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割



3 千代田区まちづくりプラットフォームの支援機能

公・民・学の連携と、伴走型のまちづくりに向けて、5つの支援を実施します。

▼まちづくりプラットフォームの支援機能の概要



支援

①

分かり易い説明：開発動向や地域ニーズの整理と共有

- 開発事業者が構想段階にて計画内容の相談を受ける窓口を事務局に設置します。
- 開発やニーズの最新情報の収集と地域の実情についての分かり易い説明と理解の補助を支援します。
- エリアプラットフォームが存在しない地区については、設立の支援からサポートします。

支援

②

組織づくり：エリアプラットフォームの設立支援

- 実施主体の意向を受けて、区民、地域等への打診を実施します（つなぎ役を担います）。
- エリアプラットフォームの組織づくりの支援に向けて、事務局より、まちづくりサポーターズへ派遣を要請し、チーム編成を支援します。（専門知識と現場経験のある有識者からの助言）

支援
③

マッチング：ニーズ実現方策の検討及び提案

- 地域のニーズに対して、都市計画制度で対応できるものと、別途対応するものに識別します。
- まちづくりサポーターズは、都市計画制度で対応できるものについて、事業者の開発構想と照らし合わせて、マッチングの可能性を検討し、関係者と協議を支援します。

支援
④

ルールづくり・合意形成：具体的な取組の合意形成支援

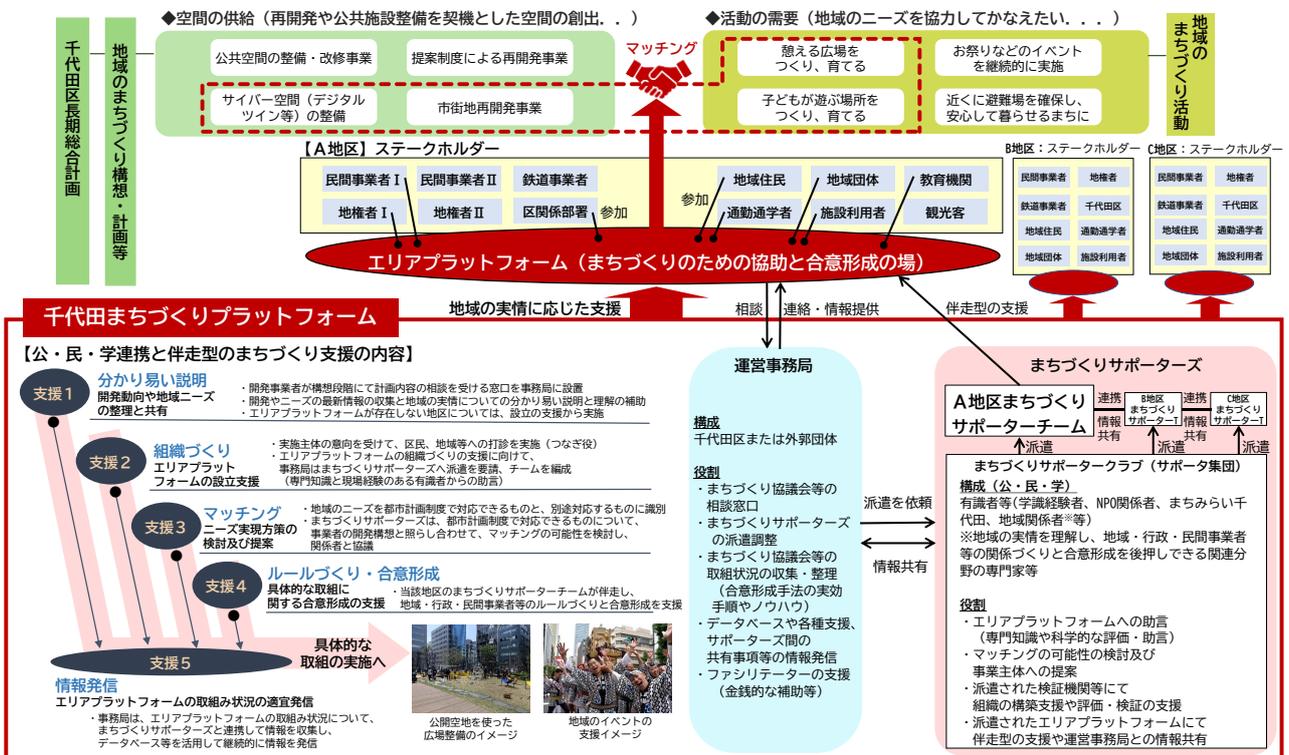
- 当該地区のまちづくりサポーターズが伴走し、地域・行政・民間事業者等のルールづくりと合意形成を支援します。

支援
⑤

情報発信：エリアプラットフォームの取組み状況の適宜発信

- 事務局は、エリアプラットフォームの取組み状況について、まちづくりサポーターズと連携して情報を収集し、データベース等を活用して継続的に情報発信を支援します。

▼まちづくりプラットフォームの役割と構成



第4章 みんなで取組むまちづくりに向けて

第2章で示したまちづくりの合意形成と、第3章で示したまちづくりプラットフォームの実現に向けて、以下について検討していきます。

千代田区まちづくりプラットフォームの組織のあり方の検討

千代田区まちづくりプラットフォームの各機能を滞りなく実行するとともに、多様な主体による多様なまちづくりで千代田区まちづくりプラットフォームが活用されるように、最適な運営主体や運営方法、地域への入り方等、千代田区まちづくりプラットフォームの組織のあり方を検討していきます。

データベースのあり方の検討

千代田区まちづくりプラットフォームの機能③「まちづくりに関するデータベースの構築」に向けては、データベースの情報を多様な関係者が誰でも簡単に入手できるようにする必要があります。

そのために、Web上での構築を検討しつつ、Webでは情報を取得できない方への対応や、データベースの内容や情報の見せ方等、運用方法等を含めたデータベースのあり方について検討していきます。

合意形成の手法等に関する研究

以下の内容について研究を進め、千代田区まちづくりプラットフォームの機能②「エリアプラットフォームへの継続的支援」、機能③「まちづくりに関するデータベースの構築」に反映することで、エリアプラットフォームの自主的かつ効果的な合意形成を促進していきます。

■多様な意見を得るための検討

第2章に示した合意形成で求められるポイントの実現と、千代田区まちづくりプラットフォームによるエリアプラットフォームへの効果的な支援に向けて、合意形成に関する手法等について継続的に研究し、実装に向けて検討していきます。特に、まちづくりの取組みに関して明確な意見を表明しない方（いわゆるサイレントマジョリティ、サイレントマイノリティ）の意見を得るための仕組みや手法等についての検討が必要です。

■ICTの活用の検討

多様な関係者が時間・場所の制約を超えてまちづくりに関わりやすくするため、ICTを活用した合意形成の手法やツールについて研究し、実装に向けて検討していきます。同時に、ICTの活用により起こりうる問題（匿名性等）についても研究していきます。

多様な人々の参画の推進

まちづくりの取組みについての分かりやすい情報発信・周知方法や、まちづくりへの興味・理解を深める取組み等の実施について研究し、まちづくりを「自分事」としてもらえるようにしていきます。また、外国人のまちづくりへの参画に向けた多言語による情報発信や、地域の基礎的コミュニティ（人と人とのつながり）の強化等を通じた参画についても研究していきます。

テーマ別の合意形成の検討

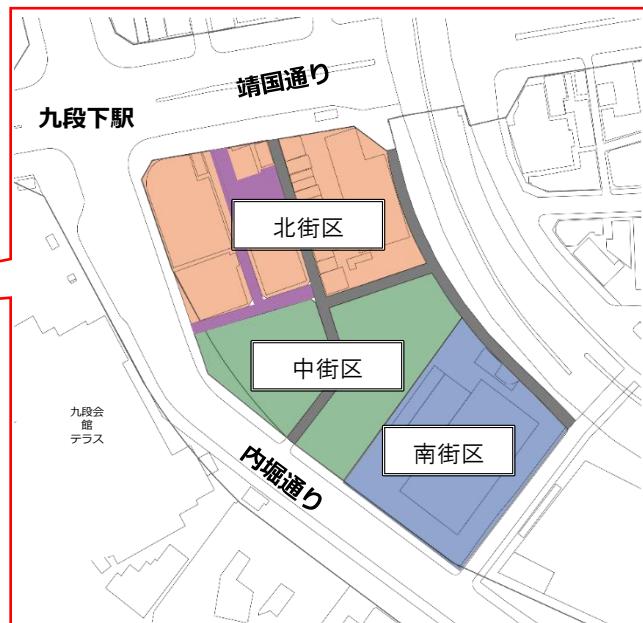
まちづくりの課題やテーマには、エリアプラットフォームやエリアごとに取り組むもの以外に、区全体での検討や共通認識が必要なものも存在します。そのため、テーマ別に区の合意形成を行うことについても検討していきます。

九段南一丁目地区のまちづくりについて

■位置図

区域の位置：九段南一丁目地内

区域の面積：約2.3ha



■まちづくりの検討経緯

平成26年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●「九段南一丁目地区まちづくり意見交換会」開始（北・中・南街区） ⇒地区周辺のまちづくりの動き、地区の現状を踏まえて、まちの将来像について意見交換
平成27年2月	<ul style="list-style-type: none"> ●「九段南一丁目地区まちづくり勉強会」発足（北・中・南街区） ⇒意見交換会での意見を踏まえ、地権者が主体となる「まちづくり勉強会」に移行 ⇒3街区一体のまちづくりについて検討
平成28年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●「九段南一丁目地区再開発協議会」設立（北街区） ⇒再開発実現の可能性について検討開始
平成29年10月	<ul style="list-style-type: none"> ●「九段南一丁目地区再開発準備組合」設立
令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●「九段南一丁目地区まちづくり基本構想」改定 ⇒下記のまちづくりの方針を共有 <ol style="list-style-type: none"> ①九段下駅の駅前広場を中心とした地域の拠点形成 ②駅前広場から周辺へ繋がる快適なネットワーク整備 ③水と緑が連続するまちづくり

■地区の特色と課題

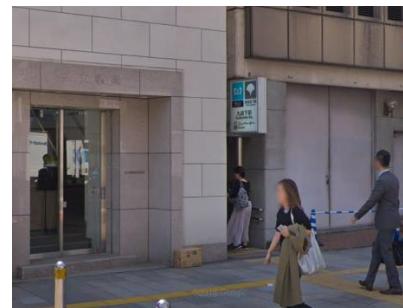
<地区の特色>

- **高い利便性**
・九段下駅、地下鉄結節点
- **周辺の自然環境**
・牛ヶ淵、清水濠、日本橋川の水辺空間
・北の丸公園の緑地空間
- **歴史文化資源**
・しょうけい館
・昭和館、武道館、靖国神社、築土神社
- **行政機能の集積**
・九段生涯学習館
・千代田区役所、千代田図書館、高齢者総合サポートセンター
・合同庁舎（東京法務局など）
- **開発動向**
・環状第1号線（内堀通り）整備予定
・九段会館テラス

<地区の課題>



1. 駅前の歩行者滞留空間の不足
・来街者を受け入れる滞留空間が不足
・傘を差してすれ違うことに十分な歩道幅員が不足



2. 視認性の低いバリアフリー-EV
・駅と地上をつなぐバリアフリーエレベーターは視認性が低い



3. 幅員の狭い川沿いの歩行空間
・歩車分離がされていない
・親水性の高い歩行者空間が整備されていない



4. 見通しの悪いクランク状の区道
・クランク状で見通しが悪く狭隘な道路（幅員4m）が残っている



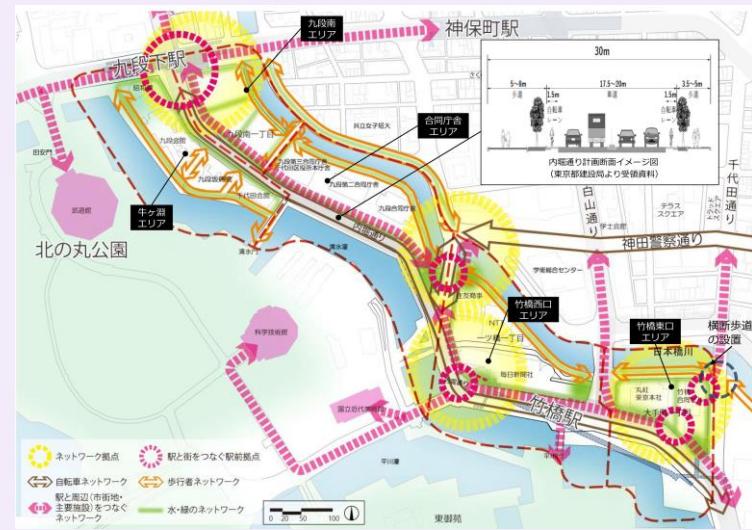
5. 防災性に課題がある老朽化建物
・狭隘な4m幅員の区道に面して防災性に課題のある建物が残っている



6. 薄暗く親水性の低い歩行空間
・高速道路の高架や護岸により薄暗く親水性の低い歩行者空間となっている
・違法駐輪や駐バイクも散見される

■まちづくりステップ

■九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針（令和4年10月改定）



・令和5年1月10日～1月24日 パブリックコメント実施

【九段南エリアのまちづくり方針】

- ▶ 地下鉄出入口のバリアフリー動線を再整備し、誰もが使いやすい駅前拠点を形成
- ▶ 歩道状空地を確保し、日本橋川両岸沿いの歩行者、緑、水辺の親水空間を創出
- ▶ 内堀通り沿いの歩道幅と合わせたアンブレラフリーの歩行者ネットワークを整備
- ▶ 駅前広場の整備、集客施設のイベント時にも対応する十分な歩行者空間、人を分散させるオープンスペースやにぎわい施設の整備
- ▶ 地下鉄、自転車、次世代モビリティ等の交通結節点を形成

■九段南一丁目地区まちづくりガイドライン（令和5年2月策定）



- 駅前広場**
 - 九段下駅からスムーズに接続する位置に、駅とまち、地上と地下を繋ぎ、九段下のゲート空間や地域の拠点となる駅前広場を整備
 - 来訪者や駅利用者等が滞留できるまとまりのある広場空間を整備し、賑わいの場を創出
- 歩行者ネットワーク**
 - 駅から周辺のまちへと繋がる快適な歩行者空間を整備
 - 内堀通りと日本橋川沿いを繋ぎ、回遊性を向上する歩行者空間を創出
 - ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい歩行者空間の充実
- 水と緑のネットワーク**
 - 水辺のつらやみのある歩行者空間を創出
 - 大手町や飯田橋方面に繋がる日本橋川沿いの親水空間を整備
 - 歩行者空間や敷地内の緑化を促進し、皇居やお洒の緑地とのネットワークを強化
- オープンスペース**
 - 来訪者が居心地の良さを感じられ、待ち合わせや憩い、イベント・祭りなどに活用できるようなオープンスペースを屋内外に整備
 - 歩行者ネットワークに沿って、多様なオープンスペースを設けることで、地区全体で多くの人々が楽しめる魅力的なまちを形成
- 駅まちネットワーク**
 - 地下から地上までを快適に繋ぎ、大手町及び神保町方面に繋がるネットワークを形成
 - 駅から直行街や高齢者総合サポートセンター、清水門等へのアクセスがより快適になる用に濡れない歩行者動線を整備
- 地下鉄快速アクセス改善**
 - 駅前広場の整備により、改札から地上出入口までのルートを変更
 - 分かりやすく使いやすいバリアフリー動線を再構築
- 自転車ネットワーク**
 - 内堀通りの自転車専用道整備と連携した、安全で快適な歩行者空間と走行空間の創出
- 駅前交通機能**
 - コミュニティサイクルポート等の交通施設整備を地区全体で行い、交通結節点を強化

- ・令和5年1月11日 ガイドライン説明会開催
- ・令和5年1月10日～1月24日 パブリックコメント実施

【ガイドラインで定めるまちづくり指針】

- 1) まちの“顔”となるゲート空間づくり
- 2) 拠点と周辺のまちを繋ぐ快適な歩行者空間と回遊性の高いネットワーク形成
- 3) 水と緑が連続する風格と潤いのあるまちづくり
- 4) 歴史・文化を継承する親しみのあるまちづくり
- 5) 環境に配慮した安全で安心なまちづくり
- 6) 拠点に相応しい景観の形成

■都市計画手続き

・令和5年9月以降都市計画法に基づく手続き開始予定

■都市計画決定

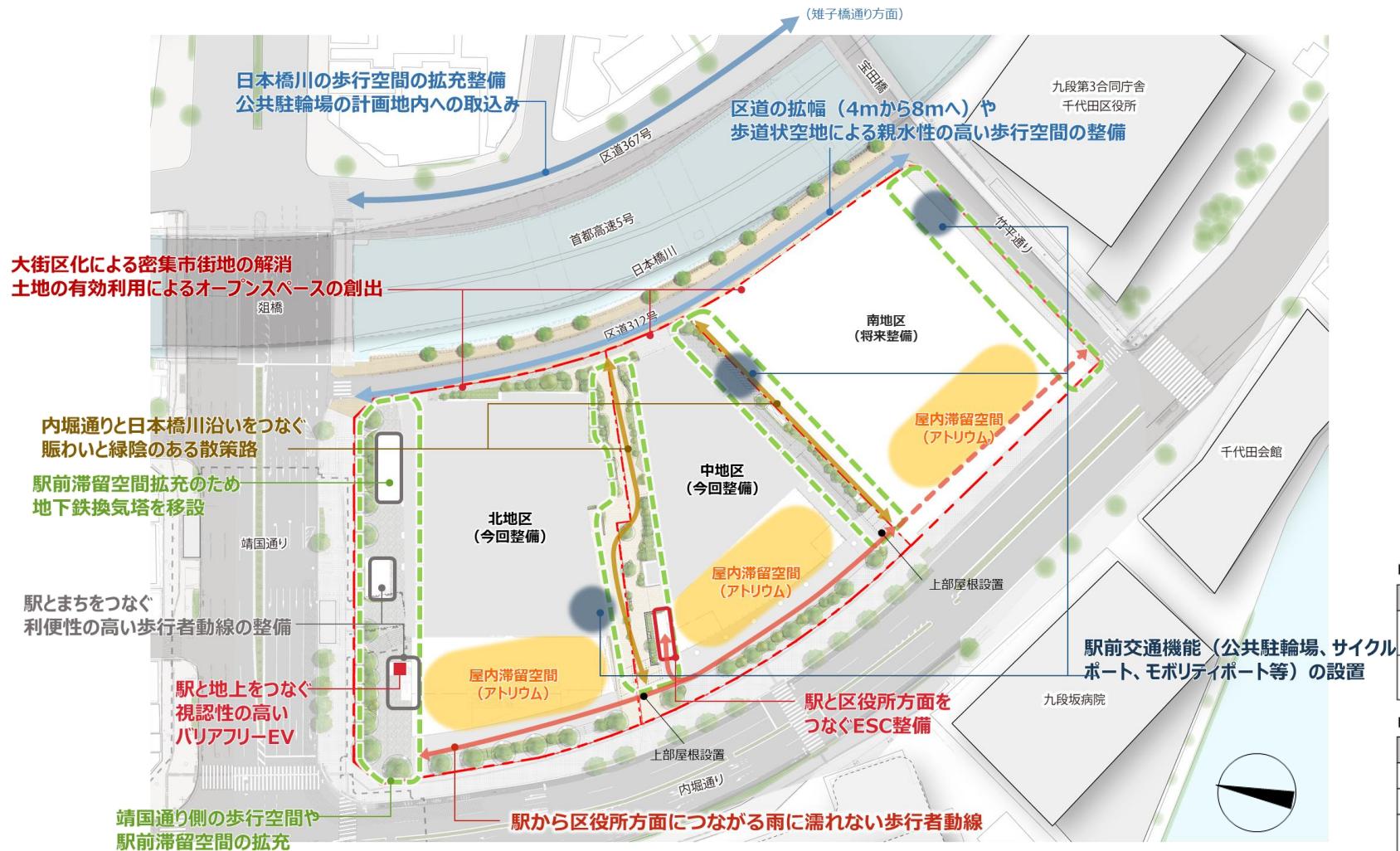
- ・再開発等促進区を定める地区計画（北・中・南街区）
- ・市街地再開発事業（北街区）



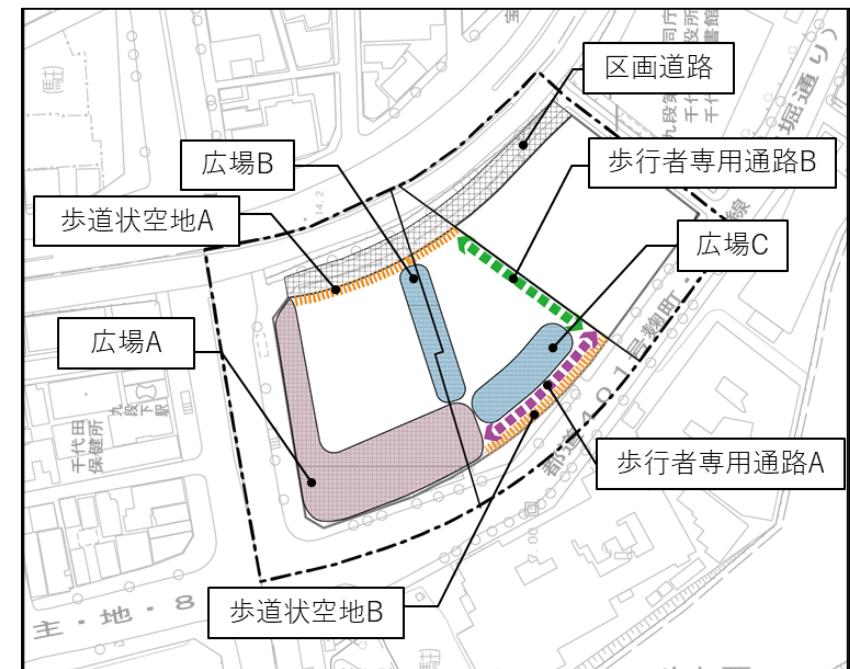
・街区ごとに事業手法や更新時期が異なることが想定されるため、街区ごとの段階的な廃道や廃道宅地化等も含めて今後廃道検討を行っていく

■上位計画を踏まえた計画イメージ

■ 3 地区一体の整備イメージ



■主要な公共施設・地区施設の配置イメージ



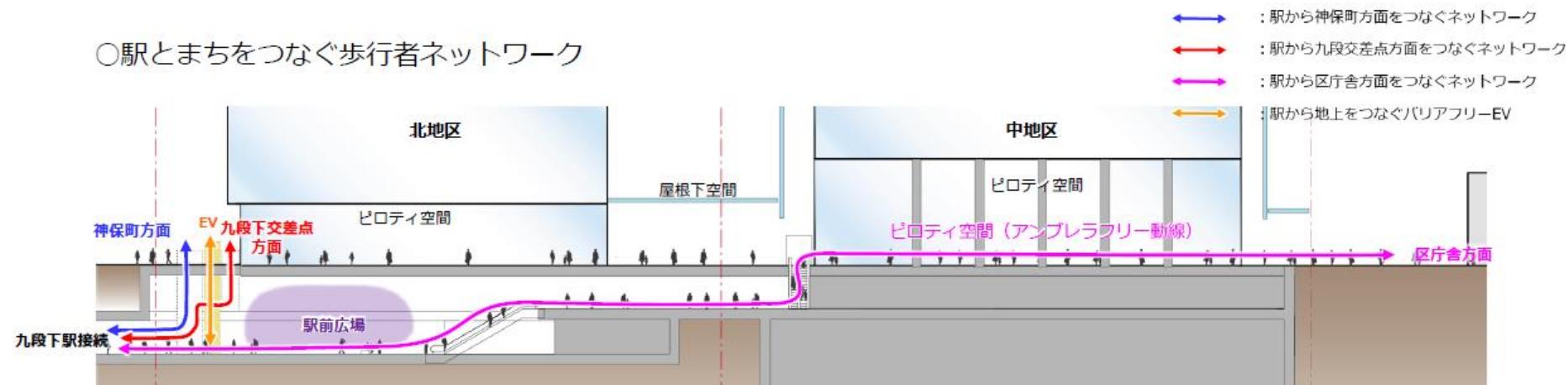
■主要な公共施設

名称	備考
広場A	新設 アトリウム空間（地下2階、地下1階、地上1階）等を含む。
歩行者専用通路A	新設 歩行者の快適性を高めるために設ける庇等を含む。

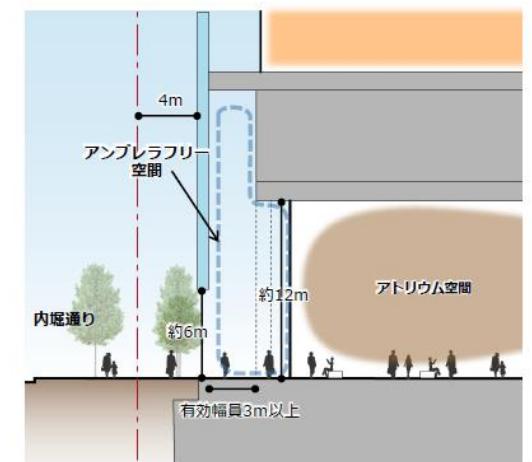
■地区施設

名称	備考
区画道路	拡幅
広場B	新設
広場C	新設 アトリウム部分を含む。
歩道状空地A	新設
歩道状空地B	新設
歩行者専用通路B	新設

○ 駅とまちをつなぐ歩行者ネットワーク



○ピロティ空間（アンブレラフリー動線）イメージ



※建物の最高高さは、170m以下の範囲で地区計画等に定めます
 ※建物は十分な壁面後退を行い、外周部はまちに開かれたオープンスペースを創出するため、各街区の建物に係る隣地斜線制限は緩和します
 ※現在検討中の内容であり、今後の関係者協議により変更となる可能性があります

■ 区有施設に関する考え方

地区内における区有施設概要
(九段南一丁目地区まちづくりガイドライン(令和5年2月策定)より引用)

地区内には、以下の施設が入居する区有建物がある。

所在地	完成年月	管理開始	建物構造
九段南1-5-12	昭和55年8月	昭和55年10月	SRC9階 7~9階：住宅 1~6階：九段生涯学習館

■ 九段生涯学習館

九段生涯学習館は、生涯学習の振興を図る為、自主的かつ継続的な学習活動をしているグループ・サークル等の団体が行う学習・集会・研究・実習等に対する場を提供する目的で、昭和55年9月18日に設立。



九段ギャラリー



集会室



和室



学習室



リクリエーションホール



実習室

■ 九段住宅(区営住宅)

昭和55年10月供用開始

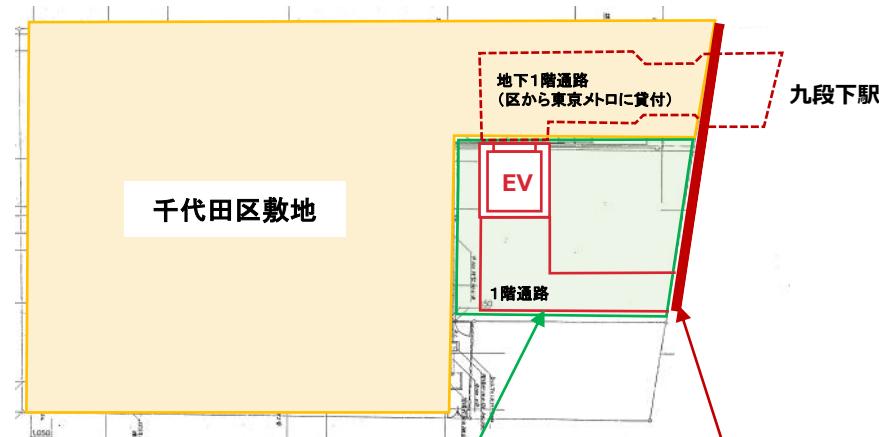
戸数	面積および間取り
9	2DK (41.72平方メートル) 6畳・4.5畳・台所兼食堂・トイレ・浴室
3	3DK (46.74平方メートル) 6畳・4.5畳×2・台所兼食堂・トイレ・浴室

- 区有施設が更新時期を迎えているが、単独での建て替えが困難なため、再開発事業への参画を見据えて、今後検討を行っていく。

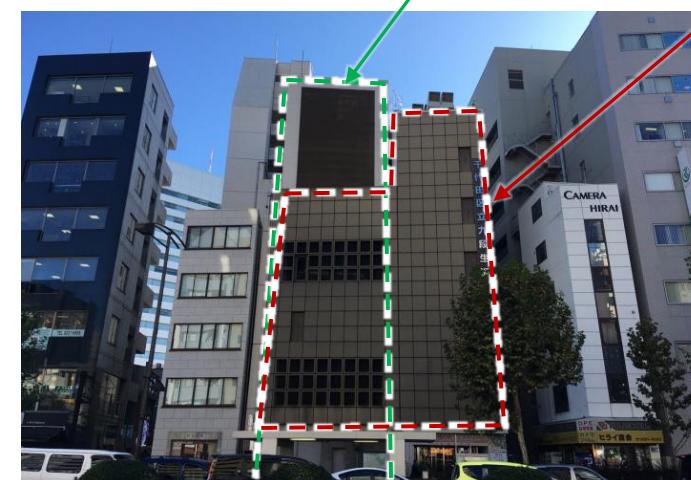
● 地区内区有施設に関する課題

- 竣工から40年以上が経過し、老朽化が進み更新期を迎えている
- 地下鉄九段下駅換気塔と一体施工(躯体共有)されている箇所があり、単独での建て替えが困難である
- 機能更新に伴い、区敷地を経由する九段下駅からのバリアフリー動線の再整備が必要
- 現位置で単独建て替えを行う場合、建築基準関係規定に基づき、駐車場の付置義務が発生し、付置義務台数及び接道規定に抵触(注1)する

<平面イメージ>



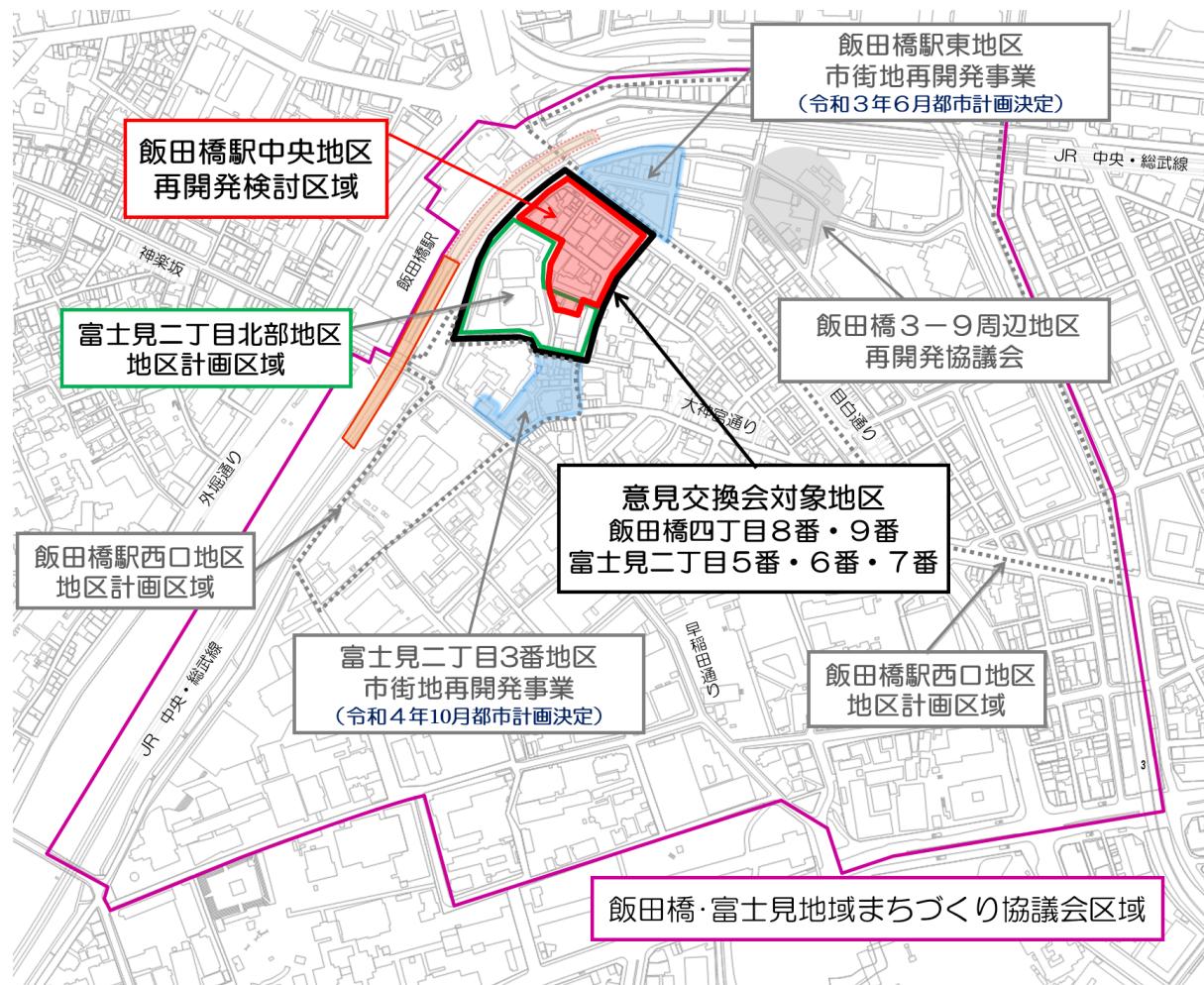
<現況写真>



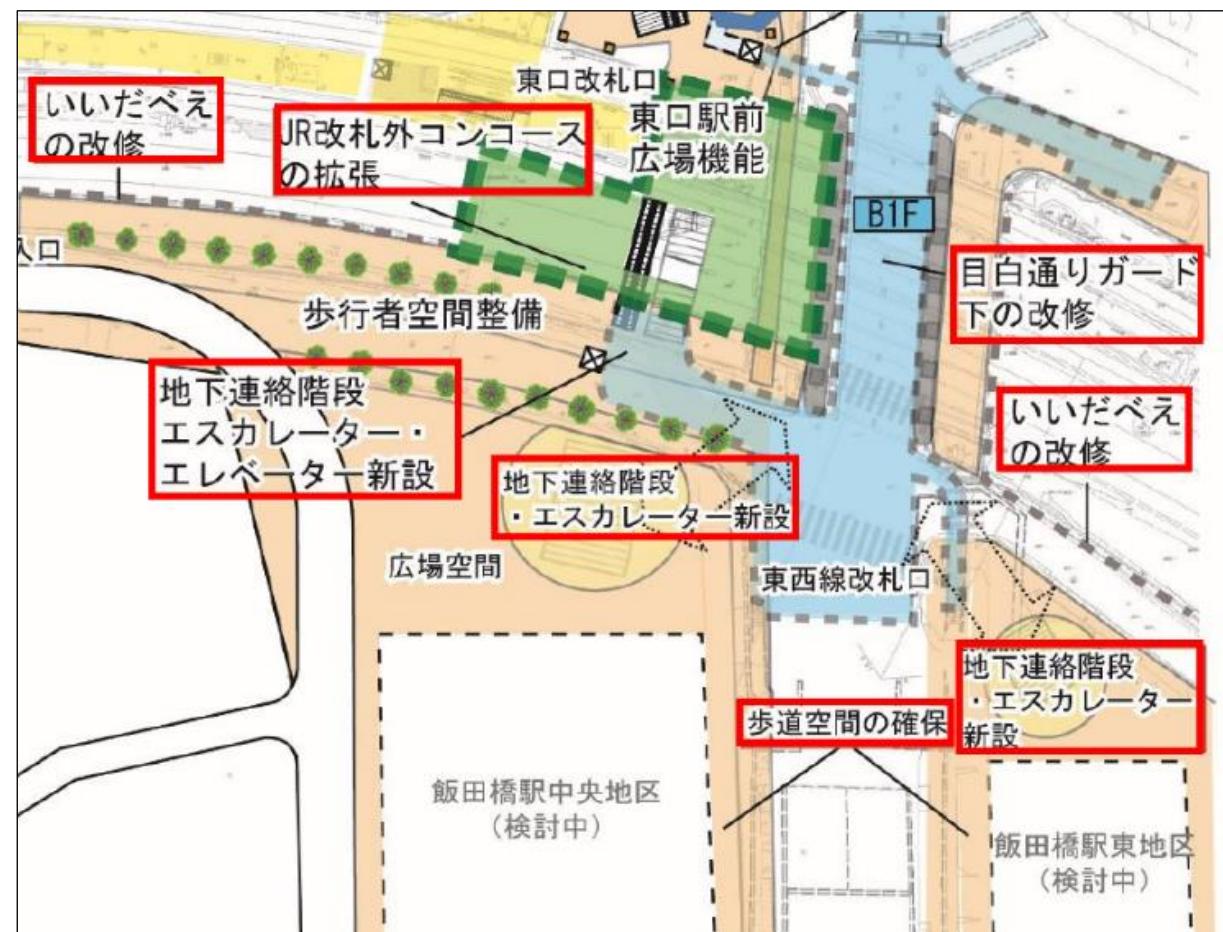
(注1) 附置義務駐車場の設置台数
現況：3台分確保
更新時：最大13台分確保(現在と同じ床面積で建て替える場合は10台分確保)
※駐車場4台以上確保する場合、出入口は幅員6m以上の道路に面していなければならない(東京都建築安全条例より)

飯田橋駅中央地区のまちづくりについて

■位置図



■飯田橋駅東口新整備構想【令和3年11月策定】



■飯田橋・富士見地域のまちづくりの取組み

平成17年8月から住民、大学、開発事業者、鉄道事業者等、地域の幅広い参画による「飯田橋・富士見地域まちづくり協議会」を設置し、地域の将来イメージを共有し、地域全体が連携・協調した地域主体の安全・安心・快適な魅力あるまちづくりを進めております。

平成17年	● 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会設立
平成18年	● 飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想策定
平成20年	● 飯田橋・富士見地域まちづくりガイドライン策定
令和3年	● 飯田橋駅東口新整備構想策定
令和4年	● 飯田橋・富士見地域まちづくりガイドライン補足基準改定

■飯田橋駅中央地区のまちづくりの経緯

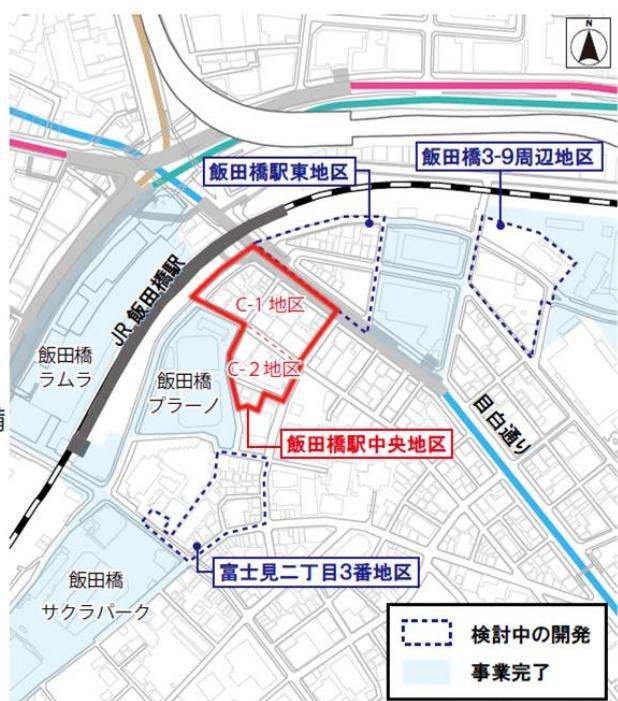
平成17年9月	● 飯田橋四丁目8番9番地区を考える会発足
平成26年6月	● 飯田橋四丁目8番9番地区まちづくり協議会設立
平成27年9月	● 飯田橋駅中央地区再開発準備組合設立
令和4年9月	● 飯田橋駅中央地区 事業説明会開催
令和5年1月	● 環境まちづくり特別委員会報告
令和5年2月	● 第1回富士見二丁目北部地区意見交換会開催
令和5年6月	● 第2回富士見二丁目北部地区意見交換会開催

飯田橋駅中央地区のまちづくりについて

■ 飯田橋駅中央地区再開発の概要 ※富士見二丁目北部地区意見交換会における事業者説明資料より抜粋

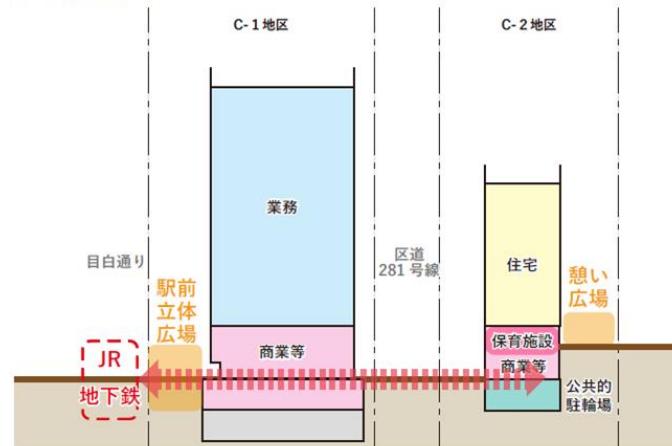
■ 事業概要

- 【施行者】**
飯田橋駅中央地区市街地再開発組合（予定）
- 【施行区域面積】**
約 1.1ha
- 【計画地の位置】**
東京都千代田区飯田橋四丁目8番9番
及び富士見二丁目6番5番の一部
- 【整備内容】**
- ◎公共施設（主なもの）
 - ・地上 / 地下の駅前広場の創出
 - ・歩車分離を見据えた自動車ネットワークの整備
 - ・地域住民の憩いの広場の創出
 - ・歩行者ネットワークの強化 等
 - ◎建築物
 - ・C-1地区 / C-2地区
 - 延床面積：約 74,400㎡ / 約 25,500㎡
 - 高さ：約 150 m / 約 100 m
 - 主な用途：業務・商業等（店舗・文化交流施設等）
/ 住宅・商業等（店舗・保育施設）
・公共的駐輪場



■ 全体イメージ

■ 断面イメージ



■ 駅前立体広場イメージ



■ 緑の空間・歩行空間イメージ



■ 緑の憩い広場イメージ



■ まちづくり方針

駅まち一体型都市拠点の形成 ~ 飯田橋の新たな"見附" ~

都市基盤に係る方針

地上 / 地下歩行者ネットワークの強化、駅前滞留空間の整備

土地利用・防災に係る方針

賑わいや活気を創出する地上 / 地下の駅前立体広場と防災拠点の整備

子供の利用に配慮した緑の憩いの場となる広場の整備

公共公益施設としての公共的駐輪場、保育施設整備



環境に係る方針

緑豊かでゆとりある歩行者空間・緑地空間の形成

※計画案は現在検討中のものであり、今後の検討・行政協議等により変更となる可能性があります

■ 都市計画スケジュール（予定）

令和5年9月以降

都市計画法に基づく手続き開始予定